

資料 1

令和3年11月15日
木の国・山の国県民会議資料

「第4期岐阜県森林づくり基本計画」

検討資料

岐阜県

<目次>

第1章	計画策定にあたって	
1	趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	策定方法	2
5	計画の推進と管理	2
第2章	これまでの施策の評価	
1	生きた森林づくり	3
2	恵みの森林づくり	5
3	100年先の森林づくり	7
第3章	県民の意見と岐阜県の森林・林業の現状	
1	県民の意見	9
2	森林資源の現状	10
3	木材流通の現状	13
4	木材産業の現状	14
第4章	時代の潮流	
1	SDGs（持続可能な開発目標）	15
2	2050年カーボンニュートラル	16
3	適応復興、グリーンインフ	17
4	世界規模での木材需給の変動	17
5	DX（デジタルトランスフォーメーション）	18
6	地域循環共生圏	18
第5章	第4期計画の全体像	
1	目指すべき方向性	19
2	基本方針と施策の柱	19
第6章	施策の柱ごとの主な取組み	
第1	森林づくりの推進	
1	災害に強い循環型の森林づくり	21
1-1	激甚化する災害に備えた山地防災力の維持・強化	21
1-2	100年先を見据えた森林づくりの方向性と仕組みづくり	25
1-3	森林経営管理法に基づく市町村による森林管理の支援	30
2	森林技術者の確保・育成・定着	34

第2 林業・木材産業の振興	
1 都市の木造化・脱炭素社会の実現に向けた県産材の需要拡大	38
2 DXの推進による林業・木材産業改革	44
2-1 需要に合わせ柔軟かつ迅速に対応する木材サプライチェーン の構築	44
2-2 木材の安定供給と森林所有者への利益還元	48
第3 森林の新たな価値の創造と山村地域の振興	
1 森林空間等を活用した森林サービス産業の育成による山村振興	53
1-1 新たな雇用と収入を生み出す森林サービス産業の育成	53
1-2 ぎふ木育30年ビジョンの実現に向けた「ぎふ木育」の新た な展開	57
2 きのこなどの特用林産物の振興	60

目標指標一覧

資料編

第1章 計画策定にあたって

1 趣旨

岐阜県では、平成18年に「岐阜県森林づくり基本条例」（以下「基本条例」という。）を制定し、天皇・皇后両陛下をお迎えして下呂市で開催した「第57回全国植樹祭」の開催日である、平成18年5月21日に施行しました。

この基本条例に基づき、平成19年に「岐阜県森林づくり基本計画（H19～23）」（以下「基本計画」という。）を策定し、林業経営を重視した「生きた森林づくり」に取り組みました。

平成24年には「第2期岐阜県森林づくり基本計画（H24～28）」を策定し、それまでの「生きた森林づくり」に加え、新たに環境保全を重視した「恵みの森林づくり」に取り組みました。その財源として、平成24年度に「清流の国ぎふ森林・環境税」を導入し、県民全体で森林や河川の保全・再生を支えていく新たな仕組みが生まれました。

平成27年に揖斐川町で開催した「第39回全国育樹祭」の成果を踏まえ、平成29年には「100年先の森林づくり」を新たな柱とした「第3期岐阜県森林づくり基本計画（H29～R3）」を策定し、将来の望ましい森林の姿へと誘導するための計画づくりに取り組んできました。こうした中、第3期基本計画が令和3年度に終期を迎えます。

近年、頻発化・激甚化する災害への対応や、世界的な目標であるSDGsの達成、2050年カーボンニュートラルの実現など、社会情勢の変化や新たな時代の潮流を勘案する必要が出てきました。そこで、第3期基本計画の評価を踏まえ、令和4年度から5年間の森林づくりの具体的な施策と、それに基づいた取組みを総合的かつ計画的に推進するため、「第4期岐阜県森林づくり基本計画（R4～8）」（以下「第4期基本計画」という。）を策定いたします（基本条例第12条第6項関連）。

2 計画の位置づけ

この計画は、基本条例に基づき、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、知事が定める森林づくりについての基本的な計画です（基本条例第12条第1項関連）。また、県の森林づくりに関する計画の最上位に位置づけられるもので、今後策定・変更する森林づくりに関する諸計画は、基本計画との整合性を保つことが必要です（基本条例第12条第2項関連）。

さらに、「清流の国ぎふ」創生総合戦略を踏まえ、県が重点的に取り組む森林・林業の施策について示す分野別計画でもあります。

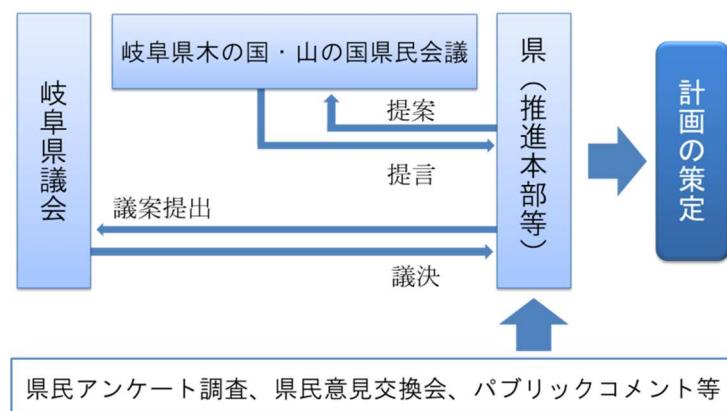
3 計画の期間

この計画の期間は、令和4（2022）年度を初年度として、令和8（2025）年度を目標年度とする5ヵ年計画とし、社会情勢の変化や県民の意向等に的確に対応するため、必要に応じて隨時見直すことができるものとします。

年 度	H18	H19～H23	H24～H28	H29～R3	R4～R8
基本計画	策定	計画期間			
第2期基本計画			計画期間		
第3期基本計画				計画期間	
第4期基本計画（今回）					計画期間

4 策定方法

この計画は、「岐阜県木の国・山の国県民会議」等の意見を聴くとともに、県民へのアンケート調査、県民との意見交換会やパブリックコメントの実施等により、広く県民の意見を聴取し、県議会の議決を経て策定しました。

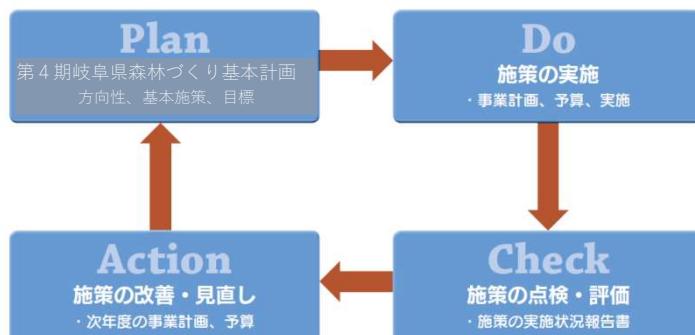


5 計画の推進と管理

この計画に基づく施策の実施状況については、毎年度、県議会に報告し、その結果を公表します。

公表に当たっては、「岐阜県森林づくり基本計画に基づく施策の実施状況報告書」として、ホームページ等を通じて発表します。

また、施策の点検・評価の結果は、次年度の事業計画や予算に反映していきます。



第2章 これまでの施策の評価

1 生きた森林づくり（第1期基本計画：平成19年度～）

～植えて・育て・伐って・利用する資源循環型の森林づくり～

第1期基本計画では、植えて・育て・伐って・利用する資源循環型の「生きた森林づくり」を目指し、木材の効率的な生産やA材からD材まで、木材を無駄なく有効利用（カスケード利用）することに取り組んできました。

（1）評価

- ・合板工場、大型製材工場、木質バイオマス発電施設の整備により、木材をA材からD材まで品質に応じて全て利用できる体制が整いました。
- ・伐採された木材の約5割が、計画的に製材工場等に直接供給される体制が整備され、流通コストが軽減しました。
- ・新たな県産材の需要先として、韓国・台湾・中国等への輸出量が約3倍に増加しました。
- ・伐採事業地の集約化、路網整備、機械化等により、木材の生産性が向上し木材の生産量が約8割増加しました。
- ・木質バイオマス発電施設の稼働により、森林内に放置されていた間伐材が搬出・利用されるようになりました。
- ・「主伐・再造林」の推進に合わせて必要となる苗木の生産体制が強化されました。

（2）主な取組み

①木材の需要拡大対策

- ・中津川市に合板工場を整備(H23稼働)
- ・郡上市に大型製材工場を整備(H27稼働)
- ・瑞穂市に木質バイオマス発電施設を整備(H26稼働)
- ・工場への直送を進める「岐阜木材ネットワークセンター」が設立(H17)
- ・岐阜県産材輸出推進協議会を設立。海外展示会へ出展(H26～)

②木材の生産拡大対策

- ・事業地の集約化、機械化などにより計画的かつ低コストな木材生産を実現する健全で豊かな森林づくりプロジェクトの実施(H18～)
- ・产学研官が連携し、技術開発等に取り組む「岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム」を設立(H26)
- ・下呂市に「岐阜樹木育苗センター」を整備(H28稼働)

(3) 主な指標

項目名(単位)	平成19年度	令和2年度	増加率
木材（丸太）生産量（万m ³ ）	31.4	57.6	83 %
木材の生産性（m ³ ／人・日）	3.4	5.0	47 %
森林技術者数（人）	1,145	939	-18 %
県産材製品輸出量（m ³ ）	698(H27)	1,971	182 %
苗木生産量（万本）	51	84	65 %

2 恵みの森林づくり（第2期基本計画：平成24年度～）

～守って、活かす、環境保全型の森林づくりの評価～

第2期基本計画では、目的に応じたきめ細かな森林の保全整備と活用を図るため、「生きた森林づくり」に加え、新たに環境保全を重視した「恵みの森林づくり」を目指し、公益的機能が高度に発揮される森林や、県民一人ひとりが森林・林業を理解し、森林を支える社会づくりに取り組んできました。

（1）評価

- ・自然と共生した新しい森林の活用とビジネスモデルを提唱する「恵みの森づくりコンソーシアム」に37（R3.6現在）の企業等が参画し活動しています。
- ・「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用し、これまで手を入れられなかつた水源林や里山林の整備、倒木の恐れのある危険木の除去などが進みました。
- ・岐阜県内の水源林を守るため「水源地域保全条例」を制定し、約5万8千haの森林を水源地域に指定しました。
- ・県内5ヶ所において「環境保全モデル林」を整備し、里山の新たな保全・活用を進めました。
- ・CSR（企業の社会的責任）やSDGs（持続可能な開発目標）の気運の高まりで、「企業との協働による森林づくり」が進みました。
- ・平成24年度に策定した「ぎふ木育30年ビジョン」の実現に向け、拠点施設である「ぎふ木遊館」と「森林総合教育センター（morinos）」を整備し、木育指導者の育成等が進みました。

（2）主な取組み

- ・「恵みの森づくりコンソーシアム」を設立（H23）
- ・「清流の国ぎふ森林・環境税」を導入（H24）
- ・「岐阜県水源地域保全条例」を制定（H24）
- ・「環境保全モデル林」を5ヶ所整備（H24～）
- ・「ぎふ木育30年ビジョン」を策定（H24）
- ・森林文化アカデミーとドイツ・ロッテンブルク大学が連携覚書を締結（H26）
- ・第39回全国育樹祭を開催（H27）
- ・第2期「清流の国ぎふ森林・環境税」を開始（H29）
- ・「ぎふ木遊館」、「森林総合教育センター（morinos）」がオープン（R2）
- ・「岐阜県水源地域保全条例」を改正（R2）

(3) 主な指標

項目名(単位)	平成24年度	令和2年度 (平成24年度からの累計)
里山林整備面積(ha)	241	3,903
危険木の除去(箇所)	17(H26)	466
水源地域指定面積(ha)	50,885(H25)	57,893
木育指導者養成数(人)	78	556
企業との協働による森林づくり地区数(箇所)	15	26

3 100年先の森林づくり（第3期基本計画：平成29年度～）

～生活に寄り添った地域ごとの望ましい森林への転換の評価～

第3期基本計画では、これまでの「生きた森林づくり」と「恵みの森林づくり」を継承するとともに、100年先を見据えた森林への転換を目指し、4つの森林区分に応じた森林づくりに取り組んできました。

<4つの森林区分に応じた森林づくり>

- ・木材生産林：人工林の経営林としての維持、広葉樹の有効活用
- ・環境保全林：公益的機能を重視した天然林化、針広混交林化
- ・観光景観林：観光資源として活用できる森林づくり
- ・生活保全林：獣害や危険木から住民の生活環境を守る森林づくり

(1) 評価

- ・全ての民有林について森林配置計画が策定され、100年先の望ましい森林の姿が明確になりました。
- ・森林配置計画に沿った森林整備が進みつつありますが、木材資源の平準化のために進めている「主伐・再造林」は、計画の約4割に留まっています。
- ・市町村の林務行政支援等のため「岐阜県地域森林監理士」を23人養成し、市町村の体制支援に努めた結果、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の取組みが進みました。

(2) 主な取組み

- ・市町村において地域検討会を開催し、森林配置計画を策定

(単位：ha)

		当初計画	策定 (令和2年度)	※③④は①または②と重複して指定	
①木材生産林		203,000	205,278		
②環境保全林		457,000	477,718		
③観光景観林		27,000	50,236	(木材生産林)	20,163
				(環境保全林)	30,073
④生活保全林		43,000	17,293	(木材生産林)	5,190
				(環境保全林)	12,103
③と④の重複		-	2,781	(木材生産林)	1,293
				(環境保全林)	1,488

- ・環境保全林の針広混交林化検討のため調査区域を県下5ヶ所（本巣市、揖斐川町、八百津町、中津川市、高山市）に設置し、施業の効果を検証
- ・市町村の林務行政支援や、民有林経営の助言等を行う地域森林監理士の養成研修、認定試験を実施

(3) 主な指標

項目名(単位)※累計	平成29年度	令和2年度 (※平成29年度からの累計)
「100年の森林づくり計画」策定割合 (%)	55.3	100
環境保全林整備面積 (ha)	1,725	7,075 ※
再造林面積 (ha)	168 (計画345)	665 (計画1,505) ※
「岐阜県地域森林監理士」認定者数 (人)	5	23
災害跡地復旧工事3年以内完了率 (%)	96	74

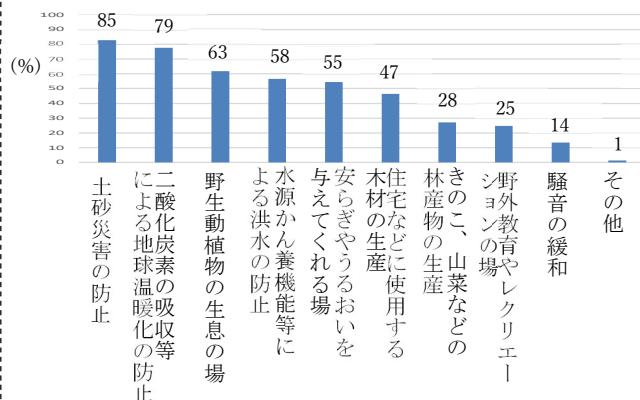
第3章 県民の意見と岐阜県の森林・林業の現状

1 県民モニター調査結果

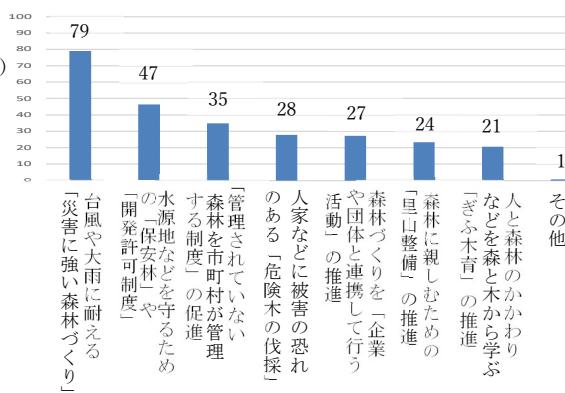
- 令和2年8月に県政モニター（注1）へのアンケート調査を実施しました。
重要だと思う森林の役割は、「土砂災害の防止」（85%）や「地球温暖化の防止」（79%）など、森林の公益的機能（注2）の発揮でした。
- 重要だと思う森林づくり施策では、「災害に強い森林づくり」が79%と最も高く、林業振興施策では、「技術者の育成・確保」（57%）でした。

◇県政モニター調査結果

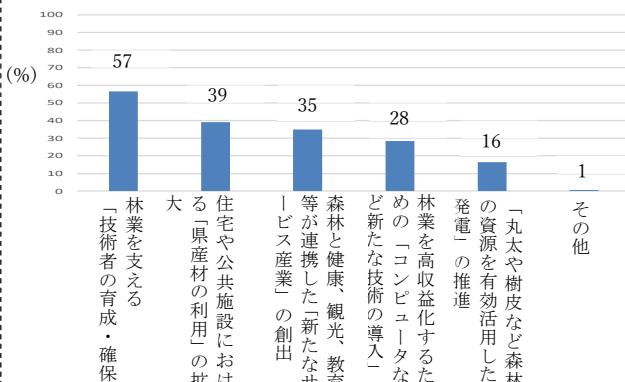
Q1. 重要だと思う森林の役割は？（複数回答）



Q2. 重要だと思う森林づくりに関する施策は？



Q3. 重要だと思う林業の振興に関する施策は？（複数回答）



注1：県政モニター調査

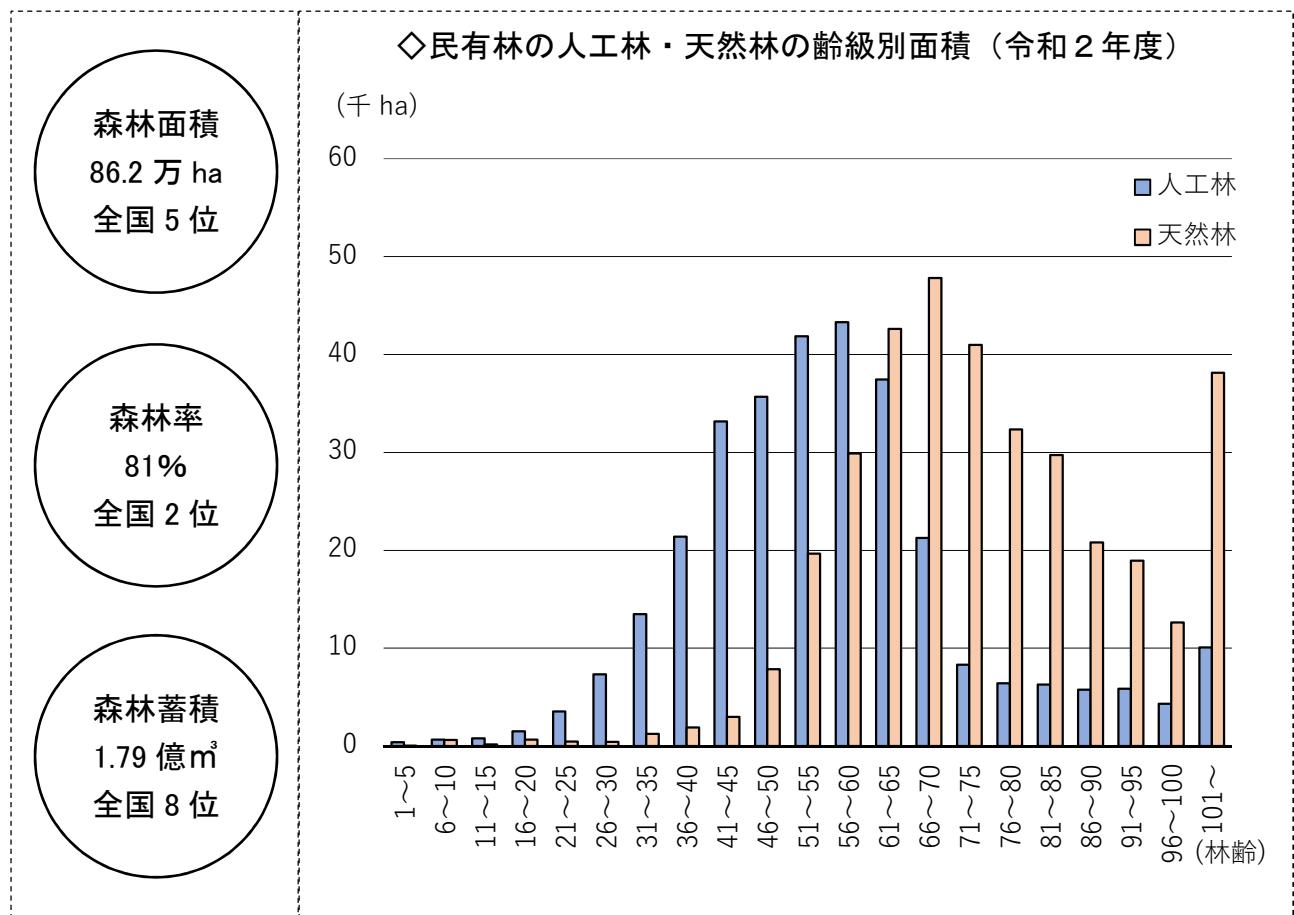
県内在住の一般公募や無作為抽出の承諾者で、県政に関するアンケート等にご協力いただける方（県政モニター）を対象とした調査。今回は令和2年8月に715名から回答。

注2：森林の公益的機能

森林の機能のうち、洪水や土砂崩れ等を防ぐ防災機能（下流部における災害防止）、地球温暖化防止機能、生物多様性の保全機能、水源かん養機能等をいう。

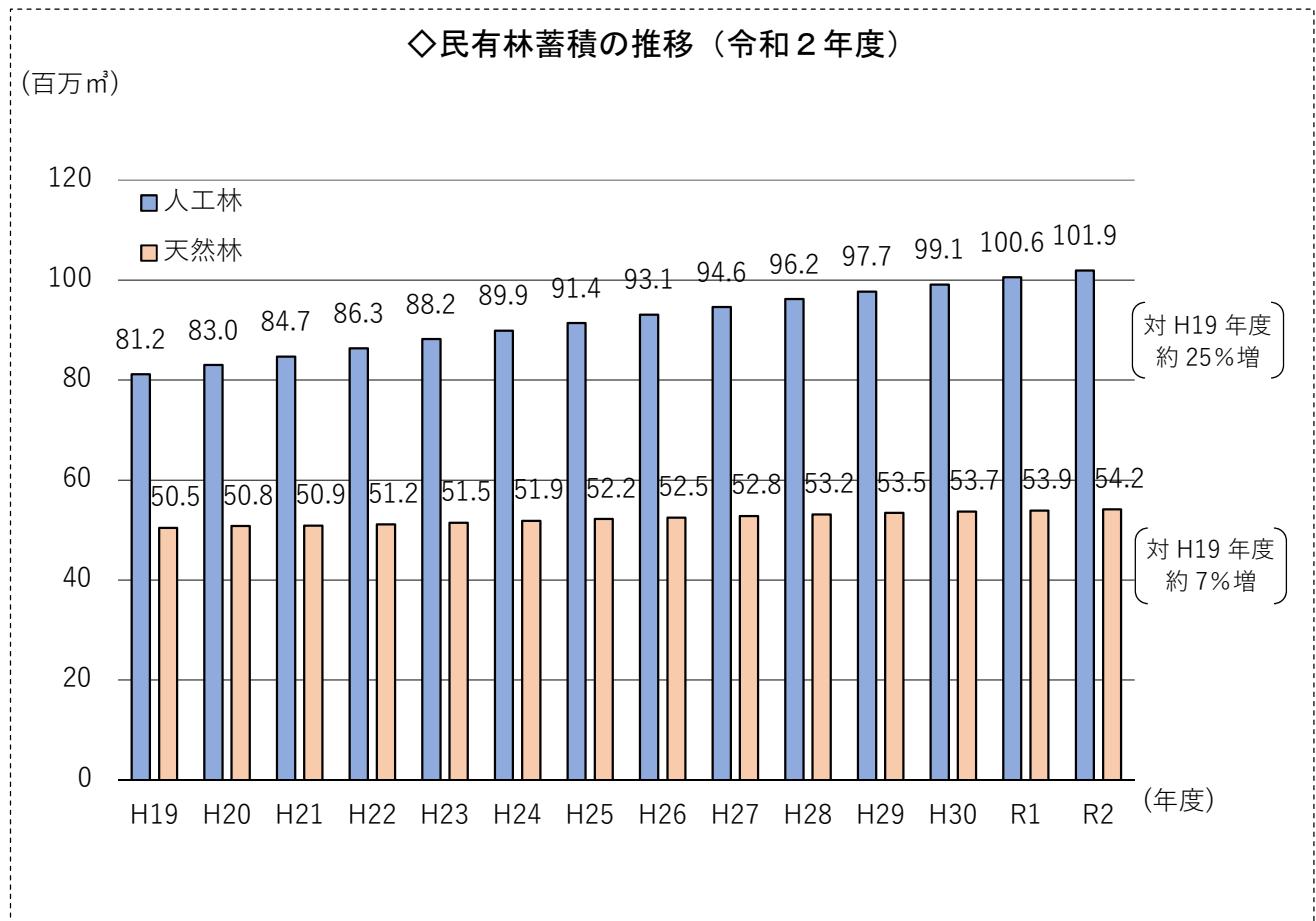
2 森林資源の現状（森林面積等）

- 岐阜県の森林面積は、86万2千ha（全国第5位）で、県土面積の81%（同第2位）を占めています。また、森林蓄積は1億7千9百m³（同第8位）となっており、全国でも有数の森林県です。
- 民有林の人工林は56～60年生（12齢級）、天然林は66～70年生（14齢級）をピークとした面積分布となっています。



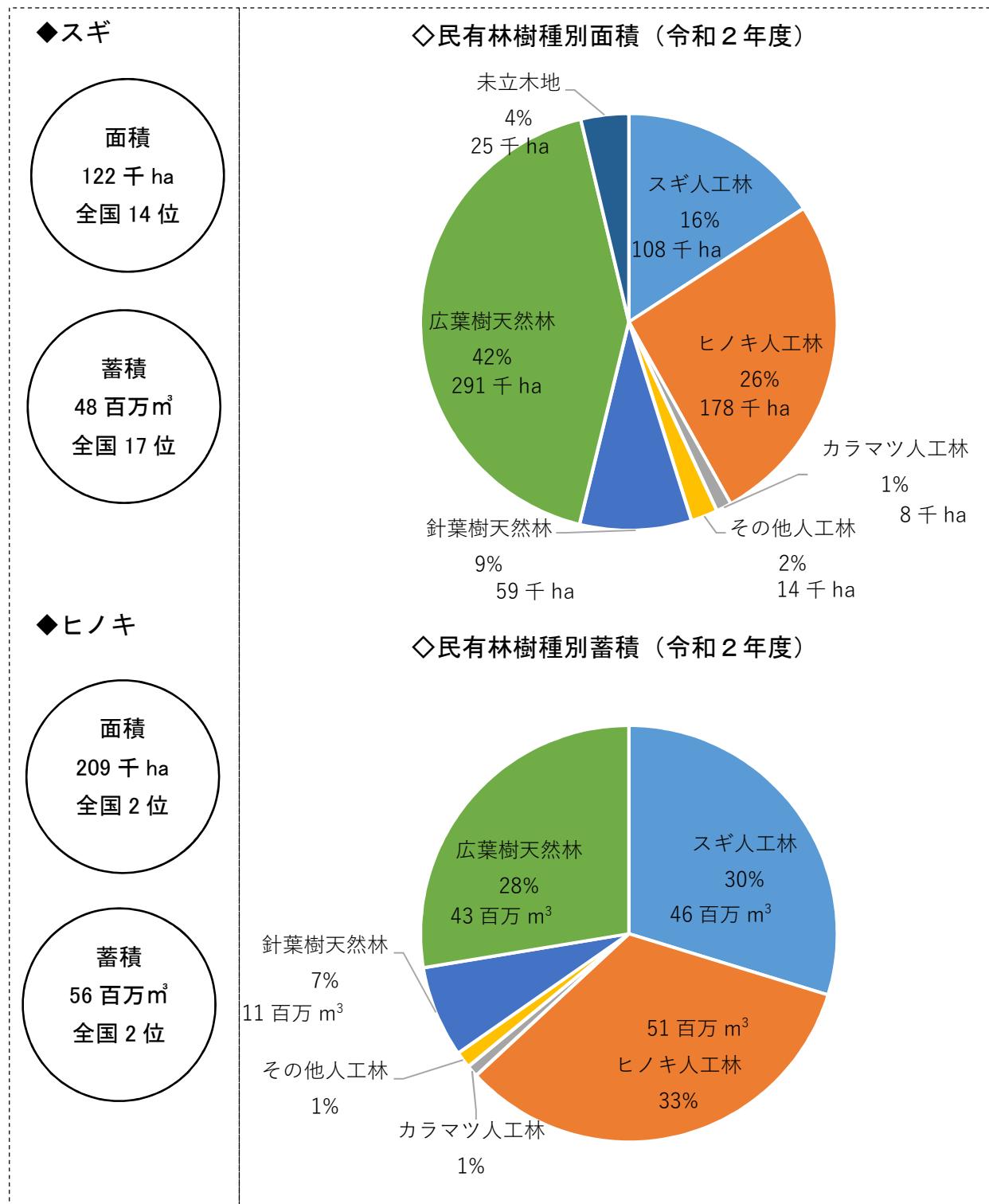
2 森林資源の現状（森林の蓄積）

- ・民有林の蓄積は近年、年間約 170 万 m³増加しており、年間木材生産量（令和元年：57 万 3 千 m³）を大きく上回っています。
- ・人工林、天然林ともに蓄積は増加していますが、人工林の方が蓄積の増加量は大きくなっています。



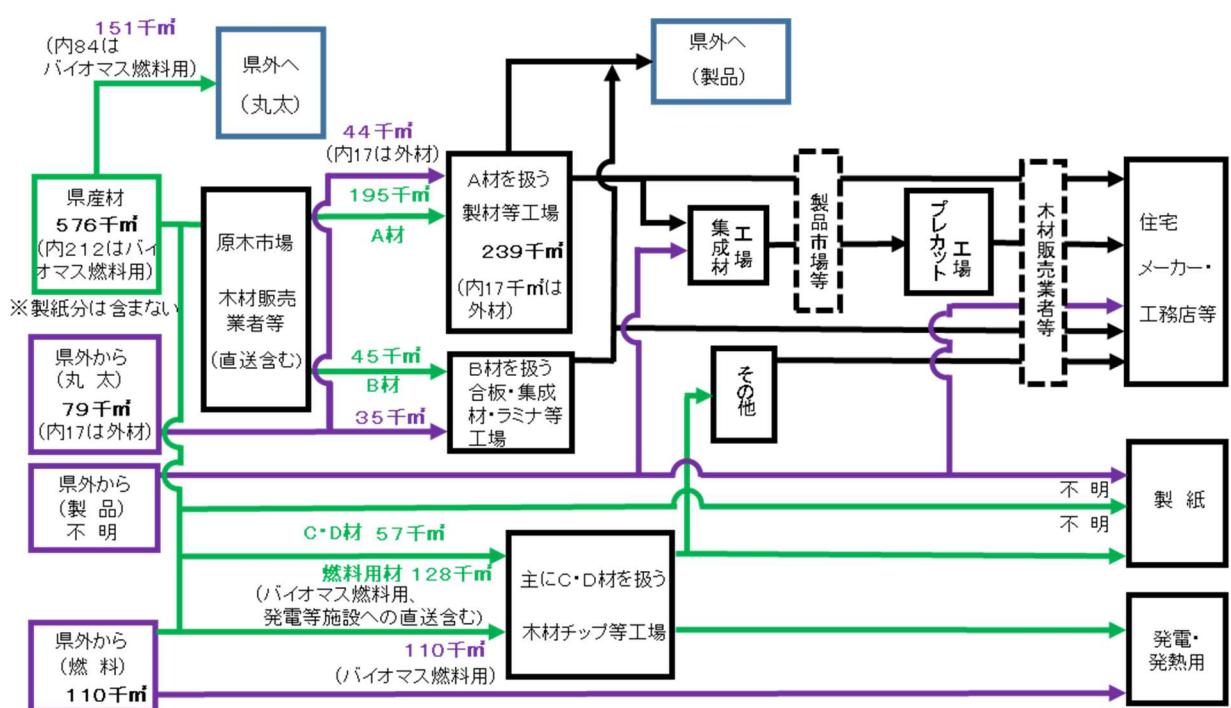
2 森林資源の現状（樹種別面積等）

- 民有林の樹種別面積は、広葉樹天然林が最も大きく、続いて、ヒノキ人工林、スギ人工林の順になっています。
- 蓄積は、ヒノキ人工林が最も多く、続いて、スギ人工林、広葉樹天然林の順になっています。



3 木材流通の現状

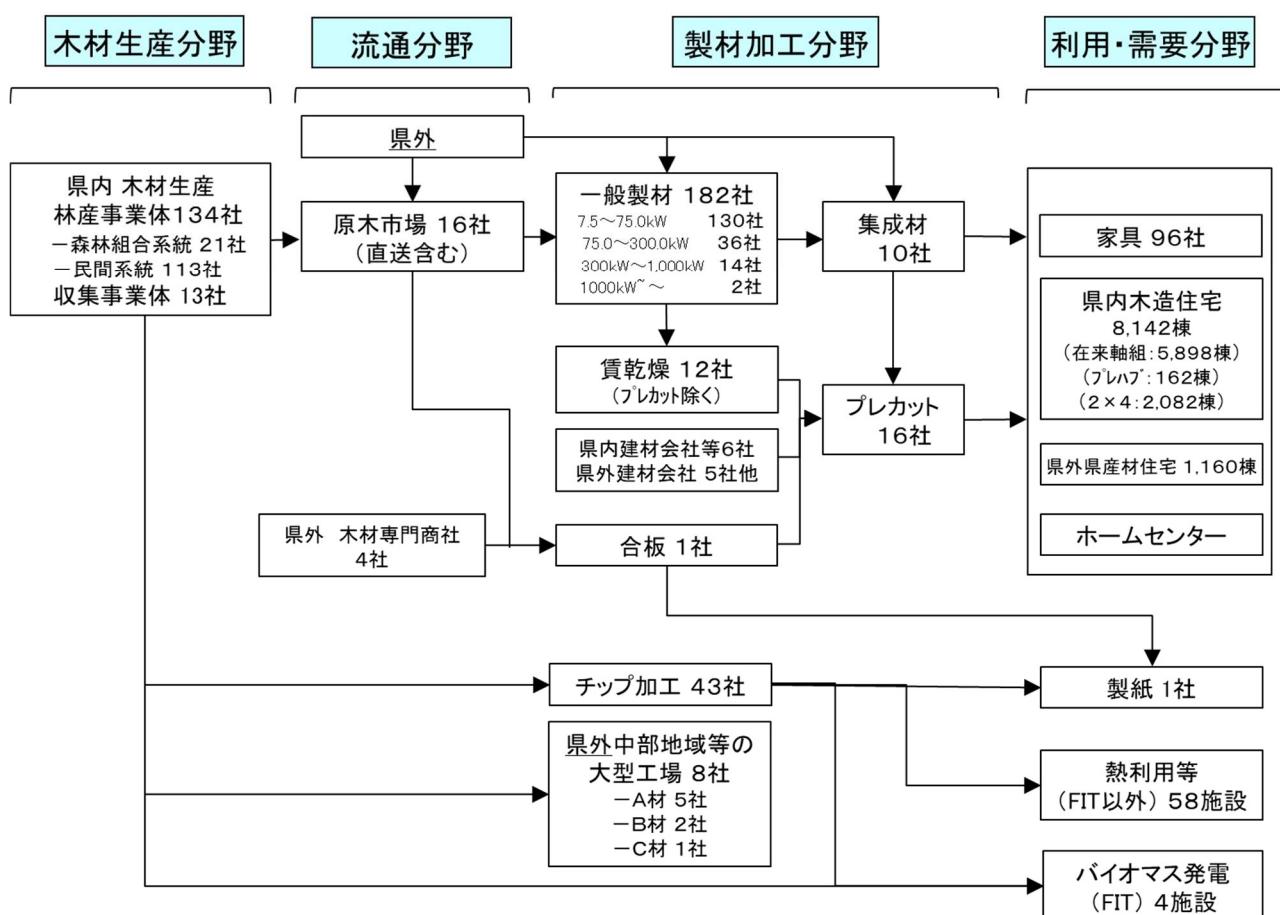
- ・県内の木材生産量（令和2年）は57万6千m³で、このうち県内で42万5千m³消費され、県外へ15万1千m³移出されています。一方で、県内で消費されるA材の2割、B材の4割が県外から供給されています。
- ・製材工場、合板工場、チップ工場などにより、木材の品質に応じた加工が県内で行われ、需要者に供給されています。
- ・製材品、合板等、多くの部材はプレカット工場で加工され、建築現場に納入されています。

令和2年次 岐阜県における木材加工・流通の概観 単位：千m³（丸太換算）

4 木材産業の現状

- ・林産事業体 134 社、原木市場 16 社を始め、県内外の多くの企業が県産材の生産、流通、加工、そして利用に関わっています。
- ・製材工場数は 182 社(全国 1 位)ですが、中小規模の工場が多く、1 工場当たりの原木消費量は全国平均の 3 分の 1 程度です。
- ・木材生産分野では上位 5 社で全体の 3 割程度を生産しており、製材加工分野では上位 5 社で全体の 5 割程度を消費しています。

岐阜県における木材の流れ



第4章 時代の潮流

第3期基本計画策定時と比べ、森林・林業を取り巻く情勢や果たすべき役割は大きく変化しています。このため、計画を策定するにあたっては、時代の潮流を勘案し、それらに対応しながら各般の施策を進めていく必要があります。

1 SDGs（持続可能な開発目標）

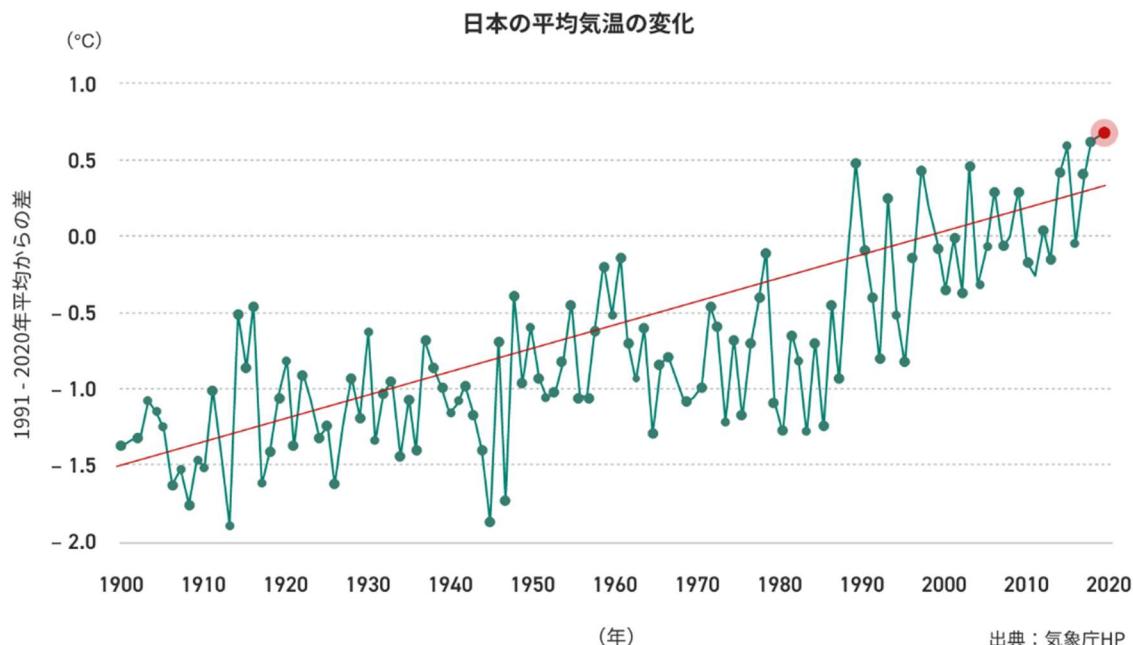
- SDGsは、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された、「誰一人取り残されない（no one will be behind）」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のための、2030年までに解決すべき17の目標です。
- 各目標を幅広くとらえると、森林・林業・木材産業はSDGsの全ての目標に関連します。
- 森林・林業・木材産業においては、SDGsの根幹的な考え方である「持続可能性」を実現するために「経済と環境のバランスへの配慮」が求められています。

SDGs Wedding Cake 体系に基づく岐阜県の森林・林業主要施策



2 2050年カーボンニュートラル

- 平成27（2015）年に開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）においてパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること等が合意されました。
- 世界の平均気温は平成29（2017）年時点では、工業化以前（1850年～1900年）と比べ、既に約1°C上昇。気温の上昇率が比較的大きい北半球の中緯度に位置する日本の上昇スピードは更に速く、今後更なる気温上昇が予想されています。
- 近年、国内外で様々な気象災害が発生しています。個々の気象災害と気候変動問題との関係を明らかにすることは容易ではありませんが、気候変動に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予想されています。
- 日本においても、農林水産業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動等への影響が出ると指摘されています。
- こうした状況は、もはや単なる「気候変動」ではなく、私たち人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。
- こうした危機を回避するためには、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、「吸收量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにする「カーボンニュートラル」の実現が必要で、令和2（2020）年には日本政府が「2050年カーボンニュートラルを目指す」ことを表明しました。
- この「吸收量」の多くは森林が担うものであり、間伐や再造林といった適切な森林整備等が求められています。



3 適応復興、グリーンインフラ

(1) 適応復興

- ・令和2（2020）年6月に、環境大臣と内閣府特命担当大臣（防災）の連名で発表された、「気候変動×防災に関する共同メッセージ」で提唱された考え方です。
- ・自然の性質を活かして災害をいなしてきた古来の知恵にも学びつつ、土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める発想であり、「災害をいなし、すぐに興す」社会を目指すものです。

(2) グリーンインフラ

- ・米国で発案された社会资本整備手法で、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方を基本として、1990年代後半から欧米を中心に推進された考え方です。
- ・日本では、平成25（2013）年頃から国土交通省が推進しており、自然環境が有する機能を社会における様々な課題の解決に活用が検討されています。
- ・自然環境が有する機能を引き出し、地域課題に対応していくことを通じて、持続可能な社会や自然共生社会の実現、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資に貢献するという考え方方が重要です。
- ・これまででは、都市部での対応に議論が集中してきましたが、都市部での対応のみでは、自然災害に適応できなくなる恐れがあり、森林などの健全な自然資本財を維持することで都市も守られると言えます。

4 世界規模での木材需給の変動

- ・昭和30（1955）年代、日本では戦後の復興等のため急増した木材需要を賄うため、木材輸入量の規制緩和が段階的に始まり、昭和39（1964）年に全面自由化となりました。その後、様々な自由貿易交渉を経て、木材製品の関税の引き下げや撤廃が進みました。
- ・こうしたこともあり、日本の木材輸入量は増加を続け、平成14（2002）年の木材自給率は18.8%まで低下しました。近年では国内の木材資源の充実等を背景に、自給率は回復傾向にありますが、令和2（2020）年で41.8%に留まり、依然多くを輸入に頼っている現状にあります。特に住宅建築に使用される柱材の6割、横架材の9割は輸入材が使われています。
- ・一方で世界に目を向けると、輸出入量は増加傾向にあります。令和元（2019）年の製材輸入量は平成12（2000）年から1.4倍に増加し約1億5千万m³となり、そのうち中国とアメリカが約4割を占めています。
- ・こうしたなか、新型コロナウイルス感染症の影響からの経済回復が進むアメリカにおける住宅需要の急増を端緒とし、世界規模で木材の流通が大きな影響を受けました。日本においても輸入材が不足し、その代替として国産材需要が増加し、価格が高騰しました。しかし、急増する需要に国産材の生産が追いつかず、木造住宅を扱

う工務店が大きな影響受けるいわゆる「ウッドショック」が発生しました。

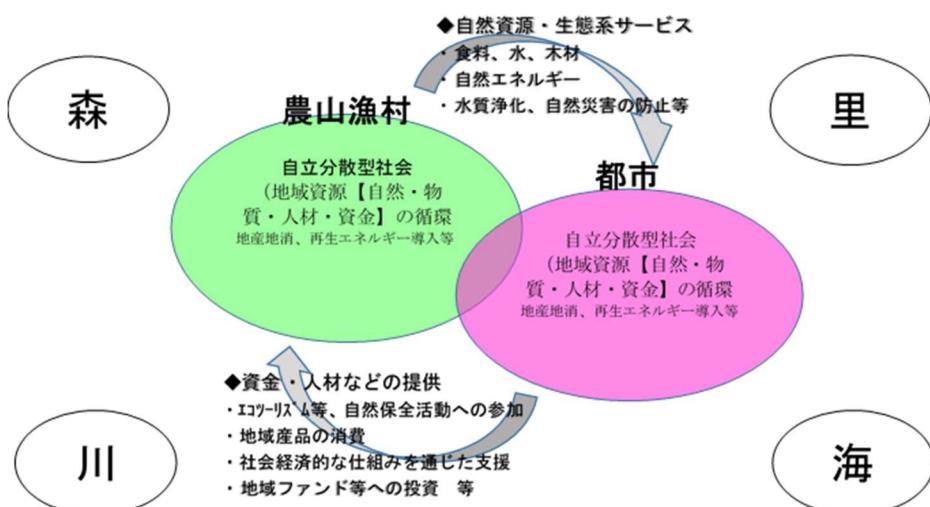
- ・ウッドショックは一時的な現象との見方もありますが、輸入依存度が高い日本のサプライチェーンの脆弱性を浮き彫りにしたと言えます。
- ・木材市場のグローバル化が進む中、今後も起こり得る世界規模の木材需給の変動にも柔軟に対応できる、県産材の生産、加工、流通体制の改革、強化が求められています。

5 DX（デジタルトランスフォーメーション）

- ・経済産業省が平成30（2018）年にまとめた「DX推進ガイドライン」によると、DXは以下のとおり定義されています。
「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企业文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」
- ・林業分野でも、ICT、IoTの活用をより一層進め、川上から川下までを最新のデジタル技術でつなぎ、データ連携により新しい価値を創造する「林業DX」の実現が求められています。
- ・一方で、「デジタル社会」が浸透するほど、反対に、自然を体感する「アナログ社会」へのニーズが高まることが予想され、森林空間を活用した新たなビジネスを創出する機会となることが期待されます。

6 地域循環共生圏

- ・第5次環境基本計画（平成30（2018）年4月閣議決定）において提唱された、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支えあうことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。
- ・農山漁村も都市も活かす、我が国の地域の活力を最大限に発揮する構想であり、各地域での実践によりSDGsやSociety5.0の実現にもつながります。



第5章 第4期基本計画の全体像

これまでの施策の評価や森林・林業の現状、時代の潮流などを踏まえ、第4期基本計画では次のとおりの全体像で取り組みます。

1 目指すべき方向性

- (1) 産業・防災・環境のバランスを重視した森林づくりを実現する。
- (2) 木材の需要を拡大し、生産された木材が余すことなく活用され、利益が全ての関係者に還元される林業・木材産業を実現する。
- (3) 森林や自然環境が有する資源を最大限活用し、山村地域に新たな産業と雇用を創出する。

2 基本方針と施策の柱

(1) 基本方針

「清流の国ぎふ」の未来を支える森林づくり
～森林を「守り」「活かし」「親しむ」魅力あふれるふるさとを目指して～

(2) 施策の柱

1) 森林づくりの推進

- ①災害に強い循環型の森林づくり
 - 激甚化する災害に備えた山地防災力の維持・強化
 - 100年先を見据えた森林づくりの方向性と仕組みづくり
 - 森林経営管理法に基づく市町村による森林管理の支援
- ②森林技術者の確保・育成・定着

2) 林業・木材産業の振興

- ①都市の木造化・脱炭素社会の実現に向けた県産材の需要拡大
- ②DXの推進による林業・木材産業改革
 - 需要に合わせ柔軟かつ迅速に対応する木材サプライチェーンの構築
 - 木材の安定供給と森林所有者への利益還元

3) 森林の新たな価値の創造と山村地域の振興

- ①森林空間等を活用した森林サービス産業の育成による山村振興
 - 新たな雇用と収入を生み出す森林サービス産業の育成
 - ぎふ木育30年ビジョンの実現に向けた「ぎふ木育」の新たな展開
- ②きのこなどの特用林産物の振興

基本方針

「清流の国ぎふ」の未来を支える森林づくり

森林を「守り」「活かし」「親しむ」魅力あふれるふるさとを目指して

施策区分

1 森林づくりの推進

2 林業・木材産業の振興

3 と山村地域の振興 森林の新たな価値の創造

施策の柱

1 災害に強い循環型の森林づくり

- ① 激甚化する災害に備えた山地防災力の維持・強化
- ② 100年先を見据えた森林づくりの方向性と仕組みづくり
- ③ 森林経営管理法に基づく市町村による森林管理の支援

2 森林技術者の確保・育成・定着

1 都市の木造化・脱炭素社会の実現に向けた県産材の需要拡大

2 DXの推進による林業・木材産業改革

- ① 需要に合わせ柔軟かつ迅速に対応する木材サプライチェーンの構築
- ② 木材の安定供給と森林所有者への利益還元

1 森林空間等を活用した森林サービス産業の育成による山村振興

- ① 新たな雇用と収入を生み出す森林サービス産業の育成
- ② ぎふ木育30年ビジョンの実現に向けた「ぎふ木育」の新たな展開

2 きのこなどの特用林産物の振興

第6章 施策の柱ごとの主な取組み

第1 森林づくりの推進

1 災害に強い循環型の森林づくり



1-1 激甚化する災害に備えた山地防災力の維持・強化

現状と課題

- 近年、集中豪雨の頻発など異常気象による災害の激甚化が懸念されており、県民の安全で安心な暮らしを支える森林の働きの重要性はますます高まっています。
- 県では、平成18（2006）年度より「災害に強い森林づくり」を進めており、その成果として民有林人工林のうちの約38%において1回以上の間伐が実施されました。しかし、地域によって進捗に差があります。
- 今後は「グリーンインフラ」や「適応復興」の考え方をより強く意識し、山地災害防止機能を高める森林の整備と、治山事業等の土木的手法を適切に組み合わせて、防災・減災対策につなげる取組みが必要です。
- また、土砂災害の防止等の森林の公益的機能を維持するためには、保安林制度や林地開発許可制度の適正な運用、水源地域の保全等による森林の適正な保全が必要です。
- さらに、ニホンジカの食害による森林下層植生の衰退、森林土壤の流失、植栽木への被害を軽減させるため、個体数管理と防護対策を進める必要があります。

○平成30（2018）年7月豪雨と令和2（2020）年7月豪雨の比較

◇雨量の比較

平成30年7月豪雨		令和2年7月豪雨	
郡上市ひるがの	1,214.5mm	下呂市萩原	1,810.0mm
郡上市長滝	1,193.5mm	高山市船山	1,409.0mm
関市板取	1,161.0mm	郡上市ひるがの	1,372.5mm
本巣市樽見	1,142.5mm	関市板取	1,220.5mm
白川村御母衣	912.5mm	郡上市八幡	1,180.5mm
下呂市萩原	885.5mm	郡上市長滝	1,178.5mm

◇林業被害の比較

	平成30年7月豪雨		令和2年7月豪雨	
山地	61箇所	2,569百万円	44箇所	2,426百万円
林道	280路線	1,464百万円	218路線	1,570百万円
計	341	4,033百万円	262	3,996百万円

◇近年発生した山地災害（10億円以上被害があった年次）

令和2年（7月豪雨災害）	44箇所	被害額：約24億円
平成30年（7月豪雨災害等）	72箇所	被害額：約28億円
平成26年（8.15～18豪雨災害等）	84箇所	被害額：約20億円
平成23年（8.22～25豪雨災害等）	127箇所	被害額：約39億円
平成22年（7.15豪雨災害等）	109箇所	被害額：約19億円
平成21年	60箇所	被害額：約12億円
平成20年	48箇所	被害額：約19億円

◇民有林のうち人工林の間伐実施率（H18～H30の13年間）

農林事務所	民有林人工林面積※1	間伐実施率
岐阜	19,238ha	46%
西濃	9,106ha	37%
揖斐	18,012ha	30%
中濃	19,176ha	52%
郡上	46,179ha	44%
可茂	31,999ha	36%
東濃	10,231ha	21%
恵那	43,883ha	38%
下呂	31,819ha	38%
飛騨	56,418ha	30%
計	286,071ha	38%

※1：森林整備センター（国）所管分は除く

施策の方向性

- ・森林の持つ多面的機能と治山施設を組み合わせた治山事業の展開による、山地防災力の強化に取組みます。
- ・「森林配置計画」による森林の区分（木材生産林、環境保全林等）に基づいた、森林の適正な管理に努めます。
- ・保安林制度、林地開発許可制度や、水源地域の保全、鳥獣被害対策等による、森林の適正な保全を進めます。

具体的な施策**（1）山地防災力の強化**

新森林の防災力を高めるため、市町村や林業事業体と連携し、山地災害危険地区を重点に森林整備と治山施設整備を組み合わせた事前防災対策を全県下に展開します。

新森林の持つ土砂災害防止機能を向上するため、渓流の状態（土砂発生源、流送区間、堆積区間）に対応した森林整備を実施します。

- ・山地災害箇所の早期復旧のため、発生から概ね3年以内に復旧対策を実施します。

- ・山地災害予防対策を計画的に実施するため、市町村と協力して治山事業未着手箇所を点検し、優先度を把握します。
- ・治山施設を長期間機能させるため「治山施設個別施設計画」に基づき、老朽化対策及び機能強化対策を実施します。
- ・流木灾害リスク軽減のため、必要な箇所に流木捕捉式治山ダム工等を設置します。
- ・災害初動期に迅速に対応するため、建設業・測量設計業関連団体との協力・連携を推進します。
- ・山地災害防止対策に関して、地域住民等の理解と協力を得るため、山地災害防止キャンペーンや治山現場見学会を開催します。

括治山技術者の育成や技術継承を図るため、技術レベルに応じた職員向け研修会等を開催します。

(2) 森林の適正な管理

- ・森林の多面的機能を高めるため、早期に間伐を実施すべき森林を解析・抽出し、市町村や林業事業体等に情報提供します。
- ・「木材生産林」では、適正な皆伐、再造林を推進するため、市町村と連携して、伐採届提出時における皆伐及び植栽に関する事前指導、皆伐後の更新状況の確認などの指導を強化します。また、「(仮称) 皆伐・再造林推進ガイドライン」に基づく皆伐事業地の確実な再造林を促進します。
- ・「環境保全林」では、保水力等の機能を高度に発揮する針広混交林へ誘導するため、林業事業体等が行う強度間伐等に対して支援します。
- ・「観光景観林」では、観光客を呼び込み地域活性化に繋げるため、観光道路沿いの防災・眺望・景観に配慮した森林整備等を支援します。
- ・「生活保全林」では、地域住民の生活環境を保全するため、危険木の伐採や野生鳥獣による被害の軽減につながるバッファーゾーンの整備を支援します。

括森林の管理や整備を推進するため、被災した林道の早期復旧、林道施設の点検診断及び保全整備を促進するとともに、災害に強い森林作業道の開設や機能強化に対し支援します。

新森林技術者が少ない地域の森林整備を促進するため、地域協議会等を通じて林業事業体間の「林業技術者の労務調整」を行います。

- ・適正な森林管理を推進するため、森林所有者や林業事業体に対し「森林経営計画」の策定を支援します。

(3) 森林の適正な保全

- ・森林の適正な保全及び利用を図るため、防災・環境面に配慮した「保安林制度」、「林地開発許可制度」を周知し、適正に執行します。
- ・森林の無断開発等を未然に防ぐため、森林パトロール、森林の不適正110番等の巡視活動を実施します。

- ・適正な伐採を促進するため、保安林における「伐採許可旗制度」、普通林における「伐採届出旗制度」を周知し、適正に運用します。
- ・主に森林内にある水道水源を保全するため、「岐阜県水源地域保全条例」の事前届出制度を周知し、土地所有権の変更や開発行為等を事前に把握し、助言・指導します。
- ・森林の多面的機能を維持・向上するため、県営林や公社造林地など公的な森林の適正な管理・経営を推進します。
- ・社会・環境に配慮した森林づくりを進めるため、県有林を中心とした「FSC®認証森林」のグループ認証を推進します。（岐阜県グループ：FSC®-C004268）
- ・県民の防火意識を高めるため、森林パトロールや各種広報媒体を通じて山火事予防運動を推進します。
- ・森林病害虫の被害の低減、蔓延防止を図るため、ナラ枯れ、マツクイムシ等の森林の虫害防止対策や被害森林の樹種転換を促進します。
- ・気象災害を受けた森林の公益的機能を回復させるため、被害木の処理や植栽等を支援するとともに森林保険制度の活用を促進します。
- ・ニホンジカによる被害を軽減するため、野生動物の生息状況について科学的調査と解析を進め、その結果を踏まえてニホンジカ等の効果的捕獲と防護の一体的な対策を促進します。

◇指標

項目	単位	基準値		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
		基準年	数値					
間伐実施面積	ha	R2 年度	6,871	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
環境保全林での間伐面積	ha	R2 年度	1,713	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
観光景観林整備面積	ha	R2 年度	75	100	100	100	100	100
事前防災地区数	地区	R2 年度	-	10	10	10	10	10
危険木の除去箇所数	箇所	R2 年度	66	70	70	70	70	70
山地災害箇所の 3 年以内復旧率	%	R2 年度	74	100	100	100	100	100

1－2 100年先を見据えた森林づくりの方向性と仕組みづくり

現状と課題

- ・第3期基本計画において、100年先に向けて望ましい森林の姿を示す「森林配置計画」の策定を進めた結果、本県の気候や地形などの自然条件、生物多様性や資源量等の諸条件による理想的な森林の姿が明確になりました。
- ・SDGsの考え方方に寄り添えば、「木材生産林」であっても、森林の持続可能性を遵守することが必要です。
- ・そのため、「木材生産林」や「環境保全林」など4つに分類された森林を、どのような方針のもとで森林づくりを行っていくかを県民に分かりやすく示すことが必要です。
- ・また、「木材生産林」については、早生樹の活用や、短伐期・長伐期による施業体系の確立など、多様な樹種・施業体系を所有者が選択できる仕組みづくりが必要です。

◇100年先の望ましい森林の配置計画面積（令和2年度末）

①木材生産林： 205,278 ha	}	SDGsの考え方を基本に、それぞれの森林づくりの方向性と「施業指針」を示すことが必要
②環境保全林： 477,718 ha		
③観光景観林： 50,236 ha		
④生活保全林： 17,293 ha		

- ・京都議定書に基づく平成30（2018）年度の岐阜県（民有林）の森林吸収量は132万t-CO₂で、全国の森林吸収量に対し、概ね森林面積に応じた吸収量となっています（表2）。
- ・森林の高齢級化に伴い、森林吸収量は減少傾向にあります。その減少を抑え、2050年度カーボンニュートラルに貢献するためには、適正な森林の伐採と再造林による森林の若返りを図っていく必要があります（図1）。
- ・森林吸収量の目標達成に必要な森林整備量は、全国森林計画の計画量（表3）を基準とされており、この計画量に基づき間伐（14,700ha/年）や再造林（1,000ha/年）を推進する必要があります。

表1 温室効果ガス排出削減と森林吸収量の目標値（全国）

	京都議定書 第1約束期間 2008～2012年	京都議定書 第2約束期間 2013～2020年	パリ協定 2021～2030年
温室効果ガス 削減目標値	期間平均 6% (1990年度比)	2020年度 3.8%以上 (2005年度比)	2030年度 26.0% (2013年度比)
森林吸収量 の目標値	期間平均 3.8% (1990年度比) 4,767万t-CO ₂	2020年度 2.7%以上 (2005年度比) 3,800万t-CO ₂	2030年度 2.0% (2013年度比) 2,780万t-CO ₂
必要な 森林整備量 (うち間伐)	年平均 78万ha (55万ha)	年平均 81万ha (52万ha)	年平均 90万ha (45万ha)

表2 森林吸収量の目標達成状況

	全国	岐阜県
2020年度目標値	2.7%以上 (約3,800万t-CO ₂)	目標設定なし
2018年度達成状況	3.4% (4,702万t-CO ₂)	6.9% (132万t-CO ₂)

※ 岐阜県(民有林)の森林吸収量：全国の2.8% (132万t/4,702万t)
岐阜県の民有林面積：全国の森林の2.7% (684千ha/25,048千ha)

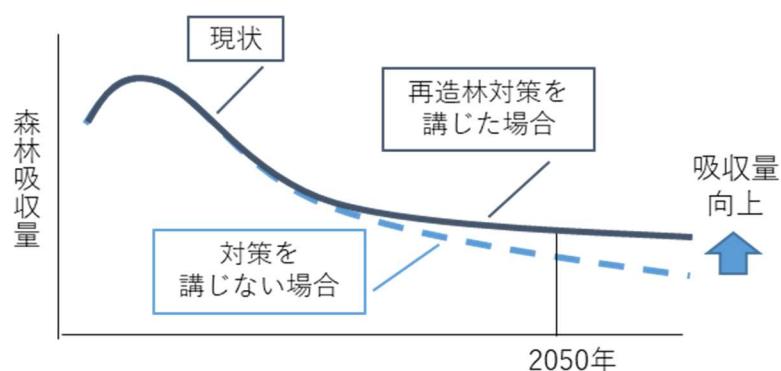


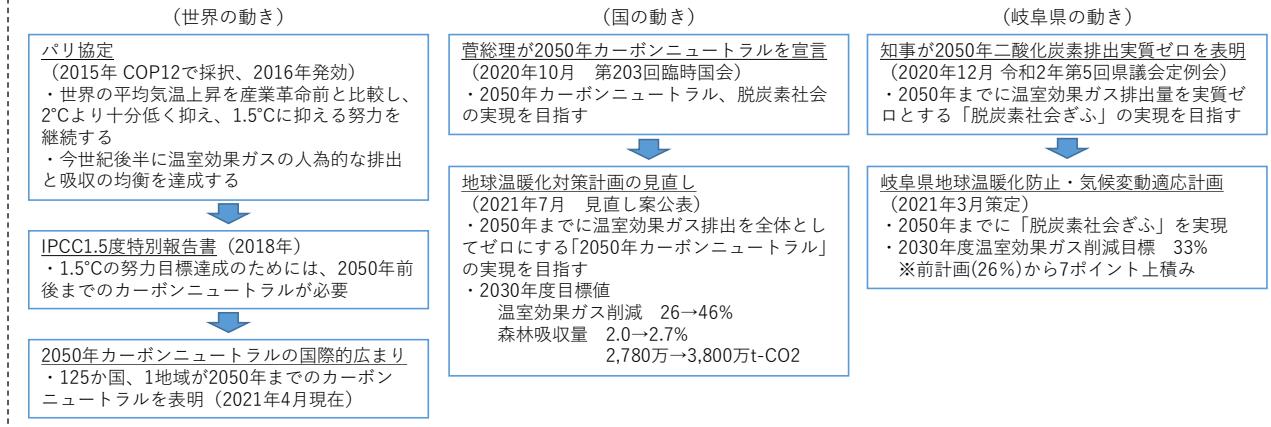
図1 森林吸収量の見通し（イメージ）

表3 全国森林計画(R1～R15)に定められた岐阜県の計画量

		計画量	年平均
伐採立木材積 (万m ³)	主伐	686	46
	間伐	1,230	82
造林面積 (千ha)	人工造林	14.9	1.0
	天然更新	8.2	0.5
(参考) 間伐面積(千ha)		221.0	14.7

◇背景

- ・2015年、「パリ協定」において、世界共通の長期目標として2°C目標を設定。1.5°Cに抑える努力を継続すること、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成することに言及。
- ・2018年、「IPCC1.5度特別報告書」において、1.5°Cを大きく超えないためには、2050年前後のCO₂排出量が正味ゼロとなることが必要との見解が示される。
- ・2020年10月、菅総理が「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言。
- ・2020年12月、知事が「2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする『脱炭素社会ぎふ』の実現を目指す」ことを表明。2021年3月に「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」を策定。
- ・2021年7月に公表された国の「地球温暖化対策計画（案）」では、2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成や、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、新たな森林・林業基本計画（2021年6月閣議決定）に基づく適切な森林整備などの取組みを進めることとし、2030年度における森林吸収量の目標値が引き上げられた。（2,780万t-CO₂ → 3,800万t-CO₂）



施策の方向性

- ・森林配置計画に沿った森林づくりを進めるため、施業指針の策定と普及・啓発を進めます。
- ・所有者が樹種や施業体系を選択し、多様な森林づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。
- ・持続可能な森林づくりの重要課題である、再造林・育林対策を進めます。

具体的な施策

(1) 施業指針の策定と普及・啓発

新森林配置計画に沿った森林づくりを促進するため、森林配置区分ごとの施業実態を調査・研究・検証し、4区分の森林ごとの施業指針を策定します。

「環境保全林」については、施業指針に基づく皆伐の抑制について市町村等を指導するとともに、人工林を針広混交林に誘導するため、間伐方法等を調査・研究・検証したうえで、「針広混交林への誘導のための施業指針」を策定し、森林所有者や林業事業体に普及します。

新「木材生産林」における皆伐後の確実な再造林を推進するため、「(仮称) 皆伐・再造林推進ガイドライン」を策定し、森林所有者や林業事業体等に普及します。

新森林配置区分ごとの施業指針を広く理解いただくため、県民向けパンフレット等を作成するとともに、市町村等向け施業指針研修会を開催します。

(2) 多様な森林づくりの推進

新多様な森林づくりの施業方法を普及するため、各種施業モデルにあわせた施業方法を所有者が容易に選択できる、施業マニュアル（フローチャート図）を作成します。

新多様な森林づくりを推進するため、各種施業モデル林の整備を進め、モデル林を活用した施業方法を森林所有者等に普及します。

拡多様な伐期の森林づくりを推進するため、エリートツリー（スギ、ヒノキ）や早生樹（コウヨウザン等）等の活用による施業技術の調査・研究を進めるとともに、苗木の生産体制を構築します。

拡広葉樹の用材生産等を推進するため、広葉樹の用途（建築・家具、シイタケ原木、チップ等）に応じた施業技術を研究・開発し、森林所有者等に普及します。

(3) 皆伐・再造林の促進

- ・森林資源の循環利用を推進するため、森林所有者や林業事業体等が木材生産林で行う再造林や育林を支援します。

新皆伐・再造林の拡大のため、森林所有者や林業事業体等が「(仮称) 皆伐・再造林推進ガイドライン」に基づき協定を締結し、計画的に施業する場合に支援します。

- ・木材生産林における伐採後の更新を確実にするため、森林所有者や林業事業体等が行う再造林及び獣害対策を支援します。

- ・再造林及び保育の労働負荷軽減と効率化を図るため、林業事業体等のICTの導入を支援します。

- ・風倒被害地や病虫獣害地等の公益的機能の早期回復を図るため、森林所有者や林業事業体等が行う皆伐、特殊地拵え、再造林を支援します。

- ・再造林の施業の効率化を図るため、苗木生産業者によるコンテナ苗の安定供給体制づくりを支援します。

第6章 施策の柱ごとの主な取組み

- 〔拡〕県内産のエリートツリー（スギ、ヒノキ、カラマツ）や早生樹（コウヨウザン等）の種子の安定供給のため、県育種事業地等にミニチュア採種園を整備します。
- 〔拡〕木材生産に関心の薄い森林所有者の選択肢を広げるため、建築・家具用材に加え非木材林産物（NTFPs）としても利用が期待できる、広葉樹（トチ、ハリギリ等の蜜源樹木）の植栽に対して支援します。
- 〔拡〕再造林及び保育の事業管理の省力化・効率化を図るため、県が行う施業の出来形管理並びに検査業務のICT化を推進します。

◇指標

項目	単位	基準値		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
		基準年	数値					
苗木生産量	万本	R2 年度	83.9	90	120	150	170	200
人工造林面積 (再造林・拡大造林)	ha	R2 年度	185	300	400	600	800	1,000

1－3 森林経営管理法に基づく市町村による森林管理の支援

現状と課題

- ・山村地域では人口減少が進み、不在村若しくは所有者不明の森林が増加し、一部の森林所有者は森林の経営意欲を失っています。そこで、平成30（2018）年5月、経営管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり、地域の民間事業者と連携しながら森林の経営管理を進める「森林経営管理法」が制定され平成31（2019）年4月に施行されました。
- ・この法律では、所有者に経営管理の責務があることを明確化したうえで、森林所有者自ら経営管理できない森林については、市町村へ経営管理を委託し、その森林のうち林業経営に適した森林を意欲と能力のある民間事業者に再委託し、民間事業者に再委託しない森林については、市町村が自ら経営管理を行い、森林の適切な経営管理を確保することとしています。
- ・したがって今後は、森林の経営管理の担い手は、「森林所有者」、「市町村」、「再委託を受けた民間事業者」の3者になることを踏まえた支援策を検討していく必要があります。併せて、森林所有者に経営意欲を高めてもらう方策が必要です。
- ・また、県民協働による森林づくりを推進するため、森林づくりに取り組む企業や地域の団体等、多様な担い手の育成や支援も必要です。

◇岐阜県の地籍調査実施率（令和元（2019）年度末）

17.5% うち林地 16.3% (全国 52% うち林地 45%)

◇所有者不明土地問題研究会（平成29（2017）年12月13日）

2016年時点で存在している全国の所有者不明土地約410万ha、率にして20.3%

◇不動産登記簿における相続未了土地調査（平成29（2017）年6月6日 法務省）

全国10ヶ所約10万筆について、最後の登記から50年以上経過している割合：

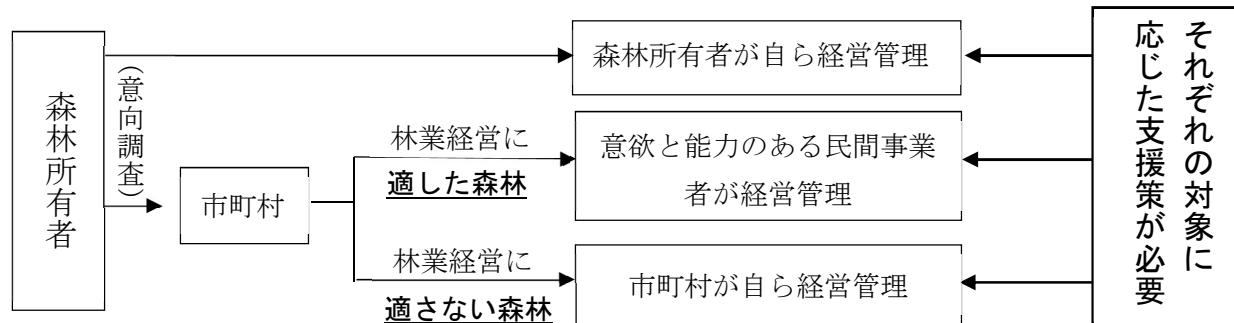
大都市（6.6%）、大都市以外（26.6%）

◇森林経営管理法（平成30（2018）年）

第3条 森林所有者は、その権原に属する森林について、適切に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない

2 市町村はその区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるように努めるものとする

「森林経営管理法」が想定する経営管理の担い手



施策の方向性

- ・森林所有者による森林管理を促進するため、情報提供と支援を行ないます。
- ・「森林経営管理制度」を推進するため、市町村に対して支援を行ないます。
- ・地域の森林管理を担う林業事業体の、経営力の強化と施業能力の向上を図ります。
- ・森林づくりの多様な担い手の育成のため、支援を行ないます。

具体的な施策

(1) 森林所有者への情報提供と支援

新森林所有者の森林への意識を高め、必要な施業の実施を促進するため、「森林クラウドシステム」を活用し森林資源情報や空中写真等の情報を提供するとともに、森林経営計画策定や造林補助申請の手続きの効率化を支援します。

- ・森林所有者による森林経営管理を促進するため、森林所有者に対し、自らが管理を行うために必要な森林・林業に関する知識や技術等を森林管理委員会等において情報提供します。

新自伐林家の現状を把握するため、県内で活躍されている自伐林家を調査し実態を把握します。

- ・自伐林家型の森林施業を促進するため、小規模森林所有者等が行う間伐等森林整備を支援します。

拡労働災害の減少を図るため、自伐林家に対し、安全装備の購入等を支援するとともに、安全講習会を開催します。

(2) 森林経営管理制度を推進するための支援

- ・市町村による森林経営管理を促進するため、「地域森林管理支援センター」を中心に、市町村の森林経営管理制度の取組みを支援します。また、市町村森林経営管理業務に携わる市町村の林務担当者を対象とした研修会を実施します。

新市町村が主体となった計画的な間伐を推進するため、地域の実状に精通した関係者と間伐優先箇所等の検討を行う地域検討会における技術助言等により、「市町村間伐10か年計画(仮称)」の策定を支援します。

拡市町村による未整備森林の整備を促進するため、森林疎密度解析図、間伐履歴データ等の解析により得られる未整備森林の情報を市町村、林業事業体等に提供します。また、「森林クラウドシステム」を通じて、精度の高い森林情報を提供するとともに、県と市町村で森林整備情報等を共有します。

- ・森林の所有権界の明確化を推進するため、リモートセンシング技術を活用した手法を市町村に普及します。
- ・市町村の林務行政等を支援する人材養成のため、「岐阜県地域森林監理士」の養成認定を行います。
- ・「岐阜県地域森林監理士」の能力向上のため、岐阜県地域森林監理士認定者を対象にフォローアップ研修を実施します。

(3) 林業事業体の経営力の強化と施業能力の向上

- ・林業事業体の経営力を強化するため、経営コンサルタントや生産管理の専門家の指導による工程管理の改善を支援します。

新林業事業体の経営力強化や施業能力向上を促進するため、ＩＣＴを活用した生産管理手法や生産管理の先進事例を普及します。

- ・長期的な森林管理の提案や事業体の収益の確保のため、森林所有者の所得向上を実践する施業プランナーを育成します。

拡林業事業体の森林資源の調査の省力化、施業の効率化を図るため、「森林クラウドシステム」で高精度な森林資源情報を提供するとともに、ＩＣＴの活用を支援します。

新林業分野のDXを促進するため、「森林クラウドシステム」により、林業事業体が行う森林経営計画策定や造林補助申請の事務の効率化を支援します。

- ・施業集約化を促進するため、林業事業体に対し、ＩＣＴの活用により境界確認の効率化を支援します。
- ・林業事業体の木材生産の効率化を促進するため、路網作設や作業システムに関する高度な技術を有する技術者を育成します。

拡林業事業体の施業の生産性と安全性を向上させるため、ＩＣＴやＩｏＴ等の先端技術の活用を促進します。

(4) 森林づくりの多様な担い手の育成と支援

- ・企業による森林づくり活動を促進するため、森林づくりに意欲のある企業に対し、市町村と連携して、森林づくり活動に必要な技術的助言や関係者等との調整、広報などを行います。
- ・地域住民による森林づくり活動を促進するため、地域の団体等が主体となって自ら企画・立案・実行する森林づくり等の自然環境保全活動を支援します。
- ・企業・団体等が行う森林づくり活動を推進するため、「ぎふ森林づくりサポートセンター」において、活動に必要な用具の貸し出しを行うとともに、指導者や助成金等に関する情報提供や企業・団体等が行う森林づくり活動を県民に対し情報発信します。
- ・環境保全を重視した森林の活用を進めるため、森林資源の活用に関心を持つ企業・団体等を会員とする「恵みの森づくりコンソーシアム」が中心となり、多様な森林づくりやその活用方法等の情報を県民に対し発信します。
- ・県内の貴重な樹木の保護、保存体制の強化のため、「岐阜県緑の博士（グリーンドクター）」を養成し、樹木の診断、治療等を推進します。
- ・県民からの樹木等に関する相談に対応するため、常設の相談窓口「緑の相談室」において必要な助言等を行います。
- ・県内の緑化の推進を図るため、緑化功労者の表彰や緑の募金等緑化の普及啓発活動を推進します。

◇指標

項目	単位	基準値		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
		基準年	数値					
市町村による間伐面積	ha	R2 年度	161	800	1,400	2,100	2,800	3,500

2 森林技術者の確保・育成・定着



現状と課題

- ・本県の森づくりを支える森林技術者数は近年では下げ止まっていますが、令和2（2020）年度は平成19（2007）年度の約8割となる939人にまで減少しています。反面、県内の木材供給量は増加しており、木材生産を担う技術者数は677人（R2）と、技術者の約7割を占めています。
- ・保育等を担う技術者は、平成19（2007）年度の654人から減少し、令和2（2020）年度には約4割の262人となりました。このままでは、森林を伐採した後の再造林や、その後の下刈り・除伐等の保育作業に支障が出てくる恐れがあり、早急な確保が必要です。
- ・平成30（2018）年度に開所した「森のジョブステーションぎふ」により、森林技術者の確保・育成が強化され、新規雇用者数は増加しています。しかしその内訳は、林業会社からの転職や、他産業からの中途採用が約8割を占め、新卒者の採用が少ないのが課題です。
- ・林業会社等が、新卒者に選ばれる業種となるためには、本県の林業死傷災害発生件数が、令和2（2020）年の全国ワースト7位という全国的にも高い状況を改善し、安全で魅力的な職場環境を実現することが必要です。

◇森林技術者数の推移

年度	H19	H28	H29	H30	R1	R2	増加率 (対H19比)
総人数	1,145	930	932	940	936	939	-18%
木材生産技術者数※	491	651	673	690	671	677	38%
保育等技術者数※	654	279	259	250	265	262	-60%

※木材生産技術者数、保育等技術者数は森林整備課推計値

◇新規雇用者について

() 県外

年度	新卒			中途採用			合計
	林業系学校	林業系以外 の学校	小計	林業種	他業種等	小計	
H28	10(2)	4(1)	14(3)	11(2)	29(6)	40(8)	54(11)
H29	3	3	6	7(2)	38(9)	45(11)	51(11)
H30	4	2(1)	6(1)	18(3)	44(11)	62(14)	68(15)
R1	7(2)	7(2)	14(4)	20(4)	42(11)	62(15)	76(19)
R2	8(1)	4(2)	12(3)	16(2)	45(17)	61(19)	73(22)

◇死傷災害発生件数の推移

区分	H28	H29	H30	R1	R2
死傷災害件数	60(4)	55(5)	68(3)	51(6)	44(7)
うち死亡件数	1	3	0	1	1

注 ()書きは、災害発生の多い全国順位を示している

施策の方向性

- 森林の整備に必要な森林技術者を一定数以上確保するためには、森林技術者の確保だけではなく、離職者が増えないように、人材の確保・育成・定着という3つの対策を、バランスよく実施することが必要です。

具体的な施策

(1) 森林技術者の確保

新未来の林業を担う若者の林業就業を促進するため、若年新規就業者向けの給付金制度を創設します。

- 森林文化アカデミー学生の林業就業を促進するため、就業準備給付金を給付します。
- 県外からの森林技術者を確保するため、市町村と連携し、移住支援金を活用して県外からの新規就業を促進します。
- 多様な森林技術者を確保するため、「森のジョブステーションぎふ」を通じて、インターネットやSNSを活用した林業のPR活動を実施します。
- 新卒者を確保するため、「森のジョブステーションぎふ」とともに、県内及び近県の高校や大学などに出向き、林業や森の仕事の魅力をPRします。
- 中途採用者の林業参入を促進するため、「森のジョブステーションぎふ」を核に、都市部等で開催される就業ガイダンスへの参加やオンライン就業相談会の開催とともに、県内ハローワークと連携した就業相談会を実施します。
- 新規就業者と受入林業事業体とのミスマッチを防ぐとともに、就業後早期に林業に適応できるようにするため、「森のジョブステーションぎふ」とともに、林業体感・見学セミナーの開催や、林業就業支援講習を実施します。

新新規就業者の定着率を高めるため、「森のジョブステーションぎふ」にアドバイザーを配置し、求職者と求人者の効果的なマッチングを図ります。

- 女性の林業への参入を促進するため、林業事業体等による働きやすい職場環境の改善を支援します。
- 将来の森林技術者確保のため、外国人（技能実習生及び技能実習生以外）の林業への就業を促進します。

(2) 森林技術者の育成

新森林技術者の技能や経済的地位の向上を図るため、段階別の資格制度を導入します。

- ・森林技術者の技能向上を図るため、林業分野における技能検定制度の早期創設を国へ働きかけます。
- ・新規就業者の早期技能習得を促進するため、関係団体と連携し、「緑の雇用（国事業）」を活用して、技能に応じた知識や技術の修得研修を実施します。
- ・林業に必要とされる各種講習の早期受講や早期資格取得を促進するため、新規就業者等が受講する各種講習や資格取得に必要な経費を支援します。
- ・今後不足が見込まれる造林保育事業を担う技術者を育成するため、造林、保育の低コスト化技術等の習得に必要な研修等を実施します。

拠作業現場における安全確保のため、事業体に対し、VR（仮想現実）機器を用いた林業機械操作技術の習得を支援します。

- ・木材生産性を向上させるため、森林技術者の技術指導等を実施します。

拠架線による集材ができる技術者を育成するため、事業体等に向けたOJT研修支援や資格取得に向けた講習を実施します。

- ・林業における新たな技術に対応した技術者を育成するため、ICT（ドローン、GNSSによる森林資源の把握や境界調査等）や機械化に対応した現場管理・生産管理ができる人材を育成します。
- ・安全で効率的な森林作業道の設計や施工監理を進めるため、必要な知識・技術力向上の人材を育成します。

新森林技術者育成に必要な講師を確保・育成するとともに研修レベルを維持向上させるため、技術研修講師の登録制度を創設し研修実施体制を強化します。

- ・森林整備等に取り組むNPO等の活動を支援するため、技術研修等を実施します。

拠安全を重視したチェーンソー操作技術等の修得を図るため、伐木安全技術評価会を開催するとともに、全日本伐木選手権への参加支援と誘致に努めます。

拠森林技術者が安心して働く環境を作るため、林業事業体の経営理念の策定と実現、森林技術者のキャリアアップ制度の創設・導入を図るとともに、能力評価システム等の導入及び研修会等を通じて森林技術者の能力向上を支援します。

(3) 森林技術者の定着

新労働災害防止に向けた現場指導や安全パトロール等を強化するため、労働局、森林管理署、関係団体等で構成する「林業労働災害撲滅協議会（仮称）」を設立します。

- ・林業事業体の安全技術と安全意識の向上を促進するため、かかり木処理実技講習、労働災害時のレスキュー訓練などを開催します。
- ・林業事業体の経営体質を強化するため、経営者の組織管理能力向上にかかる研修会を開催します。
- ・職場環境づくりに取り組む林業事業体に向けた、顕彰制度を導入します。

第6章 施策の柱ごとの主な取組み

- ・林業労働災害防止を強化するため、林業事業体等に向けた安全教育に関する拠点施設等を整備します。
- ・現場作業における労働環境改善のため、林業事業体に対し、防護靴等の安全装備の導入を支援します。
- ・現場作業の安全性向上のため、林業事業体等に対し、ＩＣＴを活用した労働安全機器等の導入を支援します。
- 拡**人力で行われている造林・保育作業の負担を軽減するため、省力化施設の導入や作業の機械化を促進します。
- ・森林技術者の定着率を高めるため、林業事業体に対し、安定した収入確保に向けた月給制の導入やワークライフバランスの実現に繋がる週休2日制の導入を支援するとともに、年次有給休暇の計画的付与を事業体の経営者層に働きかけます。
- ・林業事業体が安定して事業地を確保し森林技術者の通年雇用を実現するため、伐採事業者と造林・保育事業者とのマッチングを支援します。
- 新**再造林を加速化するため、新規に設立した造林・保育専門会社・部門に対し、経営の安定化とOJT研修による人材育成を支援します。
- 新**新規就業者の定着を図るため、就業後における就労環境等について相談できる体制づくりを支援します。
- 新**森林技術者の技術研鑽のため、安全講習会や技術講習会などワークショップの開催を通じて森林技術者同士の交流機会を創出します。

◇指標

項目	単位	基準値		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
		基準年	数値					
林業労働災害の発生件数	件	R2 年	12.1	10.0	9.0	8.0	7.0	6.0
森林技術者数	人	R2 年度	939	952	964	976	988	1,000
新規就業者数	人	R2 年度	73	80	80	80	80	80
森林文化アカデミー森と木のエンジニア科の県内就職率	%	R2 年度	74	80	80	80	80	80

第2 林業・木材産業の振興

1 都市の木造化・脱炭素社会の実現に向けた県産材の需要拡大



現状と課題

(1) 非住宅建築物の木造化と脱炭素社会の実現

- ・非住宅建築物については、教育・福祉施設等で木材の利用の動きが広がりつつあるものの、中高層建築物や非住宅建築物の木造率は1割程度にとどまっています。
- ・耐震性能や防火性能等の技術革新、建築基準の合理化によって、建築物における木材利用の可能性は大きくなっています。
- ・木材は、製造時のエネルギー消費が少なく、炭素貯蔵効果の長期発揮が期待できるため、温室効果ガスの排出削減にも寄与し脱炭素社会の実現を担う材料として期待されています。
- ・更なる県産材の需要拡大のためには、これまでより一層の木材利用に対する県民や企業への理解の醸成が必要です。

(2) バランスの取れた需要

- ・岐阜県の原木需要量のうち、県産材需要量は令和2（2020）年の42万5千m³から令和8（2026）年には60万6千m³と約1.4倍に増加する見込みです。
- ・令和8（2026）年の岐阜県内の品質別需要量の割合は、令和7（2025）年の国の品質別目標値の割合と比較すると、A材の需要は7ポイント低いのに対し、D材（バイオマス用）は17ポイント高くなっています。
- ・木質バイオマス発電施設の建設計画が多数予定されており、バイオマス燃料の需要は今後も増加します。A材やB材の需要が増えなければ、C材やD材の搬出量が増えないばかりか、製材用に使える良材がバイオマス燃料材として燃やされてしまうことが懸念されます。森林資源を無駄なく、より付加価値が付くよう利用するためにも、A材やB材の需要拡大と、C材やD材の搬出・確保とのバランスの取れた対策が必要です。

◇岐阜県の原木需要見込み（県産材流通課推計）

（単位：千m³）

区分	令和2年 原木生産量	令和2年 原木需要量		令和8年原木需要量(見込み)		品質別割合	国が示す目標値 の品質別割合 (R7目標)
		全体	うち県産材	全体	うち県産材		
A材	234	239	195	280	230	38%	45%
B材	67	80	45	105	66	11%	18%
C材	63	57	57	60	60	10%	13%
D材	212	238	128	409	250	41%	24%
合計	576	614	425	854	606	100%	100%

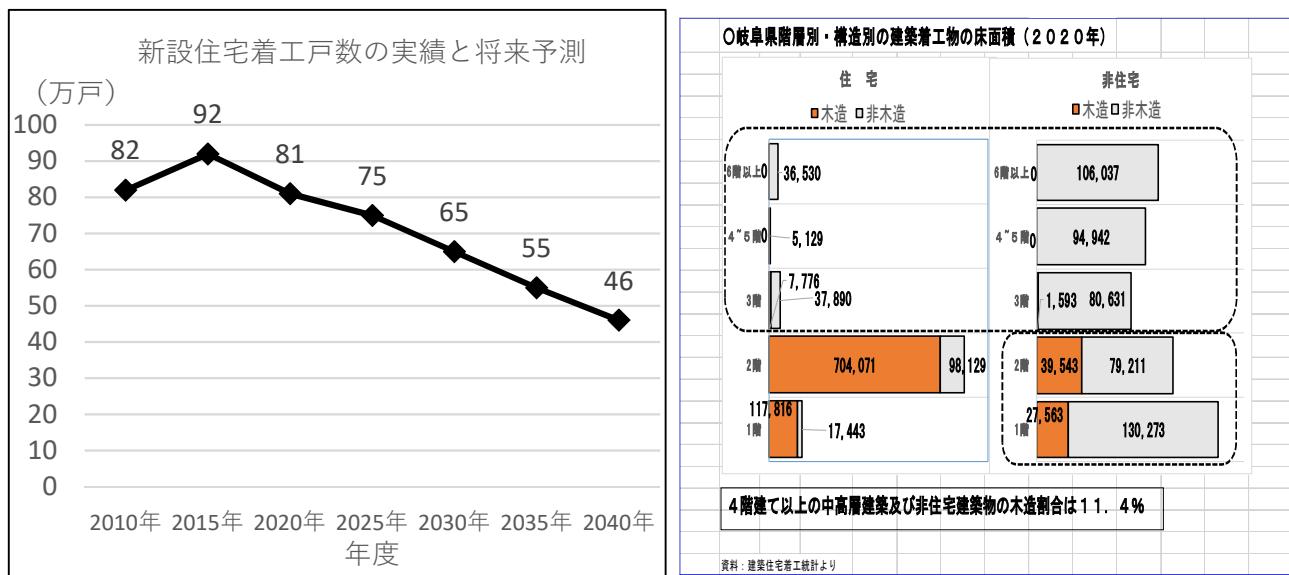
◇県内のF I T関係の木質バイオマス発電施設（認定取得済）

所在地	稼働時期	事業主体	発電量(kw)	県産未利用材 使用計画量 (千m ³)
白川町	H16	東濃ひのき製品流通協同組合	600	
川辺町	H19	川辺バイオマス発電(株)	4,300	
瑞穂市	H26	(株)岐阜バイオマスパワー	6,560	76
	R2	(株)岐阜バイオマスパワー第2	6,800	
高山市	H29	飛騨高山グリーンヒート(合)	180	
瑞浪市	R5 予定	(株)都市整備	300	
恵那市	R6 予定	JFP 日本森林計画(合)	900	
土岐市	R6 予定	SGET 土岐バイオマス(合)	7,100	
神戸町	R7 予定	ぎふ西濃グリーンパワー(合)	7,500	170
美濃加茂市	R7 予定	(合)美濃加茂バイオマス発電所	7,100	
郡上市	R8 予定	中国木材(株)	9,990	
その他・熱利用需要				4
計				250

(3) 住宅及び非住宅建築物での県産材の活用

- ・A材が最も使われるのは、木造住宅です。民間シンクタンクの予測では、全国で令和2（2020）年に年間約81万戸建築されている住宅は、20年後の2040年には約46万戸まで半減するとされています。
- ・また、新型コロナ感染症拡大以降、住宅展示場や完成見学会等のイベント自粛などにより営業機会が減少しており、県内工務店はWEBを活用するなど新たな営業手法を取り入れています。
- ・住宅建築戸数の減少を補うため、新たな木材の需要先として可能性が高いのが、4階建て以上の中高層建築物及び非住宅建築物ですが、本県の非住宅建築物の木造率は1割程度となっています。
- ・非住宅建築物では、広い空間を必要とすることから、一般流通材を活用する工法の開発、普及に加え、長尺で大きな断面が可能な集成材等のエンジニアードウッドやハイブリット資材が使われることが想定されます。
- ・近年、木材需要が拡大している中国やアメリカへ日本からの輸出が拡大しており、岐阜県からも中国、韓国、台湾への輸出が大幅に増加しています。
- ・木造住宅着工数が低迷する中、県産材需要を拡大するため、引き続き県産材住宅の建設促進に向けた支援が必要です。
- ・また、木造住宅で使用される木材のうち柱の6割、梁桁など横架材の9割を輸入材が占めていることから、輸入材から県産材への転換を促進し、県産材を活用する工務店の拡大など新たな県産材需要を開拓していく必要があります。
- ・さらに、令和2（2020）年度に始まったコロナ禍で、一般消費者の間でWEBやVR（仮想現実）の活用が拡大しており、県内工務店等の非接触型の営業手法による販路拡大に向けた取組みへの支援が必要です。

- 木造率の低い非住宅建築物における県産材需要を拡大するため、店舗や事務所、倉庫等の民間建築物の木造化・木質化を促進するとともに、非住宅建築物で必要とされる集成材等の生産体制強化や新たな木質部材の開発や新製品開発に向けた支援が必要です。
- 今後、中国などアジアを中心とする海外の木材需要が拡大していくことが推測されており、引き続き県産材製品輸出に対する支援が必要です。



出典：(株)野村総合研究所「2040年の住宅市場と課題」

施策の方向性

- 木材を利用することの意義について、県民理解の醸成が必要です。
- A材・B材の需要を増やすためには、県産材住宅の建設促進、非住宅建築物の木造化・木質化の促進、国内外への販路拡大、新たな利用分野への加工体制の強化が必要です。
- C・D材の需要拡大に対応するため、効率的・安定的なC・D材の供給体制の構築が必要です。

具体的な施策

(1) 「(仮称) ぎふ木の国・山の国木材利用推進条例」の策定

新木材のカスケード利用、二酸化炭素の長期貯留、化石燃料代替による二酸化炭素の排出削減を進め、県民や企業への木材利用の醸成と脱炭素社会の構築を推進するため、新たな条例を制定します。

(2) 都市の木造化（A材、B材の需要拡大）

新県産材住宅を拡大するため、輸入材を多用する工務店が県産材へ転換する取り組みを支援するとともに、積極的に県産材住宅建設に取り組む「ぎふの木で家づくり協力工務店」の認定を推進します。

- ・県内外の住宅の構造材や内装材、外構材等における県産材利用を促進するため、県産材を利用して住宅の新築やリフォームを行う施主に対し支援します。
- ・地域の地場産業を支え、伝統技術の継承を担う産直住宅建設を促進するため、産直住宅建設に取り組む団体の活動に対し支援します。
- ・県内をはじめ大都市圏での県産材住宅の建設を促進するため、県産材住宅の建設に取り組む工務店や団体の活動に対し支援します。
- ・非対面等の新たな営業手法による県産材の販路拡大活動を促進するため、VR（仮想現実）技術やWEBを活用した販路拡大活動に取り組む工務店や団体に対し支援します。
- ・県民に対し県産材利用の意義や木材に関する正しい知識を普及啓発するため、県産材の利活用の提案等を行える人材を育成します。

拠県民による県産材利用への理解を醸成するため、木の良さや性質を体感し、理解を深めるイベントを開催します。

- ・県産材の信頼性を高め、需要を拡大するため、合法伐採された県産材であることを証明した「ぎふ証明材」の供給を促進します。

新民間建築物の県産材利用を促進するため、県産材利用に意欲的に取り組むことを宣言する企業等と「(仮称) ぎふの木づかい宣言協定」を締結し、その取組み内容を広く県民にPRする制度を創設します。

拠「(仮称) ぎふの木づかい宣言協定」を締結した公共施設をはじめ商業、観光、医療施設や、街並み、街路など身近な施設における県産材利用を促進するため、木造化・木質化整備に取り組む施主に対し支援します。

新非住宅建築物の木材利用に関する課題等を解決し、木造化・木質化を促進するため、非住宅建築物の木造化・木質化に関する「(仮称) 非住宅建築相談センター」を設置するとともに、木造化・木質化に取り組む施主へ専門家を派遣する制度を創設します。

- ・都市の木造化を進めるため、防耐火性能・意匠性の高い内装材、外構材の開発、普及の支援をします。
- ・住宅、非住宅建築物において非木質建材や輸入材から県産材への転換を促進するため、CLTや一般流通材を活用した新たな建築部材や工法の開発、普及を支援します。
- ・大径材の有効活用に向けた加工技術を推進するため、森林研究所の試験研究機能を強化します。

拠非住宅建築物等での利用が見込まれる新たな木質部材等の開発支援をするため、森林文化アカデミーの機能を強化します。

新非住宅建築物等での利用が見込まれるJAS製品の供給力を強化するため、JAS認証取得の条件整備を行う製材工場に対して支援します。

- ・非住宅建築物等への輸入材や県外産材から県産材への転換を促進するため、「ぎふ性能表示材」やJAS製品の品質・性能が証明された木材製品の供給量拡大に向けた、供給体制強化の取組みを行う製材工場等に対し支援します。

■**拡**東濃桧・長良杉の販路を拡大するため、両ブランド材のPRとブランド力を活かした販路拡大活動を行う林業・木材事業者に対し支援します。

■**新**都市部における県産材の販路を拡大するため、首都圏、関西圏で県産材利用に意欲的な事業者を支援するとともに、モデルルームと「(仮称) ぎふの木相談窓口」を設置します。

■**新**関西圏における県産材の販路を拡大するため、大阪・関西万博における県産材利用に取り組むとともに、その実績を活かして販路拡大活動に取り組む木材事業者に対し支援します。

- ・県産材製品の輸出を促進するため、「岐阜県産材輸出推進協議会」の会員企業による海外での県産材住宅の建設、展示会への出展など取組みを支援するとともに、現地企業と会員企業とのビジネスマッチングなどを実施します。
- ・新たな輸出国等を開拓するため、WEBの活用や常設展示などによるPR活動を実施し、現地代理店の確保やインターネットによる販売等を支援します。

(3) 木造建築を支える人材の育成

- ・非住宅建築物への県産材利用を拡大するため、施主へ県産材利用の提案、法令に適合した設計ができる人材「木造建築マイスター」を育成し認定するとともに、技能向上に向けた研修を実施します。
- ・県産材住宅建設を拡大するため、施主に対し木造住宅にかかる相談対応や県産材住宅の提案を行える建築士を「木造住宅アドバイザー」に、また、工務店等の営業担当を「木造住宅相談員」として育成し認定するとともに、技能向上に向けた研修を実施します。

■**新**大都市圏での県産材需要を拡大するため、首都圏・関西圏に設置するモデルルームと「(仮称) ぎふの木相談窓口」が連携して、県産材PRや相談対応できる人材を育成し、相談員(「(仮称) ぎふの木コンシェルジュ」)に認定します。

- ・良質な県産材を活用する伝統建築技術の後継者育成を促進するため、卓越した伝統建築大工技能を有し、後継者の育成に努める大工技能士を「匠の国・岐阜県伝統建築家」として認定します。

(4) 脱炭素社会づくり(C材、D材の搬出促進)

■**新**林業事業体等による木質バイオマス燃料材の供給を拡大するため、燃料材生産を目的とした森林整備や広葉樹の活用を行う者に対して支援します。

■**新**木質バイオマス発電事業者や燃料材供給業者間の情報共有を図るため、連絡会議を設置します。

■**拡**枝葉など未利用材をエネルギー資源として利用を促進するため、効率的な集荷システムを運搬事業者等に対し普及するとともに、未利用材の搬出、加工施設等の整備を行う林業・木材事業者等に対して支援します。

■**拡**地域が一体となった木質バイオマスエネルギーの利活用を進めるため、県民協働により未利用材の搬出を行う地域団体を支援します。

第6章 施策の柱ごとの主な取組み

- 新**地域内での熱電併給や熱利用を拡大するため、燃料供給業者と農業・商業等民間施設などの木質バイオマス利用施設のマッチングを支援します。
- 新**用途別の木質バイオマス熱利用施設の計画、導入、運転を円滑にするため、木質資源利用ボイラー、ストーブ等の熱利用のアドバイザーを認定し、熱利用者へ派遣します。
- 新**木質バイオマス利用に関する優良事例を県民に普及するため、県産木質バイオマスを使用する施設の認定制度を創設します。
- 新**木質バイオマスの地産地消を一層進めるため、J－クレジット制度等を活用し、県民が購入した木質資源利用ボイラー・ストーブや、未利用材搬出活動により削減された二酸化炭素を取りまとめ、都市の企業に購入いただくことで、都市が地方を支える仕組みづくりを促進します。

◇指標

項目	単位	基準値		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
		基準年	数値					
県内外での県産材住宅の建設戸数	戸	R2 年度	2,011	2,200	2,225	2,250	2,275	2,300
ぎふの木で家づくり協力工務店数 【累計】	社	R2 年度	113	180	210	240	270	300
非住宅施設の木造化及び内装木質化施設数 【累計】	施設	R2 年度	18	27	59	92	126	161
県産材製品の輸出量	m ³	R2 年	1,971	2,724	3,068	3,412	3,756	4,100
木質バイオマス利用量 (燃料用途)	千m ³	R2 年度	128	147	154	194	208	250

2 DXの推進による林業・木材産業改革



2-1 需要に合わせ柔軟かつ迅速に対応する木材サプライチェーンの構築

現状と課題

(1) 木材加工、流通のコスト低減、需給調整

- ・近年の製材品価格は、1 m³スギ正角は6万円から7万円、ヒノキ正角は8万円から9万円の間で推移し、大きな変動はありません。
- ・しかし、令和3（2021）年3月以降の「ウッドショック」では、輸入材の入荷減・価格高騰に伴い需要が集中した国産材製品が供給不足となり、ヒノキ正角が約2倍に高騰するなど、需給調整能力の脆弱さが露呈しました。
- ・山側から製材工場等への直送が増え、原木流通コストの低減は進んでおり、製材工場等の大規模化や製材機械の高性能化が進んでいるものの、木材は伐採から住宅の建築現場に届くまでには、約4～8ヶ月の期間を要します。
- ・県内のJAS認定工場数は全国2位ですが、JAS製材品の出荷割合は全体の約2割に留まり、ぎふ性能表示材の出荷量も伸び悩んでいます。また、製材品における乾燥材の出荷割合は約5割で推移しています。
- ・木材・木製品製造業における労働災害の発生率は、他産業と比べると、林業に次いで高く、岐阜県における死亡災害の発生件数は、平成23（2011）年～令和2（2020）年までの10年間で9人と全国で最も多くなっています。
- ・乾燥・仕上げコストの増加等により製品加工コストの大幅な低減は進んでいないため、各工程における更なるコストの低減が必要です。
- ・製材、合板用材の需要拡大に応えるには乾燥材の供給量拡大と品質・性能が証明されたJAS製材品、ぎふ性能表示材の増産が必要です。
- ・労働災害が無くなることはコスト低減にもつながることから、安全な職場環境を整備し、労働災害発生を抑制することが必要です。

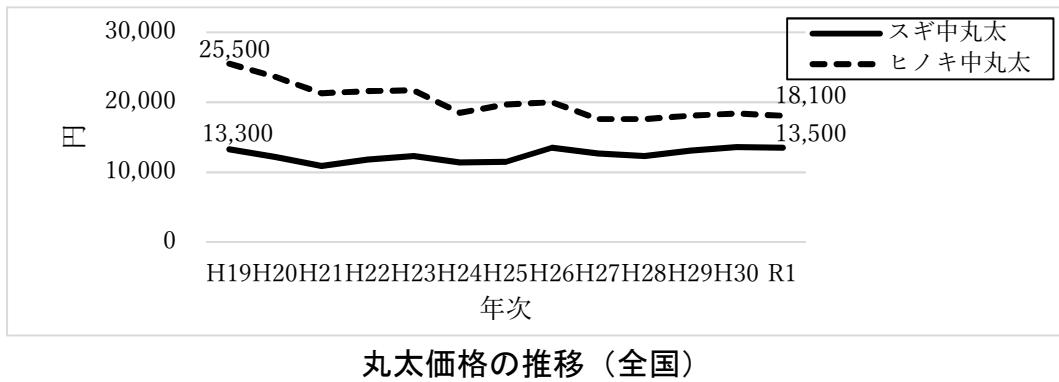
◇原木の生産から製品になるまでの標準的な処理期間

(木材生産工程) 注：3haの森林を搬出間伐し120～150m³を生産することを想定

工程	立木調査	伐採計画	(作業道開設)	伐採・搬出	中間土場・市場保管	市場から工場へ	木材生産工程計
日数	1日	1日	5～10日	60～90日	15日～30日	15日～30日	97日～162日

(製材加工工程) 注：約20m³の材料を想定

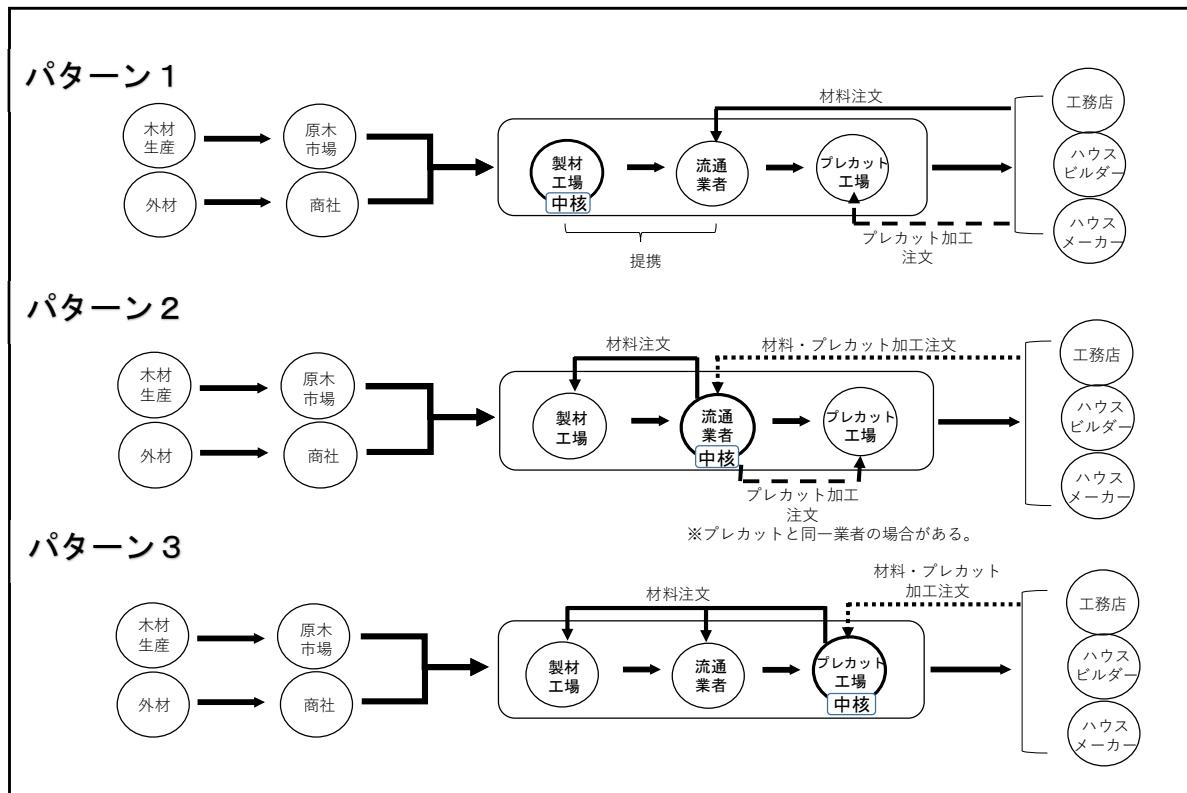
工程	製材	乾燥	養生	仕上げ	製材工場からプレカット工場へ	プレカット工場から現場へ	製材加工工程計
日数	1～2日	7～12日	3～30日	2～3日	1日～7日	2～7日	2日～10日



(2) 木材サプライチェーンの構築

- ・コロナでの需要減とそれに続く「ウッドショック」における急激な需要増と価格高騰は、山側が供給量を調整する機能を持っていないことが原因の一つであるとともに、急激な需要の増加に応じて国産材を供給できないという、日本の林業の脆弱性を浮き彫りにしました。
- ・県内の既存のサプライチェーンの多くは、必ずしも県産材を中核に扱っていないことから、輸入材から県産材をより多く扱ってもらえるような支援が必要です。
- ・「ウッドショック」により輸入材から県産材に切り替えた工務店も少なくなく、「ウッドショック」後も引き続き県産材を活用してもらうために、これらのサプライチェーンへの参画を支援し、新たな需要先として取り込むことも必要です。
- ・木材を安定的に取引するため、地域内の川上、川中、川下の事業者が連携し、一定期間原木価格を固定した適正価格での取引を行う新たなサプライチェーンの構築など木材需要の急激な変化にも柔軟に対応できる仕組みづくりが必要です。

木材のサプライチェーン（商流）のモデル例

**施策の方向性**

- ・原木流通、製材加工、製品流通といった各過程における更なるコストの低減と製材加工期間の短縮が必要です。
- ・需要の急激な増減などに対応し、木材の供給量をコントロールできる体制の整備が必要です。
- ・製材・加工工場における木材購入量の安定化と価格の維持が必要です。

具体的な施策**(1) 川上・川中の連携による流通体制の強化、製材工場における生産効率の改善**

- ・原木を安定的に供給するため、森林管理署など他機関と連携し、計画的な木材生産体制の構築を支援します。
- ・原木流通コストを低減するため、木材生産現場から製材工場等へ直送を行う林業・木材事業者の施設整備を支援します。

新原木流通の効率化を図るため、林業・木材事業者と運送事業者による連携強化や、山土場の原木在庫情報のデジタル化、WEBによる原木集荷システムの構築を支援します。

- ・製材加工コストの低減や、高品質な木材製品の安定供給体制を強化するため、加工施設の整備を行う木材事業者を支援します。

新製材・加工工場の生産効率の改善のため、ICT・IoT導入を支援します。

新木材生産から加工、製品流通過程の効率化を図るため、製材・加工にかかる工程管理や生産管理のデジタル化を支援します。

新林業・木材産業業者が効果的なDX化を促進できるよう、情報のデジタル化手法やデジタルデータの活用方法について、産学官連携の取組みを推進します。

新DX化による業務改善等を効果的に進めるため、林業・木材事業者に対して研修会の開催や専門家を派遣します。

- ・労働災害防止を図るため、林業・木材製造業労働災害防止協会が行う現地指導や安全パトロール等に加え、製材工場等に対する安全講習等の支援のほか、安全向上につながる施設導入を支援します。

(2) 製品倉庫における在庫管理の改善

- ・原木の需給量を調整するため、山土場や中間土場など原木を保管するストックヤード整備を行う林業・木材事業者を支援します。

新製材品の需給量を調整するため、在庫負担軽減に向けた製材品寸法規格の整理や、製品倉庫の整備を行う木材事業者を支援します。

新製材加工・製品流通事業者間での需給調整の効率化を図るため、製品在庫、備蓄情報のデジタル化を支援します。

(3) 製品流通デジタルプラットフォームの構築

拡木材需給量の安定化を図るため、ビルダーや工務店等の木材需要者と製材加工・製品流通事業者等の供給者が情報共有を図り需給の調整を行う仕組みづくりを支援します。

拡県産材安定供給体制を構築するため、工務店等の川下、林業・木材事業者の川中、川上が安定取引協定を締結し、需要量確約と買取価格固定など需給マッチングを行う団体や木材事業者を支援します。

新安定取引協定などの需給調整を円滑に進めるため、工務店の建築情報や林業・木材事業者の生産・在庫情報のデジタル化や情報の一元管理により進め適正価格での原木調達や需給調整を容易にする製品流通デジタルプラットフォームの構築を行う団体や木材事業者を支援します。

◇指標

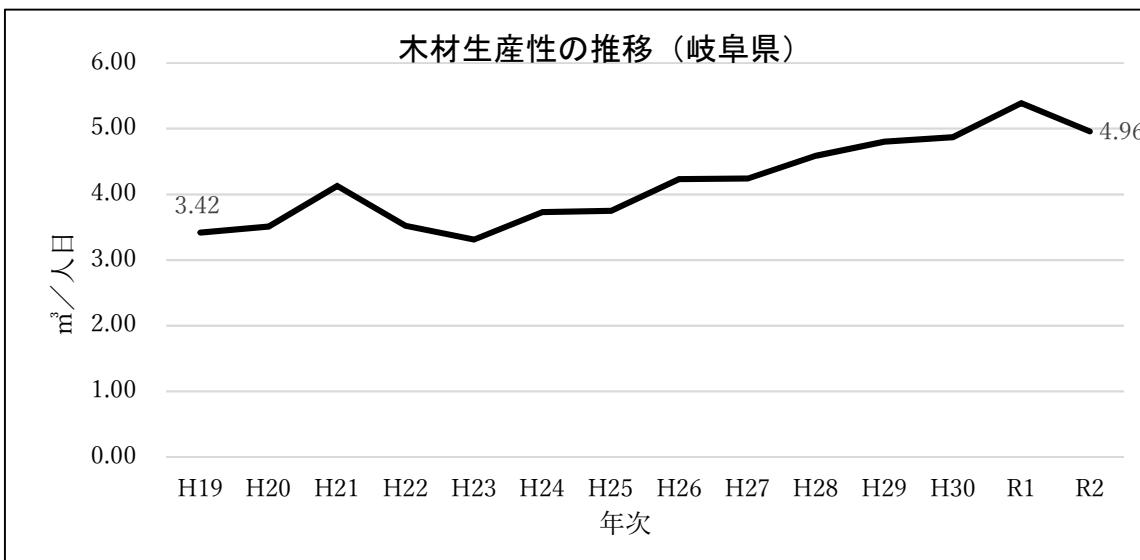
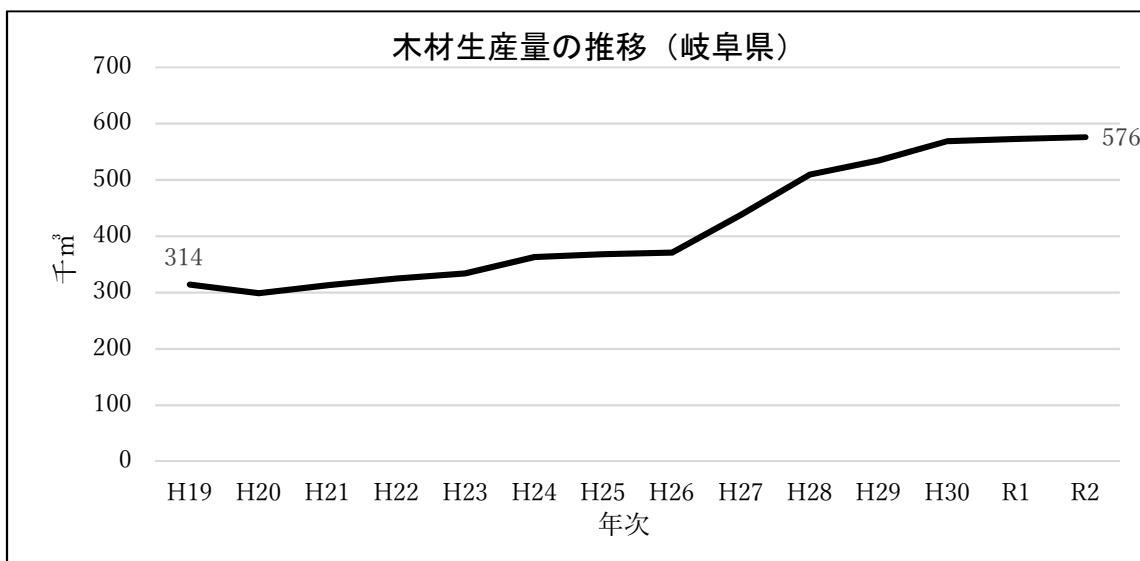
項目	単位	基準値		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
		基準年	数値					
品質・性能が証明された木材製品出荷量	千m ³	R2 年度	44	54	61	69	77	85
県内における県産材需要量	千m ³	R2 年度	425	481	493	538	558	606

2－2 木材の安定供給と森林所有者への利益還元

現状と課題

(1) 木材の供給

- ・岐阜県の木材生産量は、平成19（2007）年の314千m³から令和2（2020）年の57万6千m³と、約83%増加しました。
- ・それらの生産を支えたのは、木材生産を担う森林技術者の増加と、木材生産性の向上（約45%増）でした。
- ・全国的な人材不足により、森林技術者の大幅な増加が見込めない現状において、間伐などの森林整備を適切に行うとともに、木材生産量を増加させるためには、森林技術者の確保に加え、ＩＣＴ化、機械化など技術革新による事業地の確保と木材の安定供給・生産性の向上に積極的に取り組む必要があります。



◇森林技術者数の推移

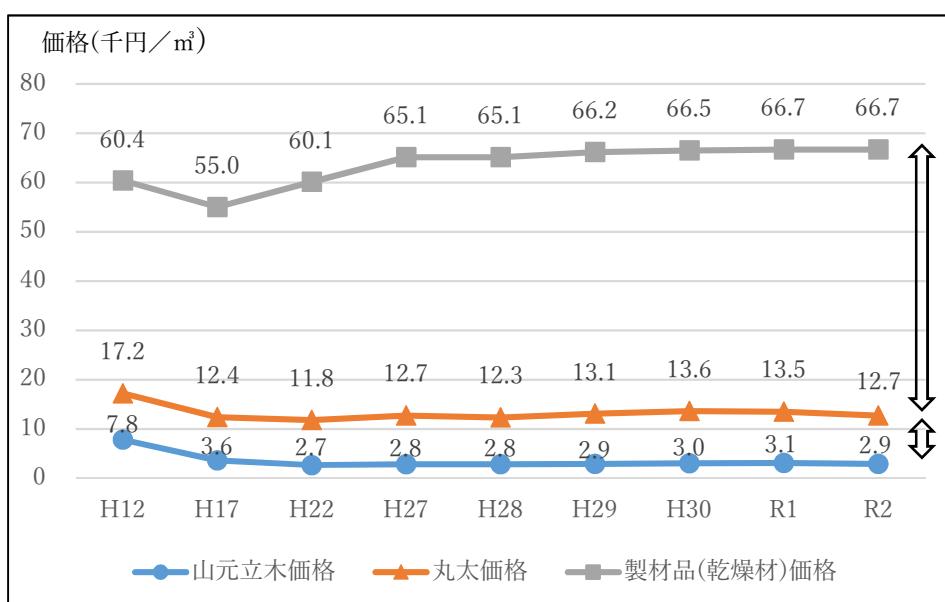
年度	H19	H28	H29	H30	R1	R2	増加率 (対H19年比)
総人数	1,145	930	932	940	936	939	-18%
うち木材生産技術者数	491	651	673	690	671	677	38%

※木材生産技術者数は森林整備課推計値

(2) 森林所有者への利益還元

- ・森林所有者が手にする利益（森林所有者立木価格）は、「丸太価格」から「原木生産・流通コスト」を差し引いた額となり、森林・林業白書（令和2年度版）ではスギで2,900円／m³、ヒノキで6,358円／m³となっています。これが50年以上木を育てた成果です。もし、業界全体でコストを分配できるならば、森林所有者への利益還元額は、「製品価格」から「原木生産・流通コスト」「製品加工・流通コスト」を差し引いた額となります。
- ・山元への利益還元には、原木生産・流通コスト、製品加工・流通コストの更なる低減に加え、利益を森林所有者に還元することに対する県民や業界全体の理解促進が必要です。
- ・岐阜県の素材生産費（林野庁企画課素材生産事例調べH29-R1平均）は間伐で約10,500円／m³、皆伐で約5,700円／m³です。
- ・森林所有者への利益還元を進め、外材製品に対する競争力を高めるためには、素材生産費を低減させる必要があります。

スギの立木価格、丸太価格、製材品価格の推移（全国）



施策の方向性

- ・事業地の確保と木材の安定供給・生産性の向上（木材生産過程における更なるコスト低減）が必要です。
- ・森林づくりに支障が出ないよう、森林所有者への利益が還元されることに対して、林業・木材産業事業者や県民の理解の醸成が必要です。

具体的な施策

（1）デジタルデータによる木材生産計画の策定

新林業事業体等による木材生産計画の策定を促進するため、森林経営計画における伐採計画地の高精度資源データ解析結果を、「森林クラウドシステム」を活用して提供します。

新「森林クラウドシステム」を活用して伐採計画地の情報を集約し、林業事業体等と共有します。

拡効率的な森林資源の調査・管理を促進するため、林業事業体等に対しドローンや無人ヘリコプターなどのＩＣＴ機器の導入や活用を支援します。

- ・木材生産量を正確に把握するため、林業事業体等に対し地上レーザ計測機器の導入を支援します。
- ・森林調査の負担軽減と効率化を図るため、ＩＣＴ機器等を有効に利用し、森林資源の調査・解析のできる人材を育成します。
- ・林業事業体等の事業地の安定確保を促進するため、森林所有者の探索や事業実施の合意形成から、森林経営計画の作成・実行監理まで幅広く支援します。

（2）路網計画のシステム化

新林道の計画策定における労務縮減のため、路網設計支援ソフトウェアを用いた線形の検討を行います。

新森林作業道の計画策定作業を省力化するため、林業事業体等に対し路網設計支援ソフトウェアの導入を支援します。

- ・森林施業の効率化のため、林道、作業道を適切に組み合わせた路網ネットワークを整備します。
- ・森林施業に早期に着手するため、開設工事が長期化している林道の早期完成を目指すとともに、進捗が大幅に遅れている路線は計画を見直します。
- ・路網密度の向上のため、従来と比較して低コストで開設可能な林業専用道の整備を積極的に推進します。

拡森林技術者が安全に走行できるようにするために、ドライバーファーストの視点で縦断勾配の緩和、充分な路肩の確保、曲線部の拡幅量の確保などの林道設計に取組みます。

拡輸送コストの軽減を図るため、積載容量の大きな車両が通行可能な林道の整備を推進します。

- ・輸送コストの軽減を図るため、林道と一般道との接続地付近におけるフルトレーラーが進入可能な土場の整備を支援します。

■既存林道や作業道の機能を維持するため、管理主体に総点検を促すとともに、機能強化、高規格化を支援します。

■新生産可能な木材の樹種別・径級別の本数や材積を予測するため、林業事業体等が行う出材量シミュレーションによる在庫管理の取組みを支援します。

■林業の収益性向上を図るため、林業事業体等が行う搬出ルートのシミュレーションによる出材コストの低減の取組みを支援します。

(3) I C T導入によるスマート林業の推進

- ・森林資源の把握や境界調査の省力化、作業の効率化を図るため、林業事業体等に対し I C T の導入を支援します。

- ・木材生産の低コスト化を図るため、林業事業体が行う中間土場の設置、高性能林業機械等の購入やレンタルを支援します。

■今後増加が見込まれる主伐に対応するため、林業事業体に対しグラップル付き搬器や油圧式集材機など新たな林業機械や作業システムの導入を支援します。

■造林保育作業の負担軽減を図るため、林業事業体等に対しドローンによる苗木運搬や下刈り作業の機械化を促進します。

■木材の需要と供給のマッチングを促進するため、林業事業体等が行う I C T による伐採・集積した木材の形状や量、施業の進捗状況等、リアルタイムな情報共有を支援します。

■スマート林業の基盤を支える森林内の通信環境の整備に向け、通信技術の研究や導入を支援します。

■林業の収益性向上のため、林業事業体が行うデータロガー付きハーベスター等による、価格や需要に基づく最適造材と仕分けの試行、その後の導入を支援します。

■木材生産のリードタイム短縮を図るため、林業事業体が行う木材生産・流通情報のデジタル化とリアルタイム共有の取組みを支援します。

■労働強度の軽減や労働災害の発生防止、作業の効率化を図るため、林業事業体等に対し造林保育作業の機械化・無人化を促進します。

■林業用無人化技術による森林作業の省力化を図るため、林業事業体に対し造林保育機械等の購入やレンタルを支援します。

(4) 森林所有者への利益還元

- ・森林所有者への利益還元を進めるため、林業事業体の木材生産性を向上させる取組みを支援します。

■皆伐後の再造林を促進するため、県産材の利用量に応じて再造林を支援する仕組みを構築します。

■木材の需要と供給のマッチングを促進するため、圏域ごとに生産者、流通事業者、製材加工事業者による協議会を設け、関係者の連携を強化します。

◇指標

項目	単位	基準値		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
		基準年	数値					
木材生産林における森林經營計画認定面積【累計】	千 ha	R2 年度	38	46	54	62	70	78
林内路網開設延長【累計】	km	R2 年度	125	145	280	395	490	565
木材生産量	千m ³	R2 年度	576	600	612	624	638	650
木材生産性	m ³ /人・日	R2 年度	5.0	5.7	6.0	6.3	6.7	7.0

第3 森林の新たな価値の創造と山村地域の振興

1 森林空間等を活用した森林サービス産業の育成による山村振興



1-1 新たな雇用と収入を生み出す森林サービス産業の育成

現状と課題

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大や都市住民の健康志向の高まりから、都市型（室内）の活動が見直され、自然を活かした野外活動、サテライトオフィス、移住定住等が注目されています。
- ・山村地域では、第一次産業を中心に産業の停滞や若者の流出が続いている、都市部のニーズに対応できる施設や体験メニュー等を持たず、収益を生む構造が構築されていません。
- ・豊かな価値を有する森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用することで、山村地域に新たな雇用と収入機会を生み出す、森林サービス産業に取り組む必要があります。
- ・そのため、市町村と連携し地域で頑張る企業・団体等を育成するため、推進体制の整備、プログラムの開発、人材育成、拠点施設の整備等への支援が必要です。
- ・J-クレジット制度は、温室効果ガス排出量の削減に有効な手段であり、豊かな森林資源を有する本県にとって、森林吸収によるクレジットの創出によって資金循環が生まれ、山村地域の活性化につながる制度です。
- ・県内では、これまで8つの林業事業体が約10万tのクレジットを取得し、その約8割がカーボンオフセットなどを目的に企業が購入しています。
- ・最近では、2万tを超えるクレジットを一括購入した事例もあり、企業の需要が高まっています。
- ・クレジットを取得した林業事業体からは「申請が複雑で売買成立までに時間が掛かる」「費用に見合う価格設定が困難」といった声があり、制度普及には一定の課題があります。
- ・国は、自治体や関係団体に対して説明会を開催して制度活用を促しているほか、申請業務において計画書の作成代行、審査費用を支援しています。
- ・国の制度見直しにより、リモートセンシングなどの技術導入が可能になりましたが、より低コストで評価できる手法の開発、普及が必要です。

◇森林サービス産業とは

人口減少・高齢化社会を迎える中で、関係人口創出・地方創生を促進するため、豊かな価値を有する森林空間を健康、教育、観光等の多分野で活用することで収入と雇用を生み出す新たな産業。

※創出・推進が期待される組み合わせパターン

森林空間（山村地域）×「企業の健康経営・働き方改革の実施、企業の研修・教育、遊び・スポーツ、癒し、幼児教育等」

◇白川村での取組事例

※令和2（2020）年度林野庁補助事業「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業
(テーマ：企業の健康経営分野)

事業主体：NPO法人白川郷自然共生フォーラム、白川郷まるごと体験協議会

連携：白川村 実施場所：トヨタ白川郷自然学校

取組内容：企業の健康経営のため、森林、食事、温泉等を活用したプログラムの開発等

(1) 企業の健康経営担当者等向けのモニターツアーの開催（1泊2日）

森を歩く運動療法を取り入れた健康増進ウォーキング（専門ガイド付き）、メンタルヘルス予防・改善のため睡眠の質を計測、保健師による健康相談、健康志向の食事の提供、ヨガ体験、温泉でリフレッシュ等

※白川村が健康増進を目的として整備したウォーキングコースを活用
(3コース)

(2) 村内関係者（宿泊施設等）を対象としたワークショップの開催

(3) 企業向けパンフレット作成、健康経営を推進する企業などへの営業活動等

施策の方向性

- ・森林を活用したサービスが、産業として成立することを目指す、森林サービス産業の推進体制の整備が必要です。
- ・森林サービス産業を支える、魅力的なプログラムの開発及び人材の育成が必要です。
- ・森林サービス産業に必要な拠点施設等の新設及び既存施設の改修が必要です。

具体的な施策

（1）森林サービス産業の推進体制の整備

新事業者の意見交換やマッチング等を進め、森林サービス産業の振興を図るため、企業、団体、林業事業体、県、市町村、学校等で構成する「(仮称) 森林サービス産業推進協議会」を設置し、この協議会を推進母体とし、各種事業を展開します。

新森林サービス産業に取り組むための構想・戦略や推進体制の検討を進めるため、先進事例の紹介、専門家の講演等による各種勉強会やセミナー等を開催します。

新専門性を有する事業者の紹介・斡旋を進めるため、ビジネスマッチングに向けた観光等異業種の事業者との交流会を開催します。

■新効果的な集客を進めるため、ホームページやSNS等での情報発信、都市部におけるプロモーション活動を実施します。

■新森林空間を活用した「体験」と「宿泊」「食」を組み合わせた滞在型のサービスの提供を進めるため、グリーン・ツーリズムやエコツーリズム等と連携・協力します。

(2) 森林サービス産業を支える魅力的なプログラムの開発及び人材の育成

■新高品質で満足度の高いプログラムの提供を進めるため、魅力的なプログラムを研究開発します。

■新森林空間を活用した新たなサービスの提供の中核を担う人材の育成を進めるため、コーディネーター・ツアーガイド等を育成します。

■新地域主導で持続可能なビジネスを進めるため、クラウドファンディング等による資金調達方法や起業に向けた勉強会を開催します。

■新地域が抱える課題を解決するため、専門家やアドバイザー等を派遣します。

(3) 森林サービス産業の拠点施設等の整備

■新森林サービス産業の提供に必要な施設等の整備を推進するため、拠点施設や歩道、休憩施設等の新設及び既存施設の改修等を支援します。

- ・森林の有する快適環境形成機能や保健文化機能の維持増進を図るため、市町村が行う施設の設置や改修を支援します。
- ・生活環境保全林の安全性・利便性向上のため、市町村が行う施設改修を支援します。
- ・「白山白川郷ホワイトロード」の安全性・魅力度の向上を図るため、岐阜県森林公社による適切な施設管理・改修等の取組みを支援します。
- ・自然公園及び自然歩道等を安全かつ快適に利用できるよう、計画的な施設や歩道等の整備・改修を実施します。

(4) 二酸化炭素吸収源としての森林の活用の推進

■新森林吸収源対策の岐阜県モデル構築に向け、検討会を設置するとともに、「J-クレジットの評価」と「森林信託の制度」を検討する2つの研究会を立ち上げます。

■新「J-クレジットの評価」では、森林の二酸化炭素の吸収や固定化の研究と評価手法を検討します。「森林信託の制度」では、クレジットを活用して、森林所有者への利益還元、森林整備に充てる新たな「森林信託制度」を検討します。

- ・森林所有者や林業事業体に対し、J-クレジット制度を普及・啓発するとともに、認証申請に当たっての必要な助言、協力を行います。

■新J-クレジットを取得するため、林業事業体に対し、モニタリング調査で必要な森林の状態を解析したデータの提供、森林の二酸化炭素吸収量の測定機器の貸出や導入を支援します。

新県有林において、J-クレジットの認証を申請し、売却益を森林整備に充てる仕組みづくりを進めます。

◇指標

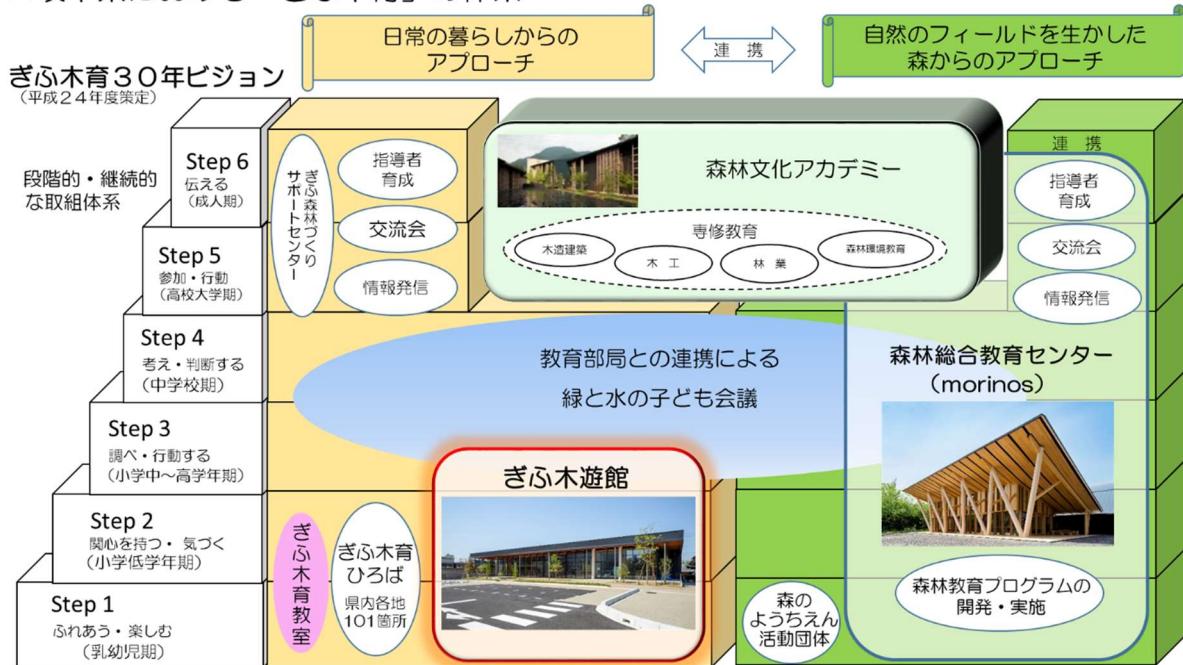
項目	単位	基準値		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
		基準年	数値					
(仮称)森林サービス産業推進協議会会員数【累計】	者	R2 年度	—	40	45	50	55	60
森林サービス産業起業者数【累計】	者	R2 年度	—	0	3	6	12	20

1－2 ぎふ木育30年ビジョンの実現に向けた「ぎふ木育」の新たな展開

現状と課題

- ・県の豊かな森林や、木と共生する文化を次世代につなぐために策定した「ぎふ木育30年ビジョン」の実現に向け、県内各地で行われる体験・学習活動や、木育にかかる指導者の養成などソフト面の充実に取り組んできました。
- ・ぎふ木育の拠点施設となる「ぎふ木遊館」、「森林総合教育センター(morinos)」を整備しました(令和2(2020)年7月オープン)。
- ・今後は、「ぎふ木育」を県全体に広く普及させが必要となります。
- ・そのためには、「ぎふ木育」を実践するための指導者の育成や拠点施設の整備を、県内各地域で推進する必要があります。

■岐阜県における「ぎふ木育」の体系



施策の方向性

- ・ぎふ木育30年ビジョンの普及を推進するため、ぎふ木育の全県展開を進めます。
- ・ぎふ木育の全県展開に欠かせない、ぎふ木育の指導者の育成と活用を進めます。
- ・ぎふ木育指導者の活躍の場として必要な、既存施設・団体との連携や新たな施設の整備等に取り組みます。

具体的な施策

(1) ぎふ木育の全県展開

- ・森や木に親しみ、森林とのつながりや森林文化の豊かさを段階的・継続的に学ぶ機会を提供するため、「ぎふ木遊館」と「森林総合教育センター」において、魅力的で多様なプログラムを開発・実施します。
- ・ぎふ木育を全県下に普及するため、「ぎふ木遊館」と「森林総合教育センター」において、県下各地で活動できる移動型の体験プログラムを実施します。
- ・森林等を活用した子育てや体験活動を推進するため、森のようちえん、プレーパーク等の団体の活動を支援します。
- ・木に触れる体験を通して子どもたちの森や木への理解を深めるため、保育園・幼稚園、小中学校や特別支援学校等に対し、県産材を活用した木のおもちゃや木製学習教材等の導入を支援します。
- ・幼児から大人まで幅広い世代へのぎふ木育の浸透を図るため、8月の「ぎふの山に親しむ月間」や県内各地域で開催されるイベントで森林の働きや森林づくりについて情報発信や普及啓発します。
- ・若い世代へのぎふ木育の普及・浸透を図るため、「ぎふ木遊館」、「森林総合教育センター」、「ぎふ森林づくりサポートセンター」が中心となり、WEBサイトやSNSを活用し情報発信します。

(2) ぎふ木育の指導者の育成と活用

- ・ぎふ木育の指導者の知識や技術の向上を図るため、「ぎふ木遊館」において、「ぎふ木育指導員」や「ぎふ木育サポーター」など、ぎふ木育の指導者の養成とスキルアップを実施します。
- ・森や木にふれあい親しむ段階から、森林に対する理解へとつなぐため、「ぎふ木遊館」と「森林総合教育センター」が連携し、木育と森林教育の両面から指導ができる人材を育成します。

拠地域で活躍するぎふ木育の指導者を養成するため、地域にある拠点施設を活用し、県内各地で指導者の養成研修を開催します。

- ・「ぎふ木育ひろば」におけるぎふ木育の体験を充実させるため、各地域にある「ぎふ木育ひろば」スタッフのスキルアップを支援します。

拠ぎふ木育の指導者の活動を促進するため、既存の自然体験施設や「ぎふ木育ひろば」等とのマッチングを実施します。

- ・保育園、幼稚園、学校等における森林等を活用した体験活動を推進するため、森林総合教育センターにおいて、自然体験活動を実践できる保育士や教員等を育成します。

(3) 既存施設・団体等との連携と新たな施設の整備

拡関係者が持つ多様な知見を活用し、効果的にぎふ木育を推進するため、「ぎふ木遊館」や「森林総合教育センター」、100カ所を超える地域の「ぎふ木育ひろば」、市町村等の自然体験施設や、森のようちえん、プレーパーク等の自然体験活動を行う団体の交流会を開催するなど、連携を促進します。

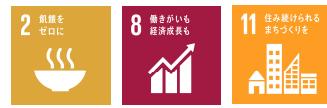
- 各地域で質の高いプログラムを提供するため、「ぎふ木遊館」と「森林総合教育センター」の各種教育プログラムを公開し、ぎふ木育に取り組む施設や団体に対し、提供します。
- 森や木にふれあい親しむ段階から、森林に対する理解へつなぐため、「ぎふ木遊館」と「森林総合教育センター」が連携し、木育と森林教育をつなぐ連携プログラムを開発・実施します。
- 幅広い対象者へぎふ木育を普及するため、「ぎふ木遊館」と「森林総合教育センター」において、企業や福祉施設等と連携し、プログラムを開発・提供します。
- 子どもたちが森や木に触れあい、親しむ取組みを推進するため、保育園・幼稚園、小中学校、高等学校や特別支援学校等に対し、「ぎふ木育教室」や「緑と水の子ども会議」の開催を支援します。
- 誰もが身近に、県産材を活用した木製品や木のおもちゃに触れ、ぎふ木育を体験することができる機会を提供するため、市町村や教育福祉施設等に対し、県内各地でぎふ木育の拠点となる「ぎふ木育ひろば」の設置を支援します。

新ぎふ木育の全県展開を図るため、既存施設の改修や新たな施設整備等により、「ぎふ木遊館」の地域拠点施設（サテライト施設）の整備を推進します。

◇指標

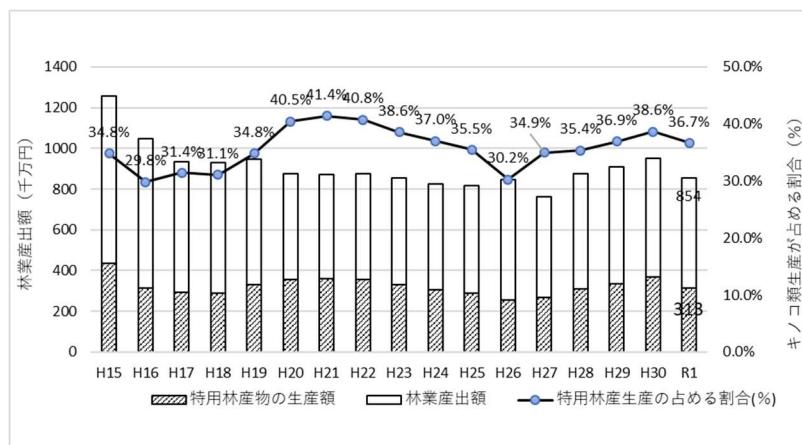
項目	単位	基準値		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
		基準年	数値					
「ぎふ木遊館」入館者数	人	R2 年度	20,351	30,000	30,000	50,000	50,000	50,000
ぎふ木育サポーター登録者数【累計】	人	R2 年度	112	200	250	300	350	400
ぎふ木育教室・緑と水の子ども会議参加人数	人	R2 年度	5,198	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800

2 きのこなどの特用林産物の振興



現状と課題

- ・特用林産物の生産額は林業産出額の約3割を占める山村地域の貴重な収入源となっていますが、生産者数は減少傾向にあります。
- ・きのこ類は、販売価格が低迷するとともに消費量も伸び悩んでいます。
- ・東日本大震災による原発事故の発生以降、原木や菌床栽培用のオガコ等の生産資材の供給不安や単価高騰が進み、原木の需給バランスが崩れつつあり、県内の原木供給者は高齢化しています。
- ・コウゾの株の更新、新植などの生産資材や維持管理にかかる費用負担が大きくなっています。
- ・霜の被害で、サンショウ苗の調達、確保に影響が生じています。
- ・木竹炭や竹酢液等の小規模生産者は、施設の老朽化や後継者不足などで経営継続が困難になっています。
- ・特用林産物の新規生産者の確保と、既存生産者へのサポートの強化が必要です。
- ・安全、安心、高品質な消費者に選ばれるきのこ類の生産支援が必要です。
- ・大都市圏や海外へ向けた新たな消費拡大への支援が必要です。
- ・広葉樹資源の把握や原木供給の新たな担い手の確保により、きのこ生産資材の原木・オガコの安定供給を促進して生産者の経営を支援する必要があります。
- ・コウゾ栽培技術の確立に向けた指導・助言が必要です。サンショウの枯死樹の増加、晩霜害の頻発化、優良苗木の供給不足への対応が必要です。
- ・炭窯等の生産施設を導入する生産者への支援が必要です。



特用林産物の生産額の林業産出額に占める割合

具体的な施策

(1) きのこ生産資材の安定供給と生産者の負担軽減

新きのこ原木の生産林に適した広葉樹資源を明確にするため、生産に適した広葉樹資源について、L Pデータや森林G I Sを活用して広葉樹資源のデータ化を実施し、きのこ生産者や原木生産者に対し情報提供します。

- ・県内からのきのこ原木の供給を拡大するため、モデル林におけるきのこ原木の生産コストを検証し、低コスト原木生産システムを原木生産者に対し普及します。

新生産資材の安定供給を図るため、特用林産物の生産資材（原木・オガコ）を供給する資源林の整備を促進します。

- ・東日本大震災以降、価格が高騰しているきのこ生産用資材の負担を軽減するため、県産のきのこ生産用資材を購入する生産者を支援します。

(2) きのこ生産の新規参入者、既存生産者への支援

- ・原木きのこの新規生産者の参入初期の経営を安定化させるため、給付金を新規生産者に対し支給します。

拡きのこ生産への新規参入や既存生産者の事業規模の拡大を促進するため、施設整備や遊休施設の活用に取り組む生産者を支援します。

- ・きのこ生産技術を高め、生産量の増加や品質の向上を図るため、気候変動に対応した栽培技術や農薬を使わない安全な虫害防除方法など、生産現場のニーズを捉えた研究開発と、開発された技術を生産現場に普及します。

拡きのこの生産工程管理を強化し、消費者に対して安全性をP Rするため、G A P等の認証取得や、認証取得に必要な施設整備を行う生産者を支援します。

(3) きのこの販路拡大への支援

新きのこの新たな販路を開拓するため、生産、流通事業者と飲食店やホテル等の需要者とのビジネスマッチングを開催します。

拡きのこの新たな販路を拡大するため、都市部で開催される展示・商談会への出展に対し支援します。

- ・きのこの東京、関西等の大都市圏への販路拡大及び輸出のため、変色等を抑制し、長期間の保存が可能となる技術を開発し、普及します。
- ・きのこの調理方法等を幅広く普及し、消費量を拡大するため、消費宣伝活動や料理コンクール等の普及活動に取り組む団体や協議会を支援します。
- ・きのこの海外への輸出などに取り組む生産、流通事業者を支援します。

(4) きのこ以外の特用林産物の振興

- ・高原山椒、コウゾなどきのこ類以外の岐阜県ならではの特徴ある特用樹等の生産を振興するため、育苗・生産等の技術を検証します。
- ・薪、木炭等の利用を促進するため、生産施設を導入する生産者を支援します。

(5) 指導者の育成

- ・きのこ生産者からの相談にきめ細かに対応するため、きのこ生産の総合窓口である「キノコ振興センター」における生産者への相談対応や技術普及体制を強化します。

新若手県職員がきのこについて学ぶ機会を設けることにより、きのこ指導者（マッシュ・リーダー（仮称））を育成します。

- ・きのこ生産に関する研究・普及の拠点として、森林研究所の特産実習棟の再整備を検討します。

◇指標

項目	単位	基準値		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
		基準年	数値					
G A P等実践者数 (きのこ)【累計】	経営体	R2 年度	4	14	21	28	35	42

1 岐阜県森林づくり基本条例

平成18年岐阜県条例第25号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第11条)

第2章 基本計画(第12条)

第3章 基本的施策

第1節 健全で豊かな森林づくり(第13条—第15条)

第2節 林業及び木材産業の振興(第16条—第18条)

第3節 人づくり・仕組みづくり(第19条—第24条)

第4章 推進体制

第1節 岐阜県木の国・山の国県民会議(第25条・第26条)

第2節 岐阜県木の国・山の国推進本部(第27条・第28条)

附則

岐阜は木の国・山の国と岐阜県民の歌にもうたわれるよう、岐阜県は、森林が県土の約8割を占めるわが国有数の森林県である。私たちは、豊かな森林からもたらされる数々の恵みを受けながら、幾世代にわたって、森の文化・木の文化をはぐくみ、社会経済の発展を遂げてきた。

しかしながら、市場経済の世界的な進展により木材の輸入が増大し、生産性や効率性が重視される中で、森林づくりを支えてきた林業や木材産業の不振が続き、手入れが行き届かず荒廃する森林が増えつつある。このままでは、災害の防止や水源のかん養といった森林の持つさまざまな機能が損なわれ、美しい景観の喪失や農山村社会の活力の低下といった問題が生じるなど、私たちの生活への影響が懸念される。

一方、21世紀は環境の世紀といわれ、温暖化防止など地球規模の環境対策や持続可能な循環型社会の形成が求められている中で、二酸化炭素の吸収源であり、また、絶えることなく資源を生み出す森林の重要性が世界的に再評価されつつある。さらに、物の豊かさより心の豊かさ、人と自然との共生が求められる今日、私たちに潤い、安らぎ、ゆとりを与えてくれると同時に、自然の生態系を支え多様な生物をはぐくむ豊かな森林は、すべての生命にとってなくてはならない存在となっている。

今こそ、私たちは、森林がかけがえのない財産であり大切な資源であることを再認識し、森林を健全で豊かな姿で次世代へと引き継いでいかなければならない。

ここに、私たちは、揺るぎない長期的な展望に立ち、県、市町村、県民等が一体となって適切な役割分担の下に森林づくりを持続的に推進していくことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県の森林づくりの基本理念を定め、県の責務並びに市町村、森林所有者、森林組合、事業者、森林づくり活動団体及び県民の役割を明らかにするとともに、県の森林づくりに関する基本的施策を定め、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな環境と暮らしを守り活力ある地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林づくり 森林の多面的機能を持続的に發揮させるため、森林を守り、育てることをいう。
- (2) 森林の多面的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、保健休養、林産物の供給その他森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 県内に所在する森林を所有する者をいう。

- (4) 森林づくり活動団体 県内で森林づくりに係る活動を行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない団体をいう。
- (5) 森林環境教育 森林と人及び環境との関係その他森林の多面的機能に対する理解と関心を深めるための教育及び学習をいう。
- (6) 県産材 県内に所在する森林から生産された木材をいう。

(基本理念)

第3条 森林づくりは、森林が災害から県民の生命と生活を守っていること、多様な生物の生息の場であること、豊かな水を生み出す源となっていること、木材をはじめとする林産物の生産の場であること、県民の心に潤いと安らぎを与えていていること、地球環境の保全に貢献していることなどにかんがみ、揺るぎない長期的な展望に立ち、県、市町村、県民等の協働により、次に掲げる方針に基づいて将来にわたり持続的に行われなければならない。

- (1) 県民の生命及び財産並びに良好な環境が守られるよう、健全で豊かな森林とすること。
- (2) 森林資源の循環利用を通じて活力ある地域社会が実現されるよう、林業及び木材産業を振興すること。
- (3) 森林づくりが社会全体で支えられるよう、人づくり及び仕組みづくりを推進すること。

(県の責務)

- 1 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 2 県は、施策の推進に当たっては、県民との協働に努めるとともに、国、市町村及び関係機関との緊密な連携を図らなければならない。
- 3 県は、県内に所在する森林が有する森林の多面的機能が、その森林の下流域の人々にとって欠くことのできないものであることにかんがみ、森林づくりに関する施策についてその人々の協力が得られるよう努めるものとする。

(市町村の役割)

- 第5条 市町村は、当該市町村の住民に対し森林づくりの重要性について普及啓発に努めるとともに、森林所有者(当該市町村を除く。)に対し森林づくりについて必要な助言又は支援に努めるものとする。
- 2 市町村は、地域が主体となって森林の適正な管理及び活用が図られるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(森林所有者の役割)

- 第6条 森林所有者は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、その所有する森林の適正な管理に努めるとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(森林組合の役割)

- 第7条 森林組合は、森林組合が森林所有者の協同組織であり、地域における林業の中核的な担い手であることにかんがみ、森林所有者に対し、その地域の特性に応じた一体的かつ計画的な森林づくりを指導し、又は自らこれを実践するとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第8条 事業者は、県産材を積極的に利用し、森林づくりに係る活動に積極的に参加するとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 林業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう努めるものとする。
- 3 木材産業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、県産材の利用の拡大に努めるとともに、県産材を活用する製品の開発に努めるものとする。

(森林づくり活動団体の役割)

- 第9条 森林づくり活動団体は、森林の大切さを普及する活動その他の森林づくりに係る活動を積極的に企画し、及び実践するとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

- 第10条 県民は、森林の大切さについて理解を深め、森林づくりに係る活動に積極的に参加するとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 県民は、木の良さについて理解を深め、県産材の積極的な利用に努めるものとする。

(財政上の措置)

- 第11条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本計画**(基本計画)**

- 第12条 知事は、基本理念に基づき、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくりについての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は、森林づくりに関する中長期的な目標、総合的かつ計画的に講すべき施策その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、岐阜県木の国・山の国県民会議の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 知事は、森林及び林業をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに森林及び林業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、基本計画を見直すものとする。
- 7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。
- 8 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第3章 基本的施策**第1節 健全で豊かな森林づくり****(災害に強い森林づくり)**

- 第13条 県は、森林の多面的機能のうち、土砂災害、洪水その他災害の防止機能が高度に発揮されるよう、治山対策の推進及び造林、保育その他の森林施業に関する助言、支援その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、その土地に適した樹木を育成し、森林が多様な樹種又は林齢から構成されるよう森林所有者等に対して必要な助言又は支援を行うとともに、間伐対策を計画的に推進するものとする。

(森林の適正な保全)

- 第14条 県は、県民の生活環境の保全及び生物多様性の確保を図るため、保安林制度、林地開発許可制度その他森林及び自然環境の保全に関する制度を適切に運用し、森林の適正な保全に努めるものとする。

(森林空間の利用の促進)

- 第15条 県は、里山その他の森林空間(森林と周辺の自然環境等が一体となって作り出される空間をいう。)が県民の森林環境教育、保健休養又は都市と農山村との交流の用に供されるよう、森林の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、市町村、森林づくり活動団体等が前項の措置を行う場合にあっては、これに必要な助言又は支援を行うものとする。

第2節 林業及び木材産業の振興**(効率的な森林施業の実施)**

- 第16条 県は、森林施業が効率的に実施されるよう、森林施業の団地化、林業機械の導入及び計画的な林道の整備に関し、林業の事業者等に対して必要な助言又は支援を行うものとする。

(県産材の利用の拡大)

第17条 県は、県産材の利用の拡大を図るため、県産材に関する情報の提供、施設の整備その他の公共事業における県産材の活用、県産材を使用する住宅の建設の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、生産、加工及び流通の合理化を通じた県産材の安定的な供給体制の整備に関し、木材産業の事業者等に対して必要な助言又は支援を行うものとする。

(森林資源の有効利用の促進)

第18 条 県は、林業及び木材産業の振興に資するため、森林資源の新たな用途の開発その他森林資源の有効利用の促進に関し、林業及び木材産業の事業者等に対して必要な助言又は支援を行うものとする。

第3節 人づくり・仕組みづくり

(森林環境教育の推進)

第19条 県は、県民が森林づくりについての理解と関心を深めることができるよう、あらゆる機会を通じて森林環境教育の推進に必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、次代を担う青少年の森林を大切にする心が培われるよう、森の文化・木の文化及び森林づくりに関する体験学習等の森林環境教育の充実、森林環境教育を支える人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、前2項の措置を講ずるに当たっては、教育機関との連携を図るものとする。

(技術者及び担い手の育成等)

第20条 県は、林業又は木材産業の現場の状況に対応できる技術者の育成及び確保を図るため、実践的な教育を実施するとともに、必要な情報の提供、助言又は支援を行うものとする。

2 県は、林業又は木材産業の経営を担うべき人材を育成するため、教育の充実を図るとともに、必要な情報の提供、助言又は支援を行うものとする。

(県民との協働による森林づくり)

第21条 県は、県民との協働により森林づくりを進めるため、森林づくりに関する県民運動が積極的に展開されるよう、情報の提供、県民との意見の交換その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県民、森林づくり活動団体、事業者等が自発的に行う森林づくりに係る活動が促進されるよう、必要な助言又は支援を行うものとする。

(ぎふの山に親しむ月間)

第22条 県民の間に広く森林づくりについての理解を深めるとともに、県民が森林づくりに係る活動に積極的に参加する意欲を高めるため、ぎふの山に親しむ月間を設ける。

2 ぎふの山に親しむ月間は、8月とする。

3 県は、市町村、事業者、森林づくり活動団体等と連携して、森林づくりに対する県民の理解を深めるための啓発活動その他ぎふの山に親しむ月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(地域が主体となった森林づくりの支援)

第23条 県は、地域の森林づくりが適切かつ効果的に実施されるよう、その地域における森林づくりの方針等について提案その他の活動を行うことを目的として市町村が設置する組織の活動に関し、必要な助言又は支援を行うものとする。

2 前項の組織は、地域における意見が十分に反映されるよう、森林所有者、森林組合、地域住民等によって構成されるものとする。

(技術の向上及び普及)

第24条 県は、森林、林業及び木材産業に関する技術の向上を図るため、地域の特性に応じた調査及び研究、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、大学その他の研究機関及び事業者との連携に努めるものとする。

第4章 推進体制

第1節 岐阜県木の国・山の国県民会議

(設置及び所掌事務)

第25条 森林づくりに関する施策について広く県民の意見を反映し、県民と一体となって森林づくりを進めるため、岐阜県木の国・山の国県民会議(以下「県民会議」という。)を置く。

2 県民会議は、第12条第4項に規定するほか、森林づくりに関して知事に対し提言を行うことができる。

(組織等)

第26条 県民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他適當と認められる者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 会長は、委員のうちから互選する。

6 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

7 県民会議に、前条第2項の所掌事務のうち専門的な事項を調査及び検討するため部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、県民会議に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定める。

第2節 岐阜県木の国・山の国推進本部

(設置及び所掌事務)

第27条 森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、岐阜県木の国・山の国推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

2 推進本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 基本計画の策定に関すること。

(2) 森林づくりに関する施策の実施を推進すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。

(組織等)

第28条 推進本部は、岐阜県木の国・山の国推進本部長、岐阜県木の国・山の国推進副本部長及び岐阜県木の国・山の国推進本部員をもって組織する。

2 岐阜県木の国・山の国推進本部長(以下「本部長」という。)は、知事をもって充てる。

3 本部長は、推進本部の事務を総括する。

4 岐阜県木の国・山の国推進副本部長及び岐阜県木の国・山の国推進本部員は、知事が任命する。

5 前各項に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成18年5月21日から施行する。

附 則(平成28年3月29日条例第30号)

この条例は、交付の日から施行する。

2 主要統計資料

(1) 森林

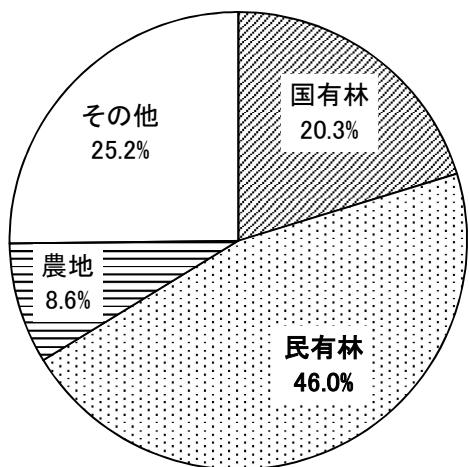
①森林資源

県土面積	1,062 千 ha	全国第 7 位
森林面積（国有林を含む）	862 千 ha	全国第 5 位
森林率（県土面積に対する森林面積の割合）	81 %	全国第 2 位
民有林面積	684 千 ha	全国第 4 位
人工林面積（国有林を含む）	385 千 ha	全国第 6 位
天然林面積（国有林を含む）	430 千 ha	全国第 7 位

資料：林野庁計画課「森林資源の現況」（平成 29 年 3 月 31 日現在）

国土面積・県土面積は、国土地理院「令和 2 年全国都道府県市区町村別面積調（10 月 1 日時点）」

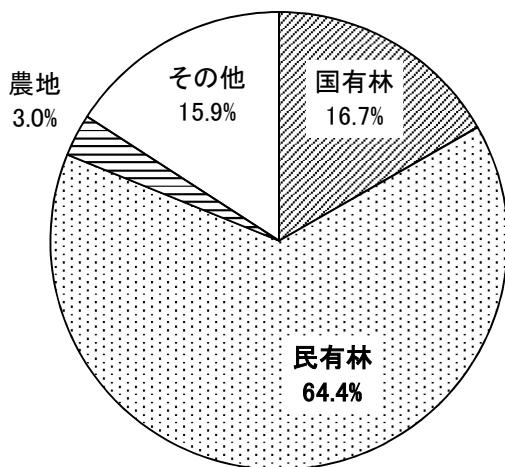
- 岐阜県の森林面積は 862 千 ha と県土面積の 81.2% を占めています。
- 内訳は、国有林が 178 千 ha、民有林が 684 千 ha で民有林は県土面積の 64.4% を占めています。
- 全国に比べ民有林の割合が高く、民有林面積は全国第 4 位です。



森林面積：25,048 千 ha（平成 28 年度）

地目別土地面積割合(全国)

資料：林野庁「森林資源の現況(平成 29 年 3 月 31 日現在)」
農林水産省「2020 年農林業センサス」

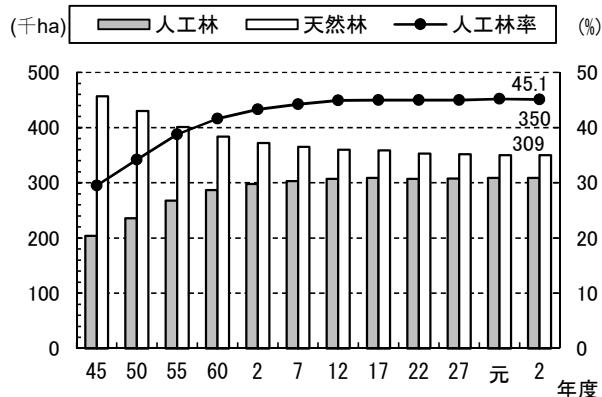


森林面積：862 千 ha（令和 2 年度）

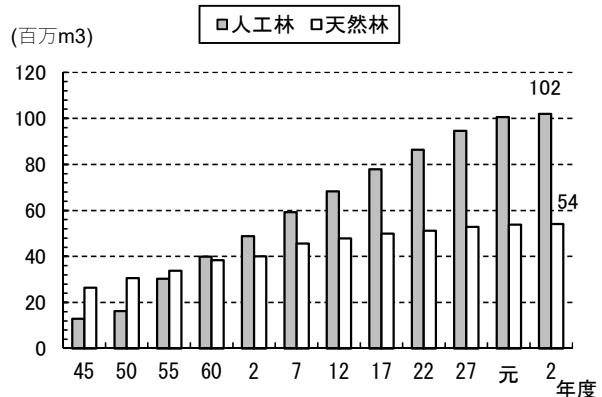
地目別土地面積割合(岐阜県)

資料：国有林面積は中部森林管理局調べ
民有林面積は県林政課調べ
農地面積は農林水産省「2020 年農林業センサス」

- 森林蓄積は年々増加しており、令和2年度の民有林蓄積は156百万m³となっています。特に人工林蓄積が増加しています。

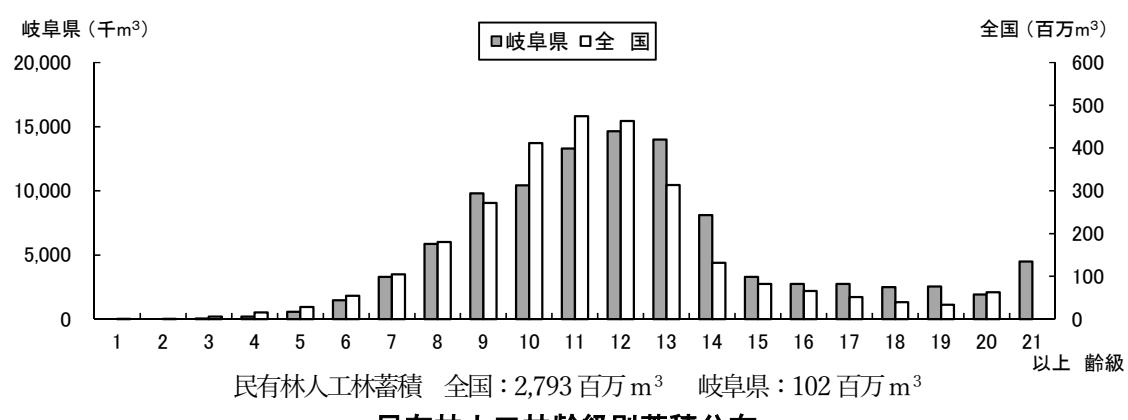
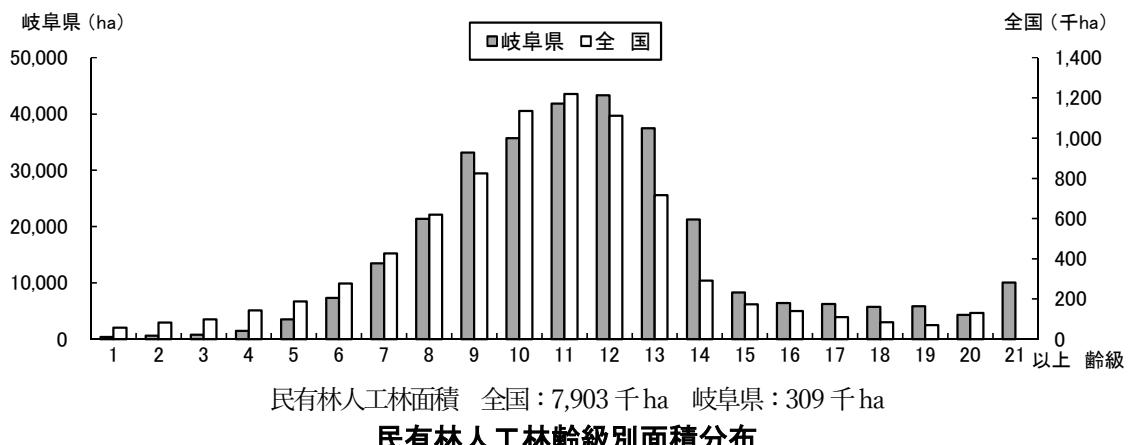


資料：県林政課調べ



資料：県林政課調べ

- 岐阜県の民有林人工林面積は309千ha、蓄積は102百万m³となっています。
- 民有林人工林面積は、8~12齢級の森林が56.8%となっています。一方、5齢級以下の森林は2.2%となっており、今後、齢級構成の平準化を図る必要があります。

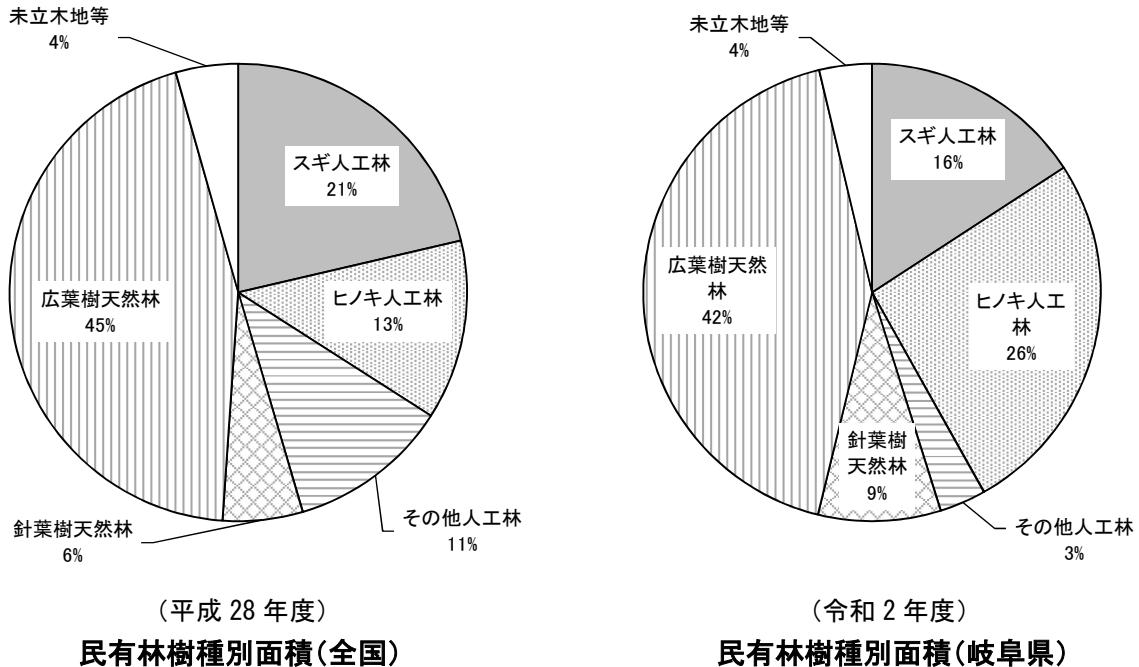


資料：全国数値は、林野庁「森林資源の現況(平成29年3月31日現在)」

県数値は、県林政課調べ(令和2年度末)

注：全国数値は20齢級以上を一括計上しているため、21齢級以上のデータは20齢級に含まれる。

- 民有林の樹種別面積は、ヒノキ人工林の割合が全国数値に比較して高くなっています。本県のヒノキ人工林面積・蓄積は、高知県に次いで第2位となっています。

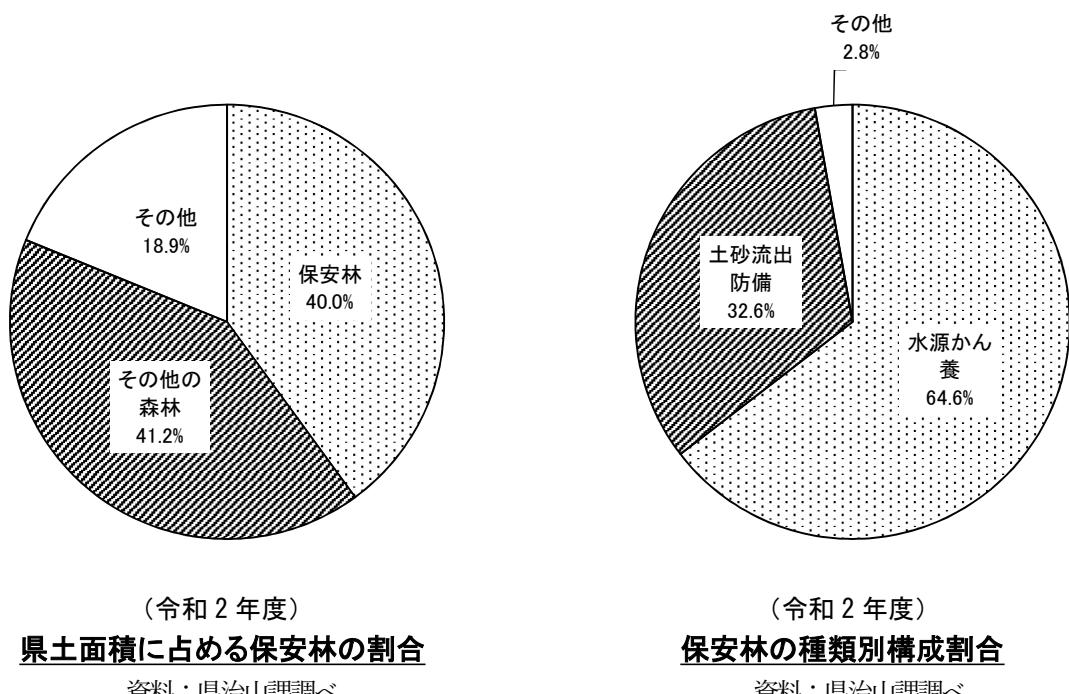


資料:林野庁「森林資源の現況(平成 29 年 3 月 31 日現在)」

資料:県林政課調べ

②県土の保全

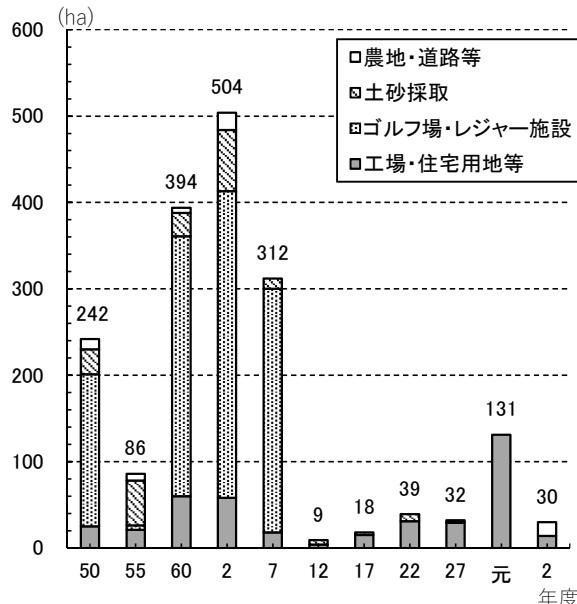
- 保安林面積は 424 千 ha（うち民有保安林 252 千 ha、国有保安林 173 千 ha）で、県土面積の 40.0%、森林面積の 49.2% を占めています。
- 保安林の 64.6% は、水資源の確保に重要な役割を果たしている水源かん養保安林で、続く 32.6% が土砂流出防備保安林となっています。



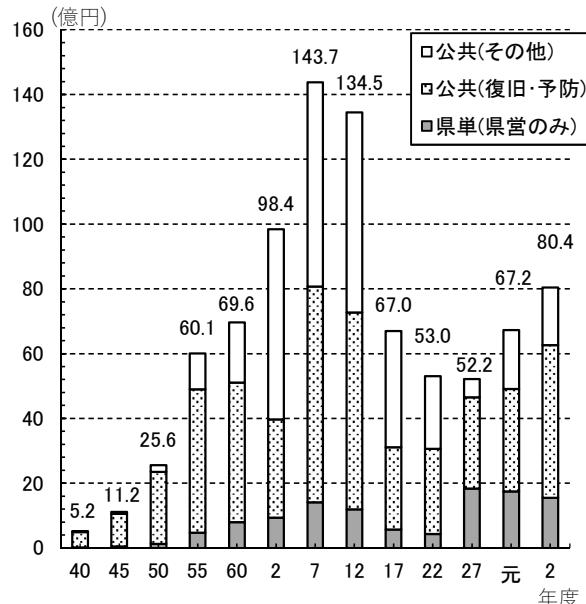
資料:県治山課調べ

資料:県治山課調べ

- 令和2年度の林地開発許可件数及び面積は9件、30haで、前年度より減少しました。林地開発行為許可制施行後、最も多かった平成2年度(504ha)の6%にとどまっています。
- 令和2年度の治山事業工事費(公共・県単(県営のみ))は80.4億円で、対前年比119.6%と増加しました。

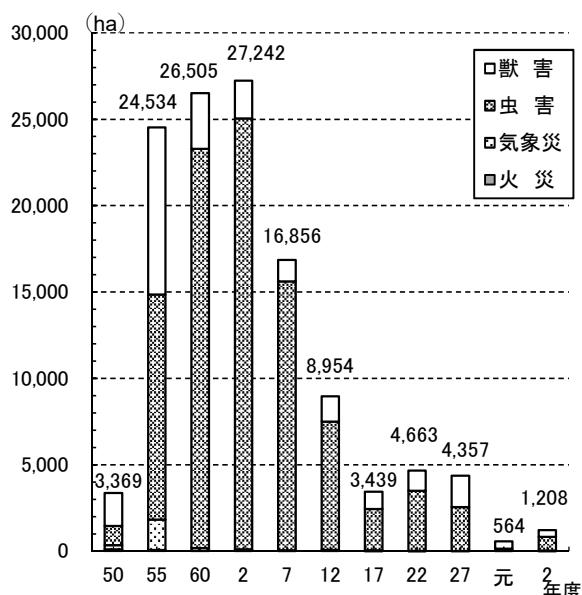
**林地開発許可面積の推移**

資料：県治山課調べ

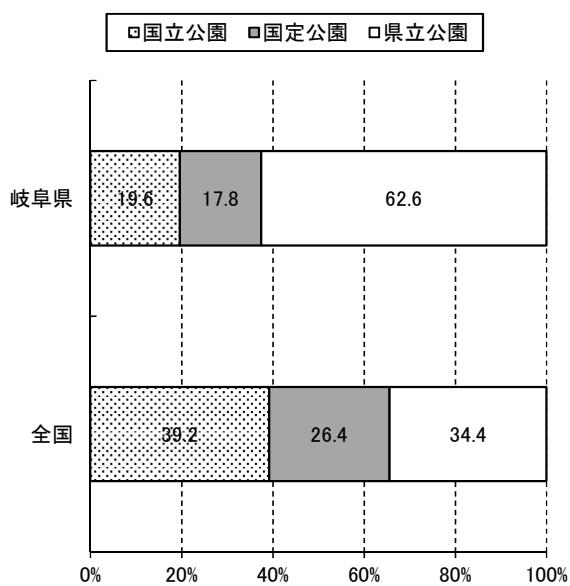
**治山事業工事費の推移**

資料：県治山課調べ

- 令和2年度の森林被害面積は1,208haで、うち97.9%にあたる1,183haが病虫獣害によるものです。
- 本県の自然公園面積は、195千haで、全国5位となっています。中でも県立自然公園の割合が62.6%と最も高くなっています。

**森林被害面積の推移**

資料：県森林整備課調べ



(令和2年度)

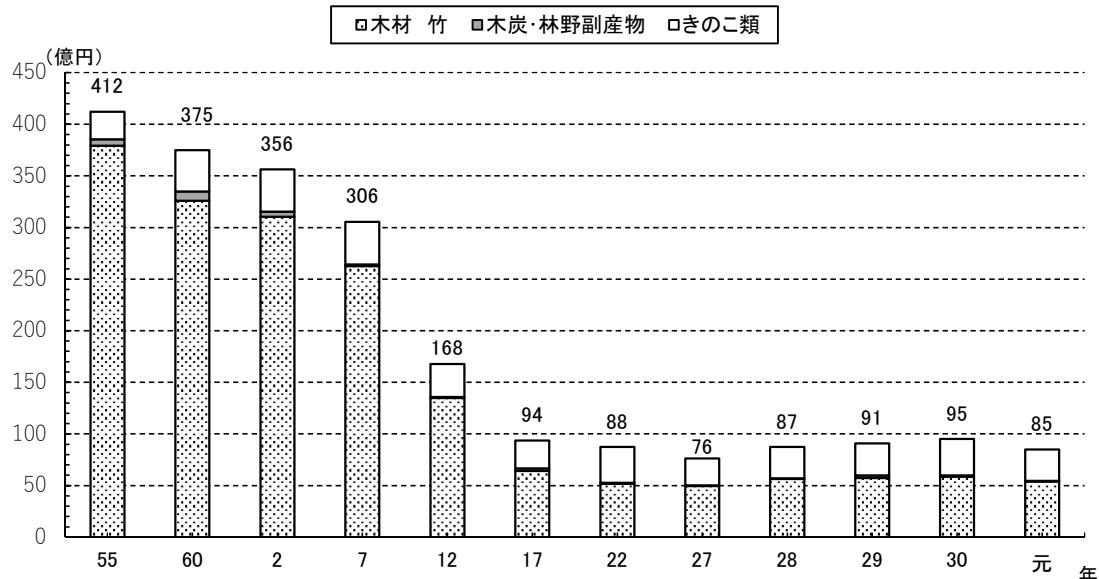
自然公園面積の割合

資料：環境省自然公園局「自然保护各種データ一覧」

(2) 林業・木材産業

①林業経営

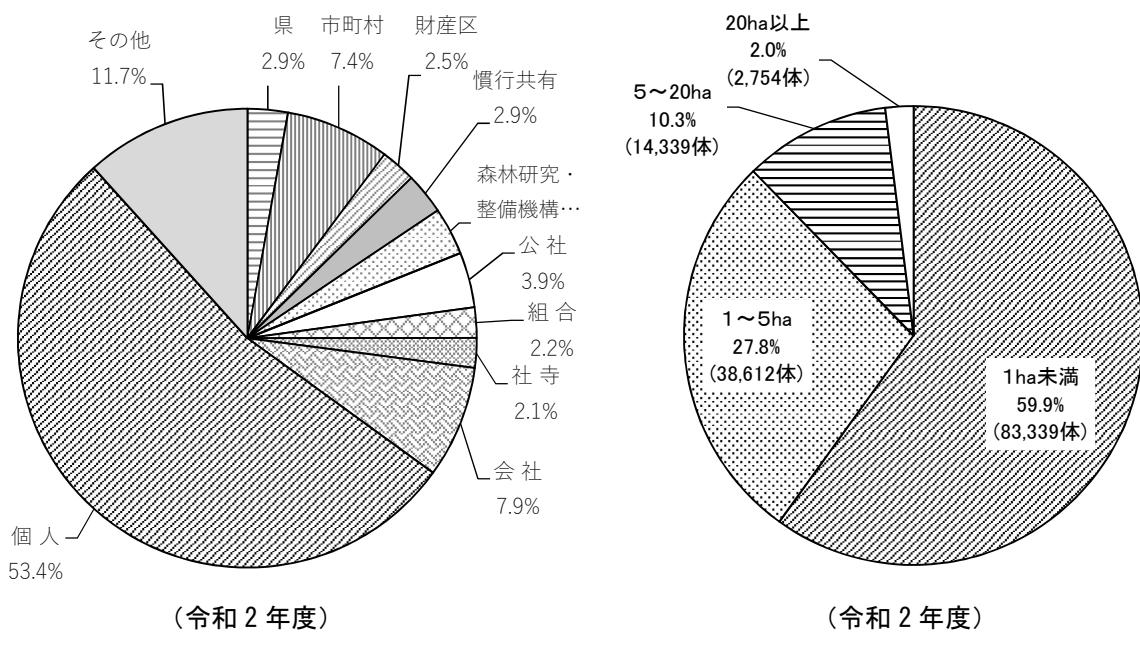
- 令和元年の林業産出額は85億円（対前年比89.9%）となっています。



林業産出額の推移

資料：東海農政局「第67次東海農林水産統計年報」

- 民有林面積は684千haであり、うち私有林が87.3%、公有林が12.7%となっています。私有林の内訳は個人所有が最も多く私有林全体の61.1%を占めています。
- 個人所有の規模別体数をみると、所有面積1ha未満が59.9%を占め、1~5haと合わせると全体の87.7%が5ha未満の零細な所有となっています。



所有形態別民有林面積の割合

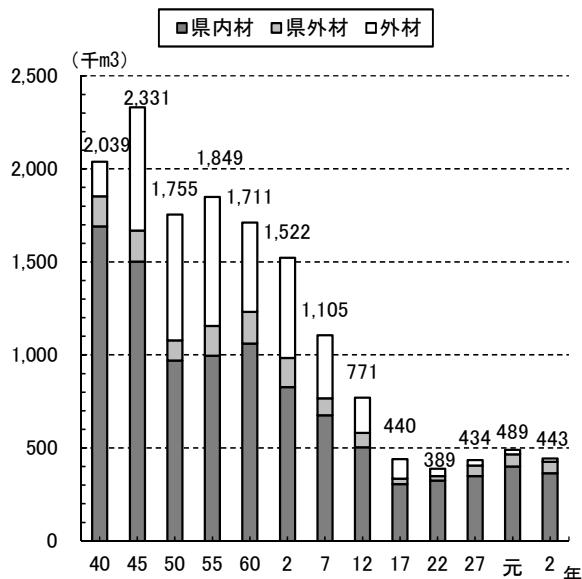
資料：県林政課調べ

個人所有林の所有規模別体数

資料：県林政課調べ

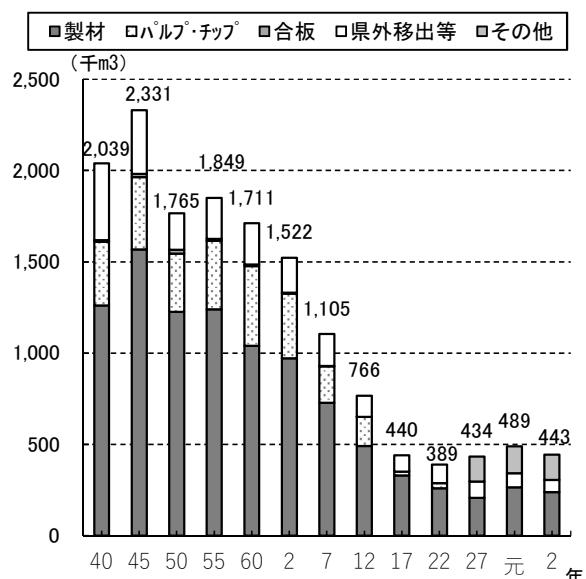
②木材生産・木材需要

- 令和2年の素材供給量は443千m³で、前年に比べて46千m³減少しました。このうち県内材の供給量は364千m³で全体の82.2%を占めています。
- 素材の省内需要は376千m³で、そのうち製材用の割合が63.6%と最も高くなっています。



供給元別素材供給量の推移

資料：農林水産省「木材統計調査」



素材供給量の推移

資料：農林水産省「木材統計調査」

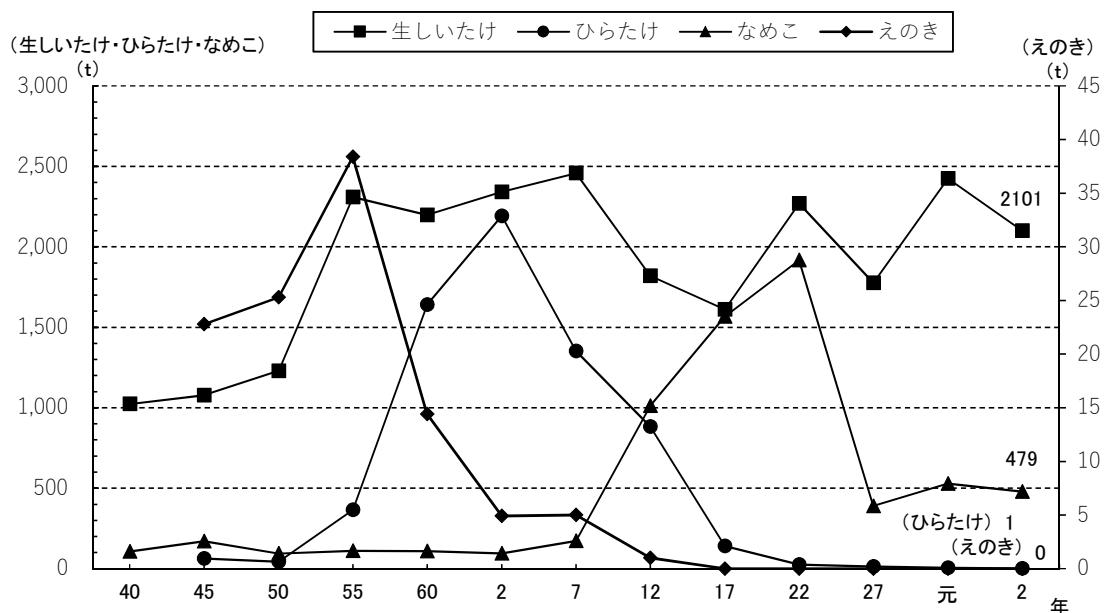
注：調査の中止によりH13年以降の「パルプ・

チップ」は「チップ」のみの数値

H23年以降は製材・県外移出等・その他で整理

③特用林産物

- 令和2年のきのこ類の生産量は、対前年比で「生しいたけ」が86.6%、「ひらたけ」が16.7%、「なめこ」が90.7%となっています。

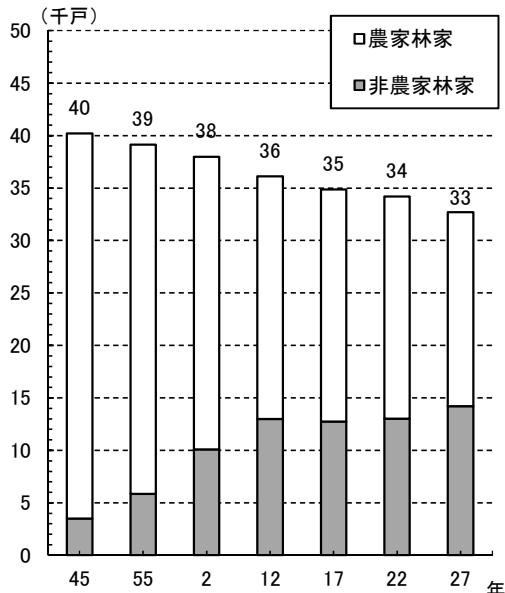


キノコ類生産量の推移

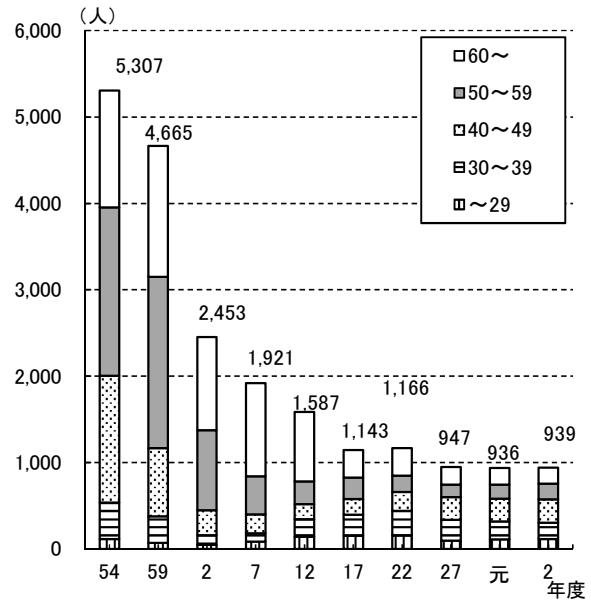
資料：県県産材流通課調べ

④林業労働力・林業機械

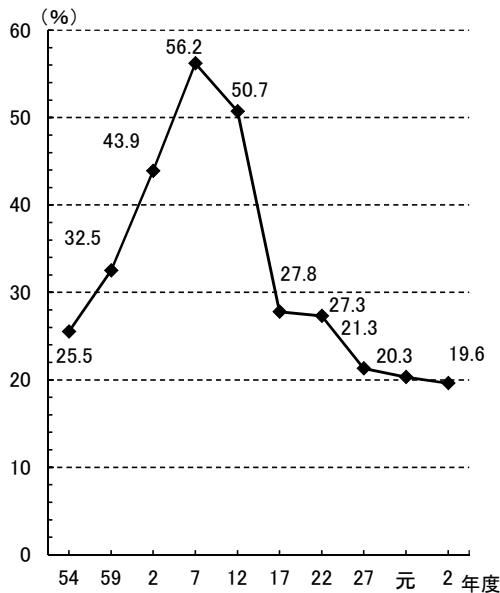
- 林家（保有山林1ha以上）戸数は減少傾向にあります。平成22年から27年にかけて農家林家数は2,696戸(15%)の減少、非農家林家数は1,201戸(8%)の増加となっています。
- 令和2年度の森林技術者数は939人で、前年度を上回りました（対前年比100.3%）。また、60歳以上の割合は、19.6%と前年度より若干減少しました。
- 森林組合の作業班員は411人で、前年度より25人減少しました。



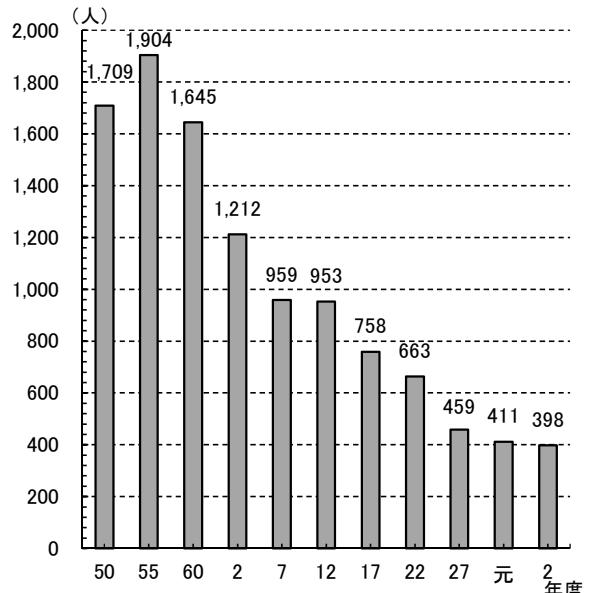
林家戸数の推移
資料：農林水産省「農林業センサス」



年齢別森林技術者の推移
資料：県森林整備課調べ



60歳以上の森林技術者の割合の推移
資料：県森林整備課調べ



森林組合作業班員数の推移
資料：県森林整備課調べ

3 用語の解説

【 あ 行 】

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化等、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

A材（エーざい）

通直で品質的に欠点が少ない木材。直材。主に建築用途として使用される。

NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organizationの略で、「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を与えられた特定非営利活動法人（NPO法人）のほか、市民活動団体、社会福祉法人、ボランティアグループなど様々な団体を含む。NPOの3つの特徴として、活動が非営利、社会的課題を解決、組織として活動がある。（2005年度岐阜県NPO法人ガイドブックより抜粋）

FSC認証（エフエスシーにんしょう）

Forest Stewardship Council（森林管理協議会）が運営する世界的規模の森林認証制度。1993年創設。ドイツ・ポンに非営利・非政府のFSC本部があり、世界の各国・地域で下部組織が展開している。

エリートツリー

成長や形質が優れた精英樹同士の人工交配等により得られた次世代の個体の中から選抜される、特に成長等が優れた精英樹。

温室効果ガス（おんしつこうかガス）

地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の温度を上昇させる（地球温暖化）効果を有する気体の総称。代表的なものに、二酸化炭素（CO₂）、メタンガス（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）などがある。これらの排出には人間の生活、生産活動が大きく関与している。

【 か 行 】

皆伐（かいばつ）

一定面積の立木の全部、または大部分を一度に伐採すること。

かかり木（かかりぎ）

伐倒しようとした樹木が地面まで倒れず、周囲の樹木の枝等にもたれかかった状態。不安定で危険な状態であり、かかり木処理を行う際には万全の注意を要する。

カスケード利用（カスケードりよう）

木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等としての再利用を経て、最終段階では燃料として使用すること。

下層植生（かそうしょくせい）

植栽の時期や樹種構成の関係により樹冠が2層以上の構造を有している森林において、下位の層にある樹冠を構成する木及び草木類からなる植物集団を指す。

カーボン・オフセット

日常生活や企業等の活動で発生するCO₂（=カーボン）を、森林による吸収や省エネ設備への更新により創出された他の場所の削減分で埋め合わせ（=オフセット）する取組み。

乾燥材（かんそうざい）

建築用材等として使用する前に、あらかじめ天然や人工的（乾燥機）に乾燥させた木材。木材に含まれる水分を一定の水準まで減少させることにより、寸法の狂いやひび割れ等を防止し、強度を向上させる効果がある。

間伐（かんばつ）

森林が閉鎖してから主伐までの間に成長により混みあってきた森林を健全な状態に導くため、または経営上中间収入を得るために立木の一部を抜き伐り等により除くこと。

間伐材（かんばつざい）

間伐によって生産された木材。

木の国・山の国県民会議

（きのくに・やまのくにけんみんかいぎ）

岐阜県森林づくり基本条例（平成18年岐阜県条例第25号）第25条に基づき、学識経験者その他県民等20名以内により、岐阜県の森林づくりに関して提言等を行うことを目的に設置した県民協働組織。

木の国・山の国推進本部

（きのくに・やまのくにすいしんほんぶ）

岐阜県森林づくり基本条例（平成18年岐阜県条例第25号）第27条に基づき、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置した、知事を本部長とする府内組織。

岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム

（ぎふけんしんりんぎじゅつかいはつ・ふきゅうコンソーシアム）

岐阜県の森林・林業・木材産業に関する県民からの技術的な相談に対応するとともに、産学官連携・海外連携による、共同研究・開発・交流・研修により新たな技術の開発やその普及を図ることを目的に、平成26年9月に設立された組織。

岐阜県森林づくり基本条例

（ぎふけんしんりんづくりきほんじょうれい）

揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくりを基本理念として県が平成18年3月23日に制定、平成18年5月21日に施行した条例。

岐阜県水源地域保全条例**(ぎふけんすいげんちいきほぜんじょうれい)**

水源地域における適正な土地利用の確保を図るための措置等を県が平成25年3月26日に制定、平成25年4月1日に施行した条例。

岐阜県緑の博士（グリーンドクター）**(ぎふけんみどりのはかせ（グリーンドクター）)**

岐阜県緑の博士の通称。岐阜県が認定する資格で、衰弱した樹木の診断と樹勢回復について専門的な知識と技術を有する人。

ぎふ性能表示材（ぎふせいのうひょうじざい）

岐阜県産の構造材・内装材について、寸法や乾燥度合を示す含水率、たわみにくさを示す曲げヤング係数等の品質・性能の基準をJAS制度に準じ岐阜県独自で定め、高品質な岐阜県産材の安定供給を図る制度。

ぎふの山に親しむ月間**(ぎふのやまにしたしむげっかん)**

岐阜県森林づくり基本条例（平成18年岐阜県条例第25号）において、県民に広く森林づくりについての理解を深め、森林づくりに係る活動に積極的に参加する意欲を高めてもらうため、八月をぎふの山に親しむ月間と制定。

ぎふ木育（ぎふもくいく）

岐阜県の豊かな自然を背景とした「森と木からの学び」のこと。

ぎふ木育教室（ぎふもくいくきょうしつ）

幼児期における森や木に親しむ体験を通して、人と自然との関わりを自ら考えることができる心を育むため、幼稚園や保育園等において、身近な自然と触れあい親む活動、木のおもちゃづくり等の活動を実施するもの。

ぎふ木育センター（ぎふもくいくセンター）

木のおもちゃでの遊びをとおして、ぎふ木育の魅力を伝えるボランティアスタッフとして、令和元年度から県が養成。「ぎふ木遊館」や木育イベント等で活動。

ぎふ木育30年ビジョン**(ぎふもくいく30ねんビジョン)**

ぎふ木育を通じた「森林に関する人づくり」のため、県が策定したビジョン（平成25年3月）。全ての県民が森林（自然）に誇りと愛着をもち、森林に対して責任ある行動をとる姿を目指し、人が生まれてから次の世代を育てるまでの30年間を目安として、段階的・継続的に取り組みを進めるもの。

ぎふ木育指導員（ぎふもくいくしどういん）

森や木、木のおもちゃに関する知識など、ぎふ木育に関する幅広い知識を習得した者を平成28年度から県が認定。イベント等でぎふ木育に関する普及啓発を実施。

ぎふ木育ひろば（ぎふもくいくひろば）

県産材を活用した木製品や木育教材を有し、誰もが身近にぎふ木育を体験できる屋内空間として、県内の児童館、図書館等に常設する地域の木育拠点。

ぎふ森林づくりサポートセンター**(ぎふもりづくりサポートセンター)**

県民の森林づくり活動への参加を促進し、森林づくりに関わる団体の活動を支援するため、森林づくり活動に関する県民の総合窓口として平成18年に設置。森林づくりに関する情報の収集・発信、活動団体のネットワーク化、森林づくり活動のコーディネート等を行う。

GAP（ギャップ）

GAP (Good (良い) Agricultural (農業) Practice (実施)) は、農林水産省では「農業生産工程管理」と訳されており、食品安全、環境保全、労働安全などの観点から、農業生産工程に潜むリスクを管理し、持続的に農業を行うための取組み。

強度間伐（きょうどかんばつ）

間伐回数を減らす等の目的のために、従来の間伐に対して、より多くの抜き伐りを行う間伐のこと。

グリーン・ツーリズム

農村地域において、自然・文化・人との交流を楽しむ余暇活動のこと。

県産材（けんさんざい）

県内に所在する森林から生産された木材。

原木（げんぼく）

製材される前の伐採された丸太のこと。

（森林の）公益的機能**(（しんりんの）こうえきてききのう)**

森林の機能のうち、洪水や土砂崩れ等を防ぐ防災機能（下流部における水害防止）、地球温暖化防止機能、生物多様性の保全機能、水源かん養機能等をいう。

公社（こうしゃ）（森林公社（しんりんこうしゃ））

分収方式による森林造成を行うことにより、森林資源の育成のほか、水資源の確保、県土の保全、農山村地域の振興等に寄与することを目的として民法第34条に基づき設立された法人。岐阜県では、(公社)岐阜県森林公社と(公社)木曽三川水源造成公社がある。

更新（こうしん）

森林や樹木等の世代交代。

高性能林業機械（こうせいのうりんぎょうきかい）

1台の機械で、多くの工程を処理したり、単一の工程を能率良く処理できる木材伐出用の専用機械をいう。機械の種類にはフェラバンチャ（伐倒）、プロセッサ（玉切り・枝払い）、ハーベスター（伐倒、玉切り、枝払い）、タワーヤーダ、スイングヤーダ（集材）、スキッダ（集材）、フォワーダ（集材運搬）、グラップルソー（玉切り、集積、積込み）等がある。国内には、1980年代後半から導入されるようになった。

合板（ごうはん）

丸太から大根のカツラムキのように薄板をつくり、繊維方向を交互にして接着剤で貼り合わせた板。

広葉樹（こうようじゅ）

平たくて幅の広い葉をもった樹木。（例：ナラ、シラカバ等）

【 さ 行 】**材積（ざいせき）**

木材や樹木の体積をいい、m³（立方メートル）で表す。

再造林（さいぞうりん）

人工林の伐採跡地に人工造林を行うこと。多くは、針葉樹人工林の伐採跡地に再び針葉樹の苗木を植栽する。

作業システム（さぎょうシステム）

伐倒、造材、集材、運材等の森林作業への機械や人員の配置等の一連の作業方法。林道からの距離や地形、生産目的により最適なシステムは異なる。

（森林）作業道（（しんりん）さぎょうどう）

伐採、造林、保育等の森林施業を行うために、林道等から作業現場へ向けて整備した自動車や高性能林業機械の通行が可能な幅員3m程度の作業用道路。

里山（林）（さとやま（りん））

集落の近くにある森林の総称。

山地災害危険地区（さんちさいがいきけんちく）

山地災害の発生する恐れがある箇所。

山地災害防止機能（さんちさいがいぼうしきのう）

森林内において土砂の崩壊、流出等を抑制することにより、山地の荒廃化を防ぎ、森林が発生源となる災害の発生を防ぐ働き。

G I S（ジーアイス）**（森林）G I S（しんりんジーアイス）**

Geographic Information System（地理情報システム）の略で、位置情報に基づき、地図や空中写真等の図面情報と、文字・数値情報を、総合的に管理、分析、加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステム。森林GISは、森林計画図や森林簿等の森林情報を管理するものをいう。

Jークレジット（ジェイクレジット）

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

C L T（シーエルティ）

Cross Laminated Timber（直交集成材）の略で、一定の寸法に加工されたひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着した板。

C材（シーザい）

小径木、短尺材で主に製紙用、ボード用の原料としてチップに加工される。

下刈り（したがり）

植栽木の成長を妨げる雑草木を刈り払う作業。

市町村森林管理委員会**（しちょうそんしんりんかんりいいんかい）**

地域の森林づくりが適切かつ効果的に実施されるよう、その地域における森林づくりの方針等について提案、その他の活動を行うことを目的として市町村が設置する組織。構成員は森林所有者、森林組合、地域住民等。

自伐林家（じばつりんか）

自らが所有する森林において、主として自ら伐採等の作業を行うことにより森林施業を行っている者。

獣害（じゅうがい）

獣類によって、樹皮をはがされたり若木が食害を受けたりする被害のこと。

集材（しゅうざい）

伐採した木を一定の場所へ集める作業のこと。

集成材（しゅうせいざい）

板材や角材を、厚さ、幅、長さ方向に接着して集成した木材。

主伐（しゅばつ）

木材として利用できる時期にきた木を伐る（伐採する）こと。主伐には、一度に全部を伐る「皆伐」と、何回かに分けて伐る「漸伐」がある。なお、一般的に択伐と呼ばれるもので、樹下植栽、更新補助作業を伴うものは、主伐となる。

植栽（しょくさい）

苗木を植え付けること。

除伐（じょばつ）

若齢の森林で、目的樹種の成長を妨げる樹種を中心に除去する作業。

針広混交林（しんこうこんこうりん）

針の葉をもつ「針葉樹」と、平たくて広い葉をもつ「広葉樹」が混ざりあった森林。

人工林（じんこうりん）

苗木を植えたり種を蒔くなど、人の手をかけてつくられた森林。

森林環境教育（しんりんかんきょうきょういく）

森林内での様々な活動体験等を通じて、人々の生活と森林との関係について理解と关心を深めるために行われる活動。環境問題に気づきその問題に対して何らかの働きかけができる人を育てる教育。

森林技術者（しんりんぎじゅつしゃ）

林業（造林、保育、伐木、造材、集材、作業道開設・補修）に従事する者。

森林組合（しんりんぐみあい）

森林組合法に基づいて組織された、森林所有者を組合員とする協同組合。なお、本計画においては、生産森林組合を除く。

森林クラウドシステム（しんりんクラウドシステム）

森林資源等に関する情報を市町村や林業事業体等の関係者間で効率的に共有するため、森林情報をクラウド上で一元的に管理し、ネットワークを経由して利用するシステム。

森林経営管理制度（しんりんけいえいかんりせいど）

森林経営管理制度に基づき、経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するための制度。

森林経営計画（しんりんけいえいけいかく）

森林法第11条に基づき、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が一体として整備できる森林について、5年を1期として立てる森林の経営に関する計画。

計画の形態には、林班の2分の1以上の面的まとまりのある森林による「林班計画」と、市町村長が定める一定区域内で30ヘクタール以上の面的まとまりのある森林による「区域計画」、自らが所有する100ヘクタール以上の属人的まとまりのある森林による「属人計画」がある。

森林資源（しんりんしげん）

直接的な意味では、森林から採取して生活に用いられる有用な材料や原料となるものをいい、製材、紙、パルプ等に用いられる木材、落葉や枝を含めた薪や炭等の燃料材、キノコ類、薬草、木の実、竹、樹皮、樹液、樹枝、繊維、染料等市場で取引きされる商品、および日常生活での必要品等。その後、水や空気や土壤など森林の存在によって生じる自然環境、さらには、水、大気、土等の物質そのものよりも、水の循環、大気浄化や気候の安定、土の生産・流出防止等の森林に備わっている環境維持機能も森林資源であると考えるようになってきた。

森林所有者（しんりんしょゆうしゃ）

森林を保有する者あるいは所管する者。

森林整備（しんりんせいび）

森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

森林施業（しんりんせぎょう）

主に木材生産を目的に、森林に対して様々な働きかけをすること。対象とする森林タイプで分けて「針広混交林施業」「広葉樹林施業」、伐期で分けて「短伐期施業」「長伐期施業」、収穫と更新のしかたで分けて「抾伐林施業」「複層林施業」というように使う。

森林配置計画（しんりんはいちけいかく）

将来に向けて望ましい森林の姿へ森林の配置を見直し誘導するため、県が客観的基準と地域の実情を踏まえて策定する計画（100年の森林づくり計画）。計画では、県内の民有林を「木材生産林」「環境保全林」「観光景観林」「生活保全林」の4つに区分する。

森林病害虫（しんりんびょうがいちゅう）

森林を構成する樹木を侵す微生物及び昆虫等の総称。代表的なものに穿孔虫のマツノマダラカミキリがある。

森林・林業基本計画（しんりん・りんぎょうきほんけいかく）

森林に対する国民の要請の多様化、林業を取り巻く情勢の変化などを受け、林業基本法を改定して平成13年度に制定された法律。木材生産を主体とした政策から、森林の機能の持続的発揮を図るための政策へと転換した。

水源かん養機能（すいげんかんようきのう）

洪水を緩和させる、流量を安定させる、水質を浄化するなど、森林のもつ水資源を保全する働き。

スマート林業（スマートりんぎょう）

地理空間情報やICT等の先端技術を活用した林業。生産性や安全性の向上、需要に応じた木材生産、労働負荷の軽減が期待できる。

生活環境保全林（せいかつかんきょうほぜんりん）

森林の保健休養機能を十分に発揮させるため、治山事業の一環で整備された森林のこと。森林内に遊歩道や東屋等の利用施設を整えて森林空間を森林浴等のレクリエーションの場として広く活用できる森林となっている。

製材（せいざい）

丸太から角材や板材を挽き出すこと、またはその製品。

生物多様性（せいぶつたようせい）

あらゆる生物種の多さと、それによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。

施業（せぎょう）

本計画では、森林施業の意味で使用。

施業指針（せぎょうししん）

森林を保育するための植栽、下刈り、除伐、間伐等の人為的働きかけを森林施業という。施業体系ごとの目標林型に向けての標準的な作業の時期、量等を示したもの。

施業集約化（せぎょうしゅうやくか）

林業の生産性の向上を図るため、小規模に分散した施業地をとりまとめて路網を整備ながら、林業機械を効率的に用いて間伐等の施業を行なうこと。（路網を整備しながら、林業機械を効率的に用いて生産性の向上を図るために、小規模に分散した施業地をとりまとめること）

施業プランナー（せぎょうプランナー）

地域の森林整備の推進のため、森林所有者に対する積極的な働きかけにより事業地の集約化を行い、高性能林業機械の活用や路網整備等による低コストな木材生産で森林所有者に利益を還元できる者。

全国森林計画（ぜんこくしんりんけいかく）

農林水産大臣が森林・林業基本計画に即し、全国の森林について5年ごと15年を1期として立てる計画。

早生樹（そうせいじゅ）

一般的には、スギやヒノキに比べて初期の樹高成長量や伐期までの材積成長量の大きな樹種。コウヨウザン、センダンなどがある。

造林（ぞうりん）

森林の生育過程を通して、育成管理すること。

素材生産（そざいせいさん）

立木を伐採し、造材して素材（丸太）を生産すること。

【 た 行 】**大径材（たいけいざい）**

最小径30cm以上の原木のこと。

多面的機能（ためんてききのう）

公益的機能に、木材等の生産機能を加えたもの。

地域森林監理士（ちいきしんりんかんりし）

地域が主体となった森林の管理・経営に必要な専門的知識等を有する人材。市町村・地域の森林づくりをサポートする。

蓄積（ちくせき）

林分の材積の総量を指し、森林簿では小班ごとに整数の m^3 単位で表している。

治山施設個別施設計画**（ちさんしせつこべつしせつけいかく）**

インフラ長寿命化計画（国）に係る岐阜県治山施設長寿命化計画に基づき、治山施設の維持補修や管理方針を定めたもの。

治山対策（ちさんたいさく）

山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全するために実施するダム工、山腹工や森林整備。

D材（ディーざい）

根元材、端材で、主に燃料（チップ、ペレット）の原料に利用される。

天然林（てんねんりん）

木の種が自然に落ち、芽生え、育つなど、ほとんどが自然の力によって成立した森林。本計画では、原生林、天然生林、二次林を含んだ広い意味で、人工林に対比する用語として「天然林」を使う。

特定母樹（とくていほじゅ）

特に優良な苗木を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性に優れたものとして農林水産大臣が指定するもの。

特用林産物（とくようりんさんぶつ）

主として森林原野において产出された産物で、通常林産物と称するもの（加工炭を含む）のうち、一般用材を除く品目の総称をいう。具体には、キノコ類、特用樹（和紙等の原料となるこうぞ、みつまたなど）、山菜類、薬用植物、樹実（くり、とちの実等）類、樹脂類、木炭等。

土場（どば）

市場等に出荷する前に、木材を一時的に集積・貯蔵しておく場所のこと。山土場等ともいう。

【 は 行 】**バイオマス**

再生可能で生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。例えば、木質のバイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源として注目される。

伐採許可旗・伐採届出旗制度**（ぱっさいきょかばた・ぱっさいとどけではたせいど）**

合法な伐採を行う森林の目印とするため、保安林内で皆伐をする場合は「伐採許可旗」、普通林で1ha以上の皆伐をする場合は「伐採届出旗」を設置する制度。

ハーベスター

高性能林業機械の一つ。伐採、枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）の各作業と、玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

搬出間伐（はんしゅつかんばつ）

伐採した木を森林外へ搬出し、木材として利用する間伐のこと。

B材（ビーざい）

曲がり材や短尺材で集成材用の板材や合板用の単板に加工される。

プレカット

住宅等の建築に必要な柱、梁などの部材を現場で簡単に組み立てられるように工場であらかじめ加工すること。

プレーパーク

道具や自然素材等を使って、自分の責任で自由に遊ぶことを基本とした野外の遊び場のこと。

保安林（ほあんりん）

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。このような森林は、木を伐ることが制限されたり、木を植えることが義務づけられるなど法律による規制を受ける。

保育（ほいく）

苗木を植えてから木材として利用できるまでの間に、人の手をかけて植えた木の成長を助け、丈夫な林を育て上げるためにの作業。下刈り・つる切り・除伐・間伐等の作業のこと。

【ま行】

緑と水の子ども会議（みどりとみずのこどもかいぎ）

木や森についての理解を深めるとともに、森林づくり活動への自主的行動や環境保全に対する意識の向上を図るため、小中学校での学校教育の一環として学習活動や体験活動を実施するもの。

未利用材（みりょうざい）

主伐、間伐等の森林施業をした後、林内に放置されている木材。

民有林（みんゆうりん）

個人、地方公共団体等が持ち主の森林。国有林以外の森林のこと。民有林には私有林（個人有、会社有、社寺有等）、公有林（県有、市町村有、財産区有等）、公社所有林等がある。

恵みの森づくりコンソーシアム

（めぐみのもりづくりコンソーシアム）

環境保全を重視しながら新たな森林資源の価値に注目して活用を進め、林業ではカバーされない里山・奥山林の持続的な保全と森林資源を活用した産業の育成を目指すため、理念を同じくする県民・企業、NPO等から構成される組織。平成23年7月に設立。

木育（もくいく）

子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる心を育てる取り組み。

木材サプライチェーン（もくざいサプライチェーン）

木材が生産されてから木材製品が消費者に渡るまでの生産・流通プロセスのこと。

木材産業（もくざいさんぎょう）

木材を原料とした加工・流通に関連する生産業、販売業の総称。

木質化（もくしつか）、内装木質化（ないそうもくしつか）

主要構造が木造以外の建築物を新築、増築、改築又は模様替えをするにあたり、内装に木材を使用すること。

木造化（もくぞうか）

主要構造が木造の建築物を新築、増築又は改築すること。

木造建築マイスター（もくぞうけんちくマイスター）

木材住宅アドバイザー又は非住宅分野の建築物の設計に10年以上従事している建築士で、県が主催する養成講座を修了し県が認定した者。県産材を活用した非住宅分野の建築物の木造化や木質化の提案・相談を行う人。

木造住宅アドバイザー

（もくぞうじゅうたくアドバイザー）

建築士の資格を持ち、県が主催する養成講座を修了し県が認定した者。県産材を利用した住宅の提案や木造住宅に関する相談・要望に応じられる人。

森のジョブステーションぎふ

（もりのジョブステーションぎふ）

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、公益社団法人岐阜県森林公社を「林業労働確保支援センター」に指定。その機能と組織を拡充し、「森のジョブステーションぎふ」を開所。林業の就業相談から技術習得・定着までを一貫してサポートする組織。

森のようちえん（もりのようちえん）

自然体験活動を基軸にした子育て・保育、乳児・幼少期教育の総称

【ら行】

立木（りゅうぼく）

森林法では土地に生立している木のこと。

林業事業体（りんぎょうじぎょうたい）

他者からの委託または立木の購入により造林、伐採等の林内作業を行う森林組合、素材生産業者等。

林業専用道（りんぎょうせんようどう）

幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業を行うための幅員3.5~4.0mの自動車道。

林地（りんち）

木竹が集団で生立している土地を指す場合が一般的。

林地開発許可制度（りんちかいはつきょかせいど）

森林の乱開発防止のため、森林法によって定められている開発規制措置。

林道（りんどう）

公道から、森林へアクセスするための幅員3~7m程度の自動車道。管理主体は主に市町村。

林齢（りんれい）

森林の年齢のこと。人工林では、苗木を植えた年を「1年」として、以下「2年」、「3年」…と数える。

齢級（れいきゅう）

森林の年齢（林齢）を一定の幅にくくったもの。一般に5年を1区切りにし、林齢1～5年を1齢級、6～10年を2齢級、以下3齢級、4齢級という。

路網（ろもう）

一般に林道・作業道の総称。本計画では、公道、林道、作業道をいう。

路網密度（ろもうみつど）

森林の単位面積当たりの林道・作業道の延長をいい、通常はm/haで示す。これに林内に存在する一般道路を加えたものの密度を林内道路密度といい、同様にm/haで示す。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、閔の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶴鉢などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議